井上 清著

# 日本の歴史

## 中

岩波新書

D 81

井上　清著

# 日本の歴史

## 中

井上　清

1913年高知県に生まれる
1936年東京大学文学部卒業
専攻—日本歴史
現在—京都大学教授
著書—「条約改正」
「日本の歴史上，下」(以上岩波新書)
「日本の現代史Ⅰ=明治維新」
「日本の軍国主義」
「部落問題の研究」
「日本女性史」
「戦後日本の歴史」

日本の歴史 中（全三冊）　岩波新書(青版) 574

1965年10月23日　第1刷発行 ©
1985年 4月20日　第30刷発行

定価430円

著　者　井上　清
発行者　緑川　亨

〒101 東京都千代田区一ツ橋2-5-5
発行所　株式会社 岩波書店
電話 03-265-4111
振替 東京 6-26240

印刷・精興社　製本・永井製本

日本国図（1875年，近代日本の版図確定時）
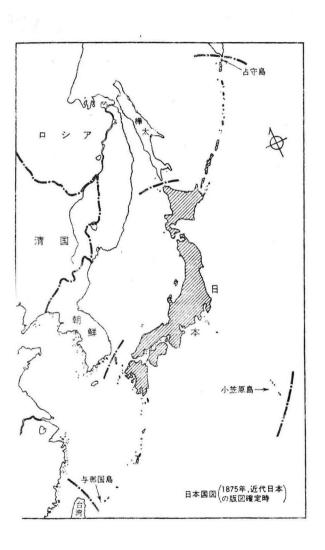
| ページ | 写　真　名 | 所蔵者 |
| --- | --- | --- |
| 口絵 2 | 『評論新聞』第62号 | 東京大学明治新聞雑誌記念文庫 |
| 目次カット | 天保改正御江戸大絵図 | 日比谷図書館 |
| 57 | 『天保荒侵伝』(写本) | 国立国会図書館 |
| 119 | 東京繁栄馬車往来之図 | 日比谷図書館 |
| 205 | 大日本帝国憲法発布記念式典図 | 日比谷図書館 |

目次

上部カット・天保改正御江戸大絵図(高井蘭山筆・天保一四年刊)

# 17 百姓・町人の勢力の上昇
## ―封建社会の最後の段階―

にぎわう日本橋
(『江戸名所記』)

### 封建社会の最高の段階

一七世紀の中ごろ、幕藩体制の確立によって、日本の封建社会は、その発展の最高の、そして最後の段階にたっした。

というのは、第一に、この体制は、本書上巻第15章でくわしくみたように、封建領主階級が、将軍・大名およびその家臣=武士団の整然たる身分位階制をもって、単一の支配階級を形成し、これと、小農民を主とする農・工・商の人民=被支配階級とが、いかなる中間の支配者もなしに、直接に相対する体制であり、両者の対立関係は、もはや封建制の古い形態に代えるに新しい形態をもってするのではなく、封建制そのものを、じょじょにか急激にか、解体させ変革してゆく以外には、結着のつきようのない階級構造になったからである。

しかも第二に、幕藩体制の経済的基礎には、封建制を掘りくずし、封建制と矛盾する要素があった。幕府諸藩は、「百姓は天下の根本なり」といい、直接生産者を本百姓とし、その孤立分散した小経営を、領主が直接に収奪することを、固有の経済的基礎としたが、それは農民を自給自足の自然経済にとじこめておくことを要求する。しかるに一方では、将軍が封建諸王の最高の王として君臨し、諸大名を参勤交代で江戸と領国に交互に生活させ、また将軍と諸大名が、その家臣=武士団を農業と農村からきりはなして、これを城下に集住させて統制するという体制は、全国的な、また各藩内の、一定の商品貨幣経済と交通の発達を前提として、はじめて成

立し存続しえた。領主が人民から収奪した年貢物資を貨幣に代え、また貨幣で必要な物資を買い入れることができなくては、大名の江戸住いも、一般武士団の城下住いも、不可能である。すなわち幕藩体制は、農業と自然経済を固有の基礎とする封建社会でありながら、それとは相いれない商品経済の一定の発達を前提としており、しかもそれを、鎖国＝海外市場からの強制的隔絶という条件下においても、後述するように、たえず成長させざるをえない、という矛盾をもっていた。この矛盾は、商品経済の全面的な勝利、その資本主義への発展転化によってしか、終極には解決されえないものである。この意味においても、幕藩体制は、日本の封建社会の最高の、そして最後の段階であった。

経済的基礎のこの矛盾が、はっきりあらわれてくるのは、一七世紀末からであり、幕藩体制の確立期には、本百姓の育成と商品経済の発展は、相互に助長しあって、それまでのいかなる時代にもまさる、生産力の急速な上昇をもたらした。

**農業生産力の発展**

幕府諸藩ともに、名子(なご)・被官(ひかん)などの古い隷属農民が、自立した本百姓になるのをうながす政策をとり、また、たとえ領主の年貢収入確保のみのためではあっても、農民の土地保有権が保障されたので、農民たちは、営々として、耕地の開墾をすすめ、創意工夫をこらして、農業技術を躍進させた。牛馬をもたない小農民が、人力で田を深くすきかえすことのできる、備中鍬(びっちゅうぐわ)そのほかいろいろの鍬が発明され、脱穀調整の道具として、千歯(せんば)

こき、唐箕、千石簁が発明された。千歯こきは、愛称を「後家倒し」といわれたが、それは、以前の脱穀作業は、「こき箸」という二本の割竹に穂をはさんで、こきおとしたもので、その作業には貧農の後家などがやとわれて、ようやく口すぎをしていたのが、いまやこき箸の何十倍も生産性の高い千歯こきが普及して、後家の仕事をうばったというのである。これらの農具は、近世はおろか、一九二〇年ごろまで、ひきつづいて日本農業の主要な道具であった。

肥料は、屎尿を主とするようになり、多大の労働力を要する刈敷きの比重はいくらか減じ、上層農民の経営には、油粕やにしん・干鰯など、商人から買う肥料（金肥）が使用されだした。この後二百年間、一九世紀のすえに、中国の東北地方（満州）から輸入の大豆粕の使用がさかんになり、ついで化学肥料が用いられるまでの、日本農業の肥料体系は、ここにできあがった。

これらによって労働生産性が高まった。先進地域では、水田一反歩当りの労働力は、一六世紀の五〇人から、一七世紀末の四〇人にへったという観察がある。また米の反当収量は、太閤検地では、上田で一石五斗が標準とされているが、一世紀後の一七世紀末には、一石七斗ないし二石が標準となった。

この間に、耕地面積の増加もいちじるしかった。農民の個々人の開墾面積はわずかでも、それを全国的に集計すれば大きかった。まだ幕府諸藩は、戦国争乱の間に発達させた築城・土木の技術を、いまや水利灌漑に転用し、それをいっそう発展させた。それにより大河川の上流・

中流をたくみに管理し、下流の広い沖積平野を水田化することができた。全国の耕地面積は、ある資料によれば、一七世紀はじめの約一六四万町歩から、一八世紀はじめの二九七万町歩へと、一世紀の間に八割以上も増加した。この数字はけっして正確ではないが、一七世紀中に耕地面積が激増し、それ以後の江戸時代一五〇年間の増加率はひくかったことは、確証される。

**商業的農業と手工業の成長**　生産力の発展とともに、一部の地方には、年貢および農家の自家消費のための米麦そのほか食料を主とする生産とならんで、商品として売るための工業原料作物や野菜等の生産、すなわち商業的農業が成長しはじめた。

一七世紀中に、棉花、藍、紅花および菜種の商品生産が、急速に発達し、茶、はぜ(ろうそくの原料)、こうぞ・みつまた(紙の原料)も、地方的特産として広い市場をもった。南蛮貿易とともに入ってきた煙草の栽培は、最初のうちは領主によって厳禁されていたが、増大する需要にしげきされて発展しつづけた。そのため領主も、一七世紀末には、新田畑にはつくってもよいとせざるをえなくなり、やがて、事実上はもとからの田畑(本田畑)にもつくられる。また関東、奥羽、東海、北陸の山間地方には、養蚕が発達し、生糸の生産は一七世紀中に二倍になった。以前は生糸は国内需要の大部分を中国から輸入していたが、一八世紀はじめには、ほとんど自給できるようになり、その後もいっそう発展する。また、年貢として上納した残りの米で、農民が直接に市場に商品として売り出す部分もじょじょにふえた。

北海のこんぶ・にしん・さけ、関東以南の太平洋沿岸のいわし、南海のくじらなどの水産物も、ますます多く商品として市場に出されはじめ、水産業が発達した。
商業的農業は、綿糸・綿織物、生糸・絹織物、あるいは染料、油、紙、蠟の生産などの農村手工業の成立発展と、表裏一体をなし、農村手工業の中心地は半ば町のようになった。これを郷村にある町＝在郷町（ざいごうまち）という。和泉・河内の棉業地帯にはいくつかの在郷町ができた。絹織物では、京都西陣のような以前からの工芸的高級織物の生産中心地が、いっそう発展し、その技術は各地につたわり、上野（こうずけ）の桐生（きりゅう）のような、新しい絹工業町がじょじょに成長した。
また農村手工業以外にも、全国的な商品生産の主要なものには、酒造と陶磁器生産とがあった。酒造業の発達は、良質の米が生産され、かつそれが商品となり、容易に入手できるようになったことを前提とする。良い米の買い入れに便利な、しかも大消費地である大阪の近くで、かつ水質にめぐまれた、伊丹・灘地区が、上質の酒を大量に生産する酒造業の中心地として発達した。陶器生産は、以前からある尾張の瀬戸の陶業がいっそう発展したほか、肥前の有田地方で、豊臣秀吉の朝鮮遠征に従軍したこの地の領主鍋島氏が朝鮮からつれてきた技術者が、磁器の生産をはじめ、その技術がこの地方にひろめられ、その磁器は、有田焼（またはその積出港の名をとった伊万里（いまり）焼）の名を以て知られるようになった。また同じ肥前の唐津港の近くには、以前から朝鮮伝来の陶器生産がおこなわれていたが、ここでも、秀吉の朝鮮遠征のさい、朝鮮の

技術者がつれてこられてから、陶器生産では東の瀬戸とならび称せられるようになった。この外にも、京都の清水焼(きよみず)その他の美術工芸的陶器の名産地ができた。

**城下町のぼうちょうと商業の発達**

商品生産の発達は、いうまでもなく商品需要の増大と見合い、それを前提とする。需要の増大は、二つの力によってひきおこされた。一つは、商品生産の発達そのものが社会的分業をひろげふかめ、そのことが商品需要を増大させる。すなわち農業、水産業、林業、手工業の分化、またそれぞれの産業内部(とくに手工業内部)の業種の専業化が生じ、したがってそれら各業種が相互に他業にたいして需要者となり、また相互の需要を仲介する商業・運輸業を社会的分業の一部門として成長させ、したがってまたその部門の従業者にたいする農工業生産物の需要をつくり出す。

もう一つの力は、これも広い意味における社会的分業の一種であるが、全人口の一割をこえると推定される武士および僧侶・神職など武士に准ずる身分・階級の、ぼう大な消費者人口が、城下に集住したことである。当然、彼らの必要をみたすための使用人と、建築、家具・日用器具・奢侈品の製造や、鍛冶(かじ)その他の職人および商人も城下に集まり、商人と職人の相互の需要も生じ、城下は一大消費市場となる。武士の城下集住と城下町の成立・ぼうちょうは、社会的分業と商品経済の一定の発達を歴史的前提とするが、それが一たん成立すると、その後しばらくは、商品経済の発達の最大の推進力となった。

最大の城下町江戸は、異常なまでに巨大な消費都市であった。一七世紀のすえ、江戸には武家とその奉公人がすくなくとも五〇万人いたと推定され、彼らの消費を基礎とする商業の従事者・職人・各種の労務者など一般市民(町方)の人口が、一六九三年に三五万四千人ほどという数字があるが、確実ではない。一七二一年におこなわれた最初のほぼ正確な町方人口調査では、五〇万一三九四人いた。総人口百万人前後の都市は、その当時の世界中どこにもなかった。一八〜一九世紀の世界最大の商工業中心都市ロンドンでさえ、その人口は一八世紀はじめには五〇余万人と推定され、一九世紀はじめでも九〇万人ほどであった。ところがとりたてていうべき産業もない江戸が、直接間接に封建的収奪に依存して、この大人口をもっていたのである。

諸藩の城下町は、ぐっと小さかった。最大の大名前田氏の城下金沢と尾張徳川氏の城下名古屋が、一八世紀はじめに、武家方四万人前後、町方五〜六万人ほどと推定され、それにつづいて大きな町では、仙台と広島に二万人ほどの武家方と三万人台の町方人口があった。これ以外の城下町は平均して総人口一〜二万人ほどで、どこでも武家人口が半数近くをしめ、町方人口のうちでは、通例は商人よりも職人が多かった。江戸が全国の商品経済をしげきしたように、諸藩の城下町はその地方のそれを発達させた。

そして全国的な商業の中心地として、大阪がもっとも栄えた。大阪には諸藩の年貢物資を集積する蔵屋敷(くらやしき)が百軒ほどもでき、年貢物資以外にも畿内の綿や油はもとより、松前のこんぶか

ら薩摩藩を通して市場に出される琉球の砂糖にいたるまで、全国の主要商品がここに集まり、ここから江戸をはじめ各地に送られた。その人口は一七世紀末に三四万五千人にたっした。同じころ京都も市外の町つづきを合せて三五万人ほどの町方人口をもち、大阪につぐ大商業都市であった。ここはまた絹織物や美術工芸の日本一の中心であった。ほかには唯一の対外貿易港長崎がやく六万人、堺もほぼ同数の人口をもった。これらの都市には武家は少数である。

江戸・京都・大阪は「三都」とならび称せられた。三都をはじめ諸都市の「町方」は、「町人」とよばれ、「百姓」とならぶ一つの階級として形成された。町人の最上層の大商人は、貨幣の富では大名をもしのいだが、むろん町人の大部分は職人・徒弟、自営商人とその奉公人等であり、さらにその下に、振り売りとよばれた行商人や日雇い人足などがいた。

全国的商業とともに、全国的な信用制度も成立した。当時通用していた貨幣には、金・銀および銭の三貨があり、その相場が変動するので、貨幣そのものの売買がおこなわれたが、それを両替といった。そして豊富な資金をもつ両替商は、全国の有力商人を相手に預金の受けいれ、貸付け、手形の振出し、為替の取組など、今日の銀行と同じような業務に進出した。これを本両替といい、有力な本両替商は、一六六〇年代に、「十人両替」という同業組合をつくり、業者の信用を落さないよう、きびしい相互監督をおこなった。

十人両替の中では、大阪の鴻池家がもっとも有力であった。また伊勢松阪の木綿商人出の三

井八郎兵衛(一六二二―九四年)は、江戸で呉服店越後屋をおこし、現金かけ値なしの正札販売をはじめて大成功した。ついで大阪にも呉服店をおこしたのみでなく、大阪、江戸、京都に本両替店を出し、幕府の「金銀為替御用達」すなわち幕府にたいする高利貸にもなった。それより子孫相うけて、日本一の大商業高利貸資本家三井組として、全国的な金融取引をおこなった。

**全国的交通の発展**

全国的な商業取引は、交通・通信の発達ときりはなすことができない。幕府は早くから江戸―京都間の、太平洋岸を通る東海道と中部山間地帯を通る中山道、江戸―日光間の日光街道、日光街道の宇都宮から白河にいたる奥州街道、江戸―甲府間の甲州街道を、五街道(本街道)として整備し、沿道の村々には、助郷役という、村の石高に応じて一定数の人馬を宿駅に出し、幕府・諸藩の公用荷物をはこぶ賦役を課した。

五街道は、幕府の全国支配のための政治的軍事的交通路であったから、その要所には関所があり、街道には牛馬車を通さず、大きな河にはわざと橋もかけなかったので、商品輸送路としての意義はすくなかった。しかし五街道の整備は、全国的な人の往来をさかんにし、経済活動をも容易ならしめるには、大いに役立った。一六六三年、江戸、京都、大阪の三都に「町飛脚」という民間の郵便業者の同業組合ができ、一ヵ月に三度の定期便を往復させた。飛脚は、江戸・京都間の郵便物を、ふつうで九〇時間、超特急なら六〇時間で運んだ。

五街道のほかの地方的道路は、脇街道あるいは脇往還とよばれた。ここには牛馬の背に荷物

をつんで運び、料金をとる、駄賃馬業が成立して、地方的市場の開発に役立った。

しかし貨物の大量輸送は、もっぱら海運によった。大阪・江戸間の太平洋沿岸航路＝南海路は、もっとも発達し、菱垣廻船と樽廻船という二組の廻船問屋が、合せて四百隻以上の二百〜四百石積み（二〇〜四〇トン）の船を動かしていた。大阪から瀬戸内海を通って九州北岸をまわり長崎に出る、西海路も早くからさかえた。また一六七一年、江戸の豪商河村瑞軒は、幕府の委任をうけ、陸奥の沿岸から太平洋岸を江戸にいたる東廻り航路を開発し、翌年、松前および出羽の諸港から日本海岸を西航して下関に入る西廻り航路を開いた。この両航路は、奥羽の幕府領の米その他の年貢物資を、安全に江戸に運ぶために開かれたが、一たん開かれれば、民間の商品輸送にも利用された。

＊ 菱垣廻船とは、積荷がこぼれ落ちるのを防ぐために、舷側に菱型の竹垣をつけた船＝菱垣船を使用した廻船＝海運業者。一七世紀前期におこり、最初は大阪・江戸間の海運を独占していたが、一七世紀末に、樽廻船が進出してきた。この名は、伊丹・灘の酒そのほか樽につめた醸造物を主としてとりあつかっていたことに由来する。

いまや日本歴史上はじめて、日本全土の沿岸を、江戸と大阪の二大中心にむすびつける海上交通路が完成された。それは、五街道を幹線とする陸上交通路の四通八達と相まって、全国の日本人が、経済的・文化的・心理的に、したがってまた終局においては政治的にも、一体の民族ないし国民として統合されてゆく、前提条件の一つを準備するものであった。

**平民の経済力上昇と社会的自覚**

生産力の急速な上昇、商品経済の発達は、農工商平民階級の経済力を上昇させた。大阪の商人出身で近世最大の小説家井原西鶴（一六四二―一六九三年）は、一六九二年刊行の小説集『世間胸算用』の中で、「世にあるものは銀なり、諸国ともに三十年このかた、世界のはんじょう目に見えて知れたり」とのべている。経済発展のおくれた会津地方でも、藩の役人は「慶安元年（一六四八年）より元禄元年（一六八八年）まで四一ヵ年間、民勢さし潮の如く盛んなる事に候」と観察している。

西鶴の『日本永代蔵』（一六八八年）には、「川ばたの九助」という、大和の大地主の隷属者出の貧農が、人一倍の勤勉と独創力により、しだいに土地を集積して富農になり、さらに多勢の人をやとって、一日三貫の繰り綿を加工する農村手工業の資本家になり、やがて綿問屋の大商人になる、という話がある。作者は千歯こきや唐箕も、唐弓という綿打ち道具も、みな九助の発明にしているのをみても、これが作り話であることはわかるが、この時期の大阪近くには、九助のような才能あるものには、生産力上昇の勢に乗じて、技術の改良や独創やすぐれた経営能力で、貧農から富農さらに問屋の大商人になる機会も、すくなくなかったであろう。

秀吉・家康時代の特権豪商の多くは没落して、新興の商品生産と都市民の需要をたくみにつかんだものが、成功した。三井も鴻池も住友（別子銅山の開発者）も、みなそうであった。

平民の経済勢力の上昇とともに、きびしい身分制のもとにあっても、彼らの社会的勢力の自

覚もまた生じた。長崎の富商西川如見(じょけん)(一六四八―一七二四年)の『町人袋』(一六九二年著、一七一九年刊)は、つぎのように町人の誇りをのべている。「天下金銀づかいとなりて、天下の金銀財宝みな町人の方につかさどる」のみならず、「儒者、医者、歌道者、茶湯風流の諸芸者、多くは町人の中より出で来ることになり」、町人が文化のにない手にもなったので、身分制では最下位の商人も事実上の社会的地位は高くなった。「水は万物の下にありて万物をうるおし養えり。町人は四民(士農工商)の下に位して、上五等の人倫(天子・諸侯・卿大夫・士・庶人)に用あり」と。本書出版の前後に著作された、幕府の顧問ともいうべき地位にいた学者荻生徂徠(おぎゅうそらい)の『政談』には、領主の立場から見て、「商人の勢盛んになりて、日本国中の商人通じて一枚となり、物の値段も遠国と御城下(江戸)とつりあわせて居るゆえ、数百万人の商人一枚と成りたる勢には、(将軍大名も)とても勝たれぬこと」、天下の「財用の権」は商人ににぎられたとなげく。いささか誇張ではあるが、全国的な商品流通の発展が、分散割拠する封建領主をのりこえた、全国を通ずる商人階級をおのずから成長させてゆくさまは、よく表現されている。

農民の社会的自覚をあらわす農民自身の文章は、この時期にはまだ見えないが、商人の階級的成長を指摘した『政談』は、同時に「田舎の締り」＝領主の農民支配力が弱められてきたことを、さまざまの角度から論証している。日本の社会科学の先駆者ともいうべき独創的な学者熊沢蕃山(ばんざん)(一六一九―一六九一年)の『集義和書』には、「まず人の初は農なり」といい、その時代には階級もな

く支配者もなかったという。これは、「百姓は天下の根本なり」というのが、領主の搾取の対象としてのみ農民を評価しているのとはちがう。後世の百姓一揆(いっき)の記録に、農民はすべての人間を養う、最も貴い人間であるという意味のことを、農民自身がいうばあいが出てくるが、蕃山は農民のそのような自覚を、早くも一七世紀のすえに代弁したのである。

**農民層の新しい分解**

平民の経済力の上昇とその勢力の自覚は、他面からいえば封建領主階級の相対的な弱化である。ここに、幕藩体制とその下での生産力の発展との矛盾の、終局の結果があらわれているが、その矛盾はまた、本百姓の階層分化をすすめて幕藩体制の基礎を弱め、幕府諸藩の財政を窮乏させる。

一七世紀の後期、「民勢さし潮の如く盛ん」といっても、一般農民のくらしが上昇したのではない。彼らの大部分は、相変らず掘立小屋に六〜八人の家族が住み、食事は雑穀と野菜が主であり、米は正月・ぼん・神祭の日か、または臨終の病床でしか食えなかった。民力向上とは、生産力の上昇により、年貢および自家消費分のほかに、多少の利益になる分＝作徳(さくとく)が残る富農が成立し、彼らが土地を買い集めて経営をひろげ、またはその土地を小作に出して寄生地主になる、ということである。その反面には、自営小農民＝本百姓が土地を手放し、水呑(みずのみ)(上巻二六七頁)になるものが出る。もともと「生きぬよう死なぬよう」に搾取されている農民は、家族の働き手に重病人が出るとか、凶作とか、そのほか無数にある偶然の事故によっても、たちまち

窮迫して、比較的豊かなものに高利の金や米を借りる。それが払えなければ、つまりは土地を手放さねばならない。また一般に商業的農業は、経営面積が小さいほど、生産費の面でも作物の販売面でも不利である。ここではとくに小農が没落する可能性は大きい。近畿の棉作地帯では、一七世紀末にすでに水呑は本百姓の半数にたっしていた。彼らは富農や農村手工業にやとわれ、一部は商店の奉公人や種々の労役者として、都市に出ていった。関東地方のように、商業的農業の未発達な地域では、階層分化は近畿よりもおくれるが、ここでも一八世紀前期には土地を手放し、地主の小作人になり、または村外に逃亡するものが多くなる。

このようにして新しい階層分化が進行しはじめた。それは幕藩体制の基礎である本百姓の多数をおちぶれさせ、領主以外の新たな生産農民収奪者たち、地主・富農・農村手工業経営者・問屋商業資本家・高利貸(彼らはしばしば一身にこのすべてをかねる)を成長させた。領主が生産農民の全余剰価値を収奪することは妨げられ、生産力の増大とともに領主の収入も増加するというわけにはいかなくなった。しかも領主・武士階級自身が商品経済にまきこまれて、年貢物資の販売でも、生活必要品の購買でも、御用商人に利をとられるし、彼らの収入は減少こそすれ、増加はしないのに、支出はふえるから、彼らの財政は困難にならざるをえない。

**農民闘争の成長**　参勤交代や幕府の土木工事手伝いなどの負担を課せられる諸大名の財政は、とくに困難で、長州藩などは、一六四六年に早くも、財政難のために藩士の禄の二割を、

「借り上げ」の名でへらしている。一八世紀になると、藩士の減禄は、たいていの藩であたりまえのことになった。

幕府でも、家康のばく大な遺金は、四代将軍家綱（在職一六五一〜八〇年）までで食いつぶし、五代将軍綱吉のとき一六九五年には、慶長金銀を改鋳してその品位を下げ、これを旧貨幣と同価格で通用させるよう強制し、新旧貨幣の差から生ずるばく大な利益＝「出目」をむさぼった。この後財政難きりぬけのための貨幣改悪がひんぴんとおこなわれる。貨幣鋳造権のない諸藩では、種々の名称の不換紙幣＝藩札を発行した。これは貨幣経済の発達に対応した人民収奪の新方法であるが、幕府諸藩はまた、直接に年貢の額をたかめたり、検地をして石高をましたり、取り立てをきびしくしたりして、搾取を強めた。

これにたいする農民の反抗も当然に強まる。一六四〇年から一二年間にわたり、若狭の青年庄屋松木長操は、年貢の大豆増徴に反対する農民大衆を代表して、藩庁に愁訴をつづけ、身は死刑になりながらも、ついに要求を貫徹した。このような庄屋・名主が村民を代表して、藩の中央に直接に訴える「越訴」は、各地におこっており、この時期の農民闘争の主要な形態であった。やがて一六五四年の信州高遠藩農民数千人の逃散、六八年磐城相馬藩民の強訴、八六年信州松本藩の農民多田嘉助の指導した「嘉助騒動」とよばれる強訴、九八年美作津山藩農民の全藩的な強訴など、大規模な農民一揆強訴がおこりはじめた。英明を以て知られた備前岡山藩

主池田光政などは、すでに一六六八年、幕府に上書して、いまの大名で将軍に反抗するものはなく、たとえあっても恐れるにたりないが、「ただ心もとなきは一揆第一と存候、方々に一揆起り申候わば、大名共のうちに逆心の者も出来申すべくと存候」という。大名の謀反よりも農民一揆が脅威となってきたのである。

**商人・商業と封建的搾取との結合**

幕藩体制に対抗する農工商人民の力は、このようにはっきりあらわれてきたとはいえ、人民はなお、きわめて困難な道を歩まねばならなかった。幕府諸藩が、当時の基本的な生産者大衆である農民を、年貢物資の生産にしばりつけておく力は、まだ依然として強かった。領主が農民の商品経済への参加をみとめたのは、かの慶安ふれ書(上巻二六七頁)に「年貢のために雑穀を売り候事も、または買い候にも、商(あきない)心なく候えば、人にぬかるものに候」というとおり、農民に年貢を完納させるために必要なかぎりにおいてであり、その限度をこえる農民の商品生産や取引は、たえず圧迫した。

また有能な支配者は、たとえば土佐藩の家老野中兼山(けんざん)(一六一五―一六六三年)のように、積極的に商品経済に入りこみ、その利益を領主が独占しようとした。兼山は、広大な新田を開発し、港湾を整備して大阪と藩地との取引の便をはかり、紙・漆などの生産をしょうれいし、かつその生産物を藩が買い占めて専売した。このいわゆる「殖産興業」は、一見商品経済をうながすようで、実は人民の賦役労働を大規模にこき使い、人民の生産と商業の自由をうばい、長期的本質的には、

商品経済の発展をかえってさまたげるものであった。事実、土佐の特産である紙の生産は、専売中には発展せず、一六六三年、兼山が全藩民の反抗をうけて失脚し、ついで専売が中止せられて、はじめて発達した。（その後一七一四年また藩営専売がおこなわれ、生産は停滞した。それに反対の二回にわたる農民一揆が、一七八六年完全に専売をやめさせてから、生産は本格的に発展する。）

生産の自由が、封建権力によってたえず圧迫されていたから、商人が多くの貨幣財産をたくわえても、これを産業資本に転化する道は、きわめてかぎられる。しかも鎖国のために海外貿易に進出もできないから、彼らの営業は、領主の売り出す年貢物資の取引および領主とその家臣団の消費に、主として依存した。こうして大阪では諸藩の蔵屋敷の物資とりあつかいを一手にうけおう掛屋・蔵元、また江戸では旗本・御家人たちの俸禄米をあつかう札差などの、封建領主と密着した大商人が生れた。彼らは大名・旗本の年貢・俸禄を抵当にとり、高利の金を貸してもうける、つまり、領主の封建的搾取への寄生者であった。大商人はまた鴻池家のように、領主から新田開発をうけおうこともあったが、それは耕作農民にたいする封建的搾取を、領主と分け取るだけのことで、農業資本家になることではなかった。

**自治のない都市と町人の生き方**

封建搾取に寄生する大商人が、巨万の金を幕府・諸藩に貸しつけ、その財政を左右する威力をもっているようでも、支配者の無理非道に抵抗する力は弱かった。幕府は一六八一年、江戸の豪商石川六兵衛をとりつぶしたのをはじ

めとし、しばしば豪商を、たんに身分にすぎたおごりをするとの理由で、とりつぶしてその財産を没収した。一七〇五年につぶされた大阪の淀屋は、西国・九州の諸藩のほとんどすべてに莫大な債権をもち、幕府にも銀数万貫の貸しがあった。この前後に淀屋同様に幕府につぶされ、または大名への債権をふみ倒されてつぶされた豪商は数十家にのぼる。もし彼らの富が全国の広範な問屋・生産者と取引し、また彼ら自身の生産事業によってつくられていたならば、これをむりにとりつぶすと、影響が大きく、経済界の混乱と社会的不安までもおこるであろうから、いかなる専制権力もそんなことはできないであろう。しかし封建搾取に吸い着いてできた富は、これを奪いとっても他に影響はなく、大名らがくつろぐだけである。

商工の営業を自由に発展させることのできない町人の政治勢力は、弱かった。そのことは、江戸その他の城下町はもとより、商人の都大阪や京都でさえも、市民の自治権が全然なかったことに、端的に見られる。幕府の直轄都市では、有力旗本から任命される奉行が、立法・行政・司法・警察の全権をにぎり、市民は市政について何の発言権もなかった。ことに店借り・地借り(借家・借地人)は、農村の水呑と同様に公民権がなく、五人組もつくられず、消防・祭礼など町内の公共事業の費用も分担しないが、またそれに参加する権利もない。宅地と家をもつ者のみが領主から見た「町人」――農村の本百姓に当る――であって、その住む町内かぎりの公共事業を管理した。彼らの中の最有力者が、町名主(江戸)とか年寄(大阪)とかの役につい

た。江戸の名主は世襲で、その上に三人の町年寄がいて、奉行と名主の間を連絡した。
たとえ金はあっても自由がなく、活動のはんいをかぎられている町人社会であってみれば、あのように意気さかんな新興町人をえがいた西鶴でさえも、しょせん「一生は夢の代」、この世は「浮き世」でしかないと、くりかえしのべたのも当然であった。「浮き世」とは、浮き浮きした楽しい社会ということと同時に、水の上に浮いているような不安定な、はかない社会を意味した。西鶴が町人の理想の一生としたものは、二四〜二五歳までは親のさしずをうけ、その後は親の財産に頼らず自力でかせぎ、四五歳までに一生の家をかため、後はあくせく働かないで遊楽することであった。自力で財産をつくれというところには、新興町人の意気が見えるが、一生らくにくらせる財産ができたら、遊楽ですごせという生き方は、不断の拡大再生産に突進する近代資本家精神とは、何というちがいであろう。
このような町人の遊楽の場として、江戸の吉原、京都の島原、大阪の新町をはじめ、全国の都市・宿駅で、売春の歓楽街＝遊廓が、日本歴史上空前絶後の繁昌をした。そこのみが、いかなる社会的地位・身分よりも金銀が物をいう世界であり、町人たちが金力による「自由」と「解放」感を存分にたのしめる場であった。ここにのみしか金力の「自由」と「解放」はないということも、幕藩体制と生産力の発達の矛盾の一つのあらわれであった。

# 平民文化の発展

## ―民族的文化の独創―

寺子屋の図（渡辺崋山画『一掃百態』）

百姓町人＝平民の経済的社会的勢力の上昇とともに、平民が文化の創造と普及の主要なにない手となった。一五〜一六世紀に、文化の創造力は僧侶・武士階級から民衆にうつりつつあったが（上巻第13章）、その移行は、一七世紀後半に完了した。日本歴史にはじめて、文化のにない手が、決定的に治者階級から被治者階級にうつった。

**平民が文化創造の主役となる**

文化創造の主力が平民にあったことは、芸術の諸分野においては、とくに明白である。小説における井原西鶴、俳句における松尾芭蕉（一六四四―一六九四年）、戯曲における近松門左衛門（一六五三―一七二四年）は、たんに近世文学においてのみならず日本文学史上における巨人とされているが、西鶴は大阪商人の出身、芭蕉は下級武士の出であるが早くからその身分をすてて各地の町人・農民の間で生活し、近松も京都の公家に仕えた下級武士の出身らしいが、若年でその身分をすて、賤民のすることといやしめられた演劇界に入り、「芝居事に朽ち果つべき覚悟」を誇りとしていた。

* 俳句は、連歌のうちのこっけい味を主としたジャンル、俳諧の最初の句＝発句を独立させたもので、一七世紀はじめから民衆社会によろこばれ、西鶴もその達人であった。しかし芭蕉以前のそれは、日常語を自由に駆使して民衆生活を軽妙に表現する知的娯楽であったが、芭蕉は、同じく日常語を用いながら、これを高雅な詩につくりかえた。

西鶴と近松の作品には、現実の町人社会をえがいたものと、現在および過去の武家社会に取

材したものとの二系列があるが、いずれにおいても、西鶴は武士道徳を批判し、為政者が偽善的に排斥する男女の性愛を謳歌し、営利を積極的に肯定した(『好色一代男』『日本永代蔵』など)。近松は封建的な人倫＝「義理」および金力と男女の愛情などの「人情」とがしょうとつする悲劇を、人情の立場からえがいた(『心中天網島』など)。この二人が人間社会をえがいたのにたいして、芭蕉は自然をみつめ、自然とわが心のふれあうところに独特の詩の世界を創造した。

**演劇・音楽・美術も平民に移る**

この時代に日本独特の歌舞伎劇と人形浄瑠璃劇が大成されたが、これも平民社会の産物である。

歌舞伎は、一七世紀のはじめに出雲出身の遊女阿国が京阪地方ではじめた、踊りを主とし、かんたんな筋立ての所作をまじえた芸能「遊女歌舞伎」に由来する。これは売春をともなったので幕府に禁止され、美女の代りに美少年の演ずる「若衆歌舞伎」となり、それも風紀をみだすとして禁止されたので、成人男子のみの「野郎歌舞伎」となり、美女美少年の容色をみせる舞踊劇から、科と白の演技で面白い筋を展開することを主とする演劇となった。このばあい女が舞台に出るのは禁ぜられているから、女の役も男優の女形が演ずる。その伝統が現代の歌舞伎にもうけつがれている。日本舞踊も歌舞伎劇中の舞踊を源流とする。一七世紀末には、江戸・大阪・京都の三都には、りっぱな常設劇場ができており、江戸の初代市川団十郎(一六六〇―一七〇四年)は、「荒事」といわれる勇壮な時代物(歴史的物語を主題としたもの)において、京都の

坂田藤十郎（一六四五―一七〇九年）は、「和事」といわれる情事を主とする世話物（当時の主として町人の社会を主題としたもの）において、ともに不世出の名優といわれた。

人形浄瑠璃劇は、操り人形と浄瑠璃の音曲とが綜合された劇である。一五世紀に琵琶法師のはじめた語り物の音曲の一種が浄瑠璃といわれたが、その伴奏楽器が、一六世紀の後半には、琵琶から、新たに琉球より伝来した三味線となり、それと古来の操り人形がむすびついて、一七世紀はじめに人形浄瑠璃が成立した。一八世紀のはじめ、大阪郊外の農民出身の竹本義太夫（一六五一―一七一四年）が、表現力の豊かな新しい浄瑠璃の節（義太夫節）を創造し、彼のために近松がすぐれた脚本を書いたので、義太夫節はたちまち斯界の王座をしめた。浄瑠璃は操り人形ときりはなして、独立の語り物としても楽しめるので、町人にとくに愛好され、やがて農村にもひろまり、その台本にあらわされた思想やモラルは、民衆の生き方に深い影響をあたえた。

これらの平民の舞台芸術・音曲にくらべて、武士社会の儀礼用の芸能＝式楽とされた謡曲・能楽は、古来の伝統を保守するだけで、何の発展もなかった。

美術においても、狩野派や土佐派は、幕府諸藩や天皇宮廷の御用絵師となり、芸術的活力を失なった。これに反して権力者とむすぶのをいさぎよしとしなかった京都の商人出の俵屋宗達（？―一六三四年）とそのつぎの世代の尾形光琳（一六五八―一七一六年）は、華麗な色彩の装飾画を大成し、上層町人に愛好せられた。そのころ江戸では、菱川師宣（？―一六九四年）が、民衆の日常生活の中に古来のだれも知

らなかった絵画美を見出して新しい画風をはじめ、それを木版で印刷して、浮世絵版画を創造した。彼は安房の縫箔職人の子に生れ、一生民衆の中に生き、民衆画家の自覚と誇りをもった。彼こそすぐれた美術を大衆のものとした日本最初の画家である。美術工芸でも、肥前有田の陶工酒井田柿右衛門（一五九六―一六六六年）は、磁器で中国磁器のような赤い色を出すことに成功し、京都の野々村仁清も赤絵の陶器を創造した。

**文化の宗教からの独立と儒教の浸透**

これらの芸術文化のどの分野も、非宗教的であり、現世的であった。こうなる歴史は、小説の推移に典型的にみられる。西鶴に代表される小説は「浮世草子」とよばれたが、この様式は、一五世紀の「お伽草子」、それにつづく「仮名草子」の系譜をひくもので、お伽草子は仏教的・超現世的説話を基調としたのが、仮名草子は現実の人間生活を物語りの中心にすえるようになり、浮世草子にいたって仏教のもっとも排斥する性欲物欲を積極的に肯定しそれを主題とした。人事に背をむけた芭蕉の俳句でも、目の前に現に存在する自然のさまざまの美しさに、生の充実を感じているので、超現実の世界を頭の中でつくり出そうとするのではない。演劇でも美術でも、これを以前のそれとくらべれば、そこにあらわされているイデオロギーの非宗教的現世的な性格は、一見して明らかである（たとえば能楽と歌舞伎のちがい）。それは現実に生き生きと活動している民衆社会を基盤とする文化の当然の特徴であった。

このような時代になってはじめて、学問もまた寺院から解放された。

いつの時代にも、支配者は人民を権力でおさえつけるだけでなく、思想的にも支配せねばならないが、近世以前の日本では、その思想的支配のもっとも重要な、ほとんど唯一の手段は、宗教――仏教と神社信仰その他――であって、学問は仏教に付随するものにすぎなかった。しかし、いまや人民が非宗教的な現世主義の思想を成長させてきたので、そういう人民にたいする思想的な支配の手段も、宗教のみでは不十分となり、現世主義の思想をもたざるをえなかった。支配者のその必要にこたえたものが儒教であった。

儒教は古代天皇制の成立期に日本に伝来し、各時代の上層支配者に大いに尊重されていた。しかし近世以前には、上層支配者が直接に勤労人民と相対するのではなかったから、君主が万民を統治するための教えである儒教は、上層支配者の教養の具とされるだけで、直接に人民を支配する教学として利用されることは、ほとんどなかった。したがってその学習も、天皇宮廷の儒学担当の家と僧侶に独占されていた。これが宮廷と寺院の外にひろまりはじめるのは、近世的な階級構造・政治構造が芽ばえてくる一五世紀以後である(上巻二二七頁)。そして徳川幕府の成立期に、僧侶の出である儒学者藤原惺窩(せいか)(一五六一―一六一九年)が、はじめて儒教研究を宮廷と寺院の独占から解放し、儒教を幕府とむすびつける糸口をひらき、彼の門人林羅山(はやしらざん)(一五八三―一六五七年)が、徳川家康に重く用いられた。羅山の子孫は代々幕府の「大学頭(だいがくのかみ)」(学事長官)となり、多くの弟子を養

成し、それらの儒者が諸藩に用いられ、儒教はたちまち封建教学の支配的位置をしめた。
　惺窩・羅山がひろめ、幕府諸藩の御用学となり、近世日本の儒学の主流となったのは、中国の宋朝の末期(一二世紀の後期)に朱熹が大成した学説＝朱子学である。それによれば、宇宙の根元として「理」があり、理の静と動が陰と陽になり、陰陽二気の作用によって天地自然の万物および人間社会とその秩序が生成される。理は自然と社会と人間を一貫しており、人間社会の秩序(封建的秩序・道徳)も、たとえば君臣上下の秩序は、天が上にあり地が下にあるのとまったく同一の理の貫徹であり、永遠不動である。これよりして、君臣上下の「大義」と臣たり子たるものの忠孝をつくすべき「名分」(大義名分)、および中華(内)を護持し夷狄(外)を排除するという華夷内外の別を明らかにし、厳守することは、社会の最高のおきてとされる。
　こういう世界観と実践道徳が、自家の領国にとじこもり、身分制と家父長制を人民支配の最重要の制度としている封建領主にうってつけであることは、いうまでもなかろう。朱子学の思弁的な世界論は、将軍・大名にはわけがわからなかったであろうが、その大義名分論は、彼らの階級的本能によっても容易に信奉できた。また理・気の説にたいしては、儒学者の間からも、さまざまの異論・批判がおこるが、大義名分と家父長制道徳の教を強調することは、儒教のどの学派にも共通していた。そしてその「教」を学ぶことは、近世日本でおよそ学問――自然科学や数学でも日本古典学(国学)でも――に入るものの必ず通る門であった。というのは、どの

学問をするにも、漢字を知り漢文の読解力をつけることが必須であり、そのためには必ず『論語』その他の儒教の古典や朱熹の初学入門書である『小学』などを学ばせられたから。こうして儒教道徳は、社会の支配的道徳となった。

惺窩・羅山らの学問は、独断的であり概念も厳密ではないが、とにかくここに世界を根元的に理論化しようとする思考が、僧院の外にひろまりはじめ、才能と野心のある青年は、儒学による立身出世を志し、儒者が職業として成立しはじめた。するとたちまち朱子学批判もあらわれる。その批判には、中江藤樹(一六〇八―一六四八年)のように、朱子学の道徳修養の方法が、規範のおしつけであり、各人の内心から自発的徳性を高めるには役立たないという観点から、規範の知識と内省修養による実践との統一=知行合一を説く王陽明(一六世紀はじめの中国の学者)の説=陽明学に移るものもあったが、学問的にいっそう重要なのは、現実そのものから理論を構成しようとする学者が出て来たことである。その最初の人は熊沢蕃山である。

## 歴史主義的・社会科学的思考の芽ばえ

熊沢蕃山は京都で浪人の子に生まれ、一時備前の岡山藩主池田光政に仕え、まもなく浪人して中江藤樹の門に入り、のちまた池田侯に仕え、財政経済政策に手腕を発揮したが、そのため幕府からそねまれ、一六五六年また浪人した。以来彼は幕府に迫害されつづけ、最後には下総の古河に禁錮され、そこで死んだ。この苦難の生活の中で、彼は現実認識を深め、陽明学や朱子

学の思弁からはなれ、政治の理論は、時と所と位(状況)の三条件に応じて変化すべきもので、「聖人」(超人的智徳をもつ儒教の理想的君主たちとその教えを集大成したとされる孔子)が、時所位に応じて制作した法や礼(社会秩序)を、普遍妥当的教条として守るのは、「死学」であると批判した。ここには変化する社会を客観的にとらえようとする、儒教をのりこえた社会科学の萌芽がある(『集義和書』『集義外書』『大学或問』など)。

蕃山とほぼ同時代の山鹿素行(一六二二―一六八五年)も、浪人出身で、林羅山の門弟であったが、やがて朱子学に疑問をいだき『聖教要録』で林家の学問を批判し、幕府に弾圧されて江戸を追われた。彼は、「理」は宇宙の根元や本体ではなく、天地自然と社会を一貫する条理であるとした。こういうスコラ的議論よりも、彼が「直ちに聖人を以て証と為す」といい、聖人自身が説いたことを聖人の真意通りに理解すべきであるとして、客観的な学問研究の方法に道を開いたことが、重要である。彼は聖人の真意を知るためには、その時代の歴史、法制、人情風俗をよく研究せねばならないと、歴史主義的方法を強調した。彼の著書『山鹿語類』には、「天地の開け始めし時は、君も臣もなし、ただ人間皆天地の気を得て生ずるまでなり」「人君は天下万民のためにその極を立てたるものにして、人君己が私する所に非るなり」というが、これは蕃山の「まず人の初は農なり」(前出)に匹敵する、歴史的思考のうみ出した卓見である。

聖人の書とその時代の研究によって直接に聖人を学ぶという素行の学問は、日本儒学史上に

「古学」とよばれるが、同様のことは京都の町人出身の学者伊藤仁斎も主張し、その立場から、儒教経典の文献学的研究に道を開いた。彼は生涯武家に仕えず、自宅に開いた「古義塾」で門弟を教えて悠々と生涯を送った。その門に入るものは武士・町人のべつなく前後三千人という。

蕃山の見識と仁斎の博学を兼ね、古学派の頂上をなしたのが荻生徂徠(一六六六―一七二八年)である。彼も父が浪人したため青少年期を貧窮のうちに苦学力行し、有名になってから幕府の重役柳沢吉保に重用せられ、幕政についてしばしば意見をのべた。彼も最初は朱子学派であったが、そのころには幕藩体制の矛盾は全面的に展開され、朱子学的な「理」の調和的な世界の非現実性は余りにも明白になっていた。そのような現実に対して、支配者として有効に対処する理論を求めた彼は、四〇歳ごろから朱子学をはなれた。徂徠は朱子学のみならず儒学一般では一体とされている自然の理と人間社会の理とをはっきり区別し(この点で素行・仁斎ともちがう)、自然の理は人間の知るべからざるものであるのにたいし、人間社会の理=秩序は聖人が制作した規範にほかならず、いかに聖人の叡智の制作でも、絶対的ではなく、数百年もたてば社会も変り、したがって、規範もそれに応じて改められねばならないとして、蕃山の時所位の説と同じ見方に立った。

ここから徂徠学は二方面に発展した。一は聖人の道を学ぶ方法として、聖人の時代の歴史と人情の研究を徹底させることである。彼はそのためとくに詩・文の正確な深い理解と歴史の実

証的研究を強調した。「学問は詩文より入りて歴史に極まり候」という。古の詩文研究を強調するので、彼の学派は古文辞学派といわれる。徂徠学のもう一つの方向は、聖人の制作を聖人の時代とは異った今の現実に具体化し改造することである。それは従来の儒学の「道徳即政治」とは区別された、支配の技術としての政治の学の第一歩であった。そのためには現実社会の深い観察と分析が必要である。彼のこの方向の代表的著作が前に引用した『政談』である。

蕃山・素行・仁斎・徂徠は日本の思想史上に特筆される独創的思想家であるが、彼らのうちの三人は浪人出身で、一人は町人であることは、彼らの思想学問の成立に関係が深い。彼らはその境遇上、朱子学の説とは反する矛盾多き現実社会に直面し、かつそれを見つめる能力をもっていたので、このような独創ができたのであろう。民衆の現実との深い交渉なしには、治者の学である儒学さえも、発展できない時代であった。

**批判的精神と歴史・古典の研究**

学問の方法としての懐疑の決定的な意義が、日本の学問史上に初めて明確にされたのも、この時代である。福岡藩の儒者貝原益軒(えきけん)(一六三〇―一七一四年)は、熱心な朱子学者であったが、晩年に、朱子学は孔子・孟子の教えたままのものとはちがうのではないかという疑いをもち、『大疑録』を著した。その中で彼は「学は疑有るを貴ぶ。大疑は則(すなわ)ち大進すべし、小疑は則ち小進すべし。疑無ければ則ち進む能わず」という。

こうして学問的批判の精神が芽ばえ、日本の歴史や古典の学問的研究もおこった。この時代

における歴史研究の最高の達成は、新井白石(あらいはくせき)(一六五七—一七二五年)の業績に見られる。白石は浪人の出で、甲府の徳川家宣(いえのぶ)(のち六代将軍)に仕え、幕政の枢機にも参与したが、家宣の死後は失脚し、余生をもっぱら学問研究で送った。その歴史著作には甲府時代の家宣に進講した『読史余論』と晩年の『古史通』その他の古代史研究とがある。前者には、歴史を「天下の大勢」の変転とし、その合法則的発展をとらえようとする志向があり、歴史によって大義名分、華夷の別を説こうとする林家の『本朝通鑑(ほんちょうつがん)』や水戸藩の『大日本史』とことなる科学的方向がある。また『古史通』は、『日本書紀』『古事記』の記載を、中国・朝鮮の古書によって批判的に検討し、その神話をも、現実の人間社会の投影として解釈した。その解釈には現代の学問からすれば誤りをふくむが、当時としては神秘主義を打破した積極的意義は高い。

白石はまた日本語の比較言語学的研究の先駆者であり、さらに幕政参与期に、日本潜入をはかってとらえられたイタリア人宣教師シドッチを訊問して、西洋の国情や文化を探求した。その成果が『西洋紀聞(きぶん)』『采覧異言(さいらんいげん)』で、鎖国下の日本の西洋研究の礎石となった。彼はシドッチの堅忍不抜の志を理解し同感するヒューマニティーをも示している。彼にはまた『折たく柴の記』という、日本人の自叙伝としてもっとも早期にぞくする傑作もある。しかも白石は、その多くの著作の主要なものはみごとな国文で書いた、まさに日本的学問の開拓者であった。

日本の古典文学の研究では、俳句の流行による古典の知識への要求のたかまりを土台として、

近江の村医の子の出である北村季吟(一六二四―一七〇五年)が、『源氏物語』や『枕草子』の注釈を集成して古典文学研究の先鞭をつけた。同じころ武士の身分をすてて大阪の町人社会に住みついた下河辺長流(一六二四―一六八六年)は、和歌の世界で、家がらの権威を重んじ、秘事口伝などとたわいもないことを神秘めかすのに反対して、自由な作歌をとなえた。彼の強い影響のもとに契沖(一六四〇―一七〇一年)が出た。彼は、武家に生れながら少年のとき僧となり、高野山で仏教の学問をおさめ、中年に和泉の富豪の援助をうけて日本古典の研究にうちこみ、万葉集の注釈『万葉代匠記』をはじめ、多くの古典文学の注釈書を書いた。それらは、仏教や儒教による意味づけにとらわれないで、古典の意味そのものを明らかにしようとしたもので、そのため古代日本語のかなづかいの研究をも進め、科学的な文献学・日本語学を開拓した。いわゆる「国学」の基礎は彼によってすえられた。その研究方法には、儒学における古文辞学派と共通するものがある。

**博物学・農学・暦学・数学・医学の成立**

わが国ではじめて中国直輸入ではない独自の自然科学・医学などが芽ばえたのも、この時代である。学問的懐疑の意義を明らかにした貝原益軒は、わが国における本草学(植物・動物・鉱物を薬用その他の利用の観点から研究する博物学の先駆)の開拓者でもあった。それまでの本草学は、中国の本草学書の解説にすぎなかったが、益軒がはじめて日本産の物をじっさいに調べて、それと中国の本草書の記述とを比較対照した『大和本草』をあらわした。ついで、江戸の町医の家に生れ、伊藤仁斎

に学んだ稲生若水（一六五五―七一五年）が、加賀の前田侯の援助のもとに日本の物産をひろく調べて、『庶物類纂』の大著（生前に三六二巻を完成）をあらわし、日本本草学の土台をかためた。

農学でも、一七世紀の中期に、日本ではじめての農業書である『清良記』があらわれた（著者未詳）。本書は領主のために農業経営を教えた形式になっている。ついで、もとの福岡藩士でのち帰農した宮崎安貞（一六二三―九七年）が、農民のために、『農業全書』（一〇巻）をあらわした。これは中国の農書や本草書を参考にしながら、著者自身の長い農民生活の体験と諸国巡歴のさいの見聞を系統立てたもので、多くのさし絵入りで出版され、農民の間にひろまった。

農業は四季の運行ときわめて密接な関係があり、農時をあやまらないためには、正確な暦を必要とする。しかし日本の暦は、平安朝の昔八六一年に、唐の宣明暦を採用したまま、一度も改めず、近世にいたっていた。それではじっさいといちじるしくいちがっており、農業はもとより、生産・交通の発達した時代の社会生活のあらゆる方面に、重大なさしさわりが生じていた。このとき碁をもって幕府に仕えていた保井算哲（渋川春海）（一六三九―七一五年）が、天文学にくわしく、中国の元朝にできた授時暦をもとにし、それを算哲自身が長期にわたっておこなった天体観測によって、日本のじっさいにあうように改めて、新しい暦をつくり、一六八四年（貞享一）、公式に幕府に採用された（貞享暦）。日本人がはじめて日本の暦をつくったのである。

農民と領主が直接に相対する緊張した関係は、双方に土地の測量や年貢に関する数学の知識

の要求をたかめ、商業の発達も計算の知識にたいする要求をたかめる。このことと生産・交通運輸の技術・天文暦学の発達と連関して、日本独自の数学が、急速に発達した。一六二七年に、京都の豪商で河川技術者としても有名な角倉了以の一族の吉田光由（一五九八―一六七二年）が、中国の明朝末に出た算書の一部分を、日本社会の必要にこたえるように移植した『塵劫記』を出版した。本書は日用の数学を教える書として、ひじょうに流布し、類似の本も多数出された。

この後甲府の徳川家に仕えて勘定吟味役になった関孝和（?―一七〇八年）が出て、独創の記号を用いた筆算で多元方程式を解く法を発見し、それまでの中国伝来の算木による数学よりはるかに高度の、日本独特の数学＝和算をうちたてた。これを最初として、彼は現代の高等数学のいくつかの分野にわたる多くの発見をした。孝和は数学の驚異的な天才で、その発見の中には、当時までの世界のどの国の数学者も知らなかった公式や解法があるという。その学をついだ門人で、孝和と同じく甲府徳川家の家臣であった建部賢弘（一六六四―一七三九年）は、孝和が糸口を開いた「円理」の公式を発見した。円理は微分学に相当する要素をもつという。

医学においても、一七世紀末、一八世紀はじめに、名古屋玄医（一六二八―一六九六年）、後藤艮山（一六五九―一七三三年）らは、「古医法」をとなえた。彼らの依拠した医書はすべて中国書であるが、重要なことは、じっさいの医療経験と観察を重んじて、その尊崇する中国医書をも、批判的に読もうとしたことである。そこには儒学の古学派の「聖人の道」にたいするのと共通の方法論的たいどがある。

以上、くわしく学問のことをのべたが、学問の社会的基盤も、明らかに平民社会にうつっていた。学者にも平民の進出がいちじるしい。学問でも芸術でも、この時代の文化は、平安朝の「国風文化」が貴族文化であって国民文化ではなかったのとはちがって、平民文化であることによって、真に国民的な文化となった。それは、三都を中心とする全国の経済・交通・文化上の結合・交流が成立していたことを基礎とする。

### 民族的文化の成立

民衆の間の民族意識の萌芽も、この時期に生じた。たとえば近松の脚本による人形浄瑠璃劇『国姓爺合戦』(こくせんや)は、一七ヵ月間連続興行の大人気を博したが、その筋は、中国の明朝の遺臣が九州平戸(ひらど)に亡命して日本人漁婦との間にもうけた「和藤内」(わとうない)(和=日本にも、藤(唐)=中国にも無い)という豪傑が、日本人の部下をひきつれて中国に渡り、明朝回復のために大活躍をし、「日本風」のよさ、「日本人」の強さを発揮する、というのである。これは、封建領主の侵略主義・排外主義とはむすびつかないで、日本人たることを誇るものである。

文化の民族的ひろまりは、印刷出版の発達と相互に作用しあった。一六世紀に朝鮮およびヨーロッパの金属活字印刷術が伝来したが、日本社会に定着しないうちに鎖国され、その後は木版の一枚刷りがさかんになった。一六七一年の資料では、当時の刊行書三八七四部(二万二一六四冊)があげられているが、二一年後の資料では、七二〇四部(三万五五七四冊)があげられている。出版物には初めは仏教書が四割近くで、もっとも多く、つぎには、かな書きの文芸・娯楽書が

多く、儒書・医書その他の学術書は、二割強であるが、後には、かな書物が首位になり仏教書は漸減する。これらの出版物は、ほとんどみな民間書店の営業としておこなわれ、書物は商品となった。それは学者・芸術家が独立の職業として成立したことと対応する。初期には京都が出版の最大中心地で、一八世紀中ごろから、江戸が京都とならんでくる。

また民衆自身の要求による子弟教育の機関＝寺子屋(寺小屋)が成立したのも、このころである。中世末には、寺院で武士や上層の百姓の子弟が、文字を主とする初等教育をうけることがはじまり、近世の町人社会の発展とともに、寺にかぎらず市中の民家で、浪人や僧侶・神職などの、教授料をとって少年に読み書き計算を教えることがおこった。そこに学習する少年を、京阪地方では「寺子」とよんだ。やがて寺子に教えるのを職業とする者、またその教える場所を、「寺子屋」というようになり、この関西の商人社会の用語が、大阪においてまず発達した文学や演劇を通じて、しだいに全国にひろまり、江戸の「手跡指南」「幼児筆算所」などという、しかつめらしい武士的名称を圧倒した。

**文化の二つの方向**　このようにして、一七世紀末、一八世紀はじめ、年号でいえば元禄年間を中心とするその前後に、平民的・民族的文化が、百花斉放の妍を競うたが、厳重な鎖国をともなう幕藩体制の重圧は、この文化がひきつづき全面的に発展することをさまたげた。それは、この文化の主要なにない手である町人社会が、農工業の不断の拡大再生産と営業

の自由を基礎として発展しつづけることが困難であったことと対応する。
たとえば、文学における西鶴の性愛肯定は、性にたいする封建的抑圧との闘争を通じて、人間性の全面的解放をかちとるという展望をはばまれ、性的本能の享楽＝「好色」にとどまった。ここからは容易に頽廃に転落するであろう。それは、四五歳までに財産をこしらえて、あとは遊楽するという生き方しか理想としえなかったような、町人の限界と相応する。学問の例でいえば、和算は、やがて計算および幾何図形の難問を、直観的な方法で解く高度に知的な楽しみに終った。不断の拡大再生産、したがって不断の産業技術の発展、それとむすびつく自然科学の諸学科のいっそうの発展と数学とが、相互にたすけあうという条件をもつことができない社会では、せっかくの数学的才能も、こうなるほかなかったであろう。
封建領主の人民統治の理論である儒学は、領主階級と人民との矛盾の深化につれて、儒教倫理による人民教化が強められるだけで、学問としての発展はとまった。
しかし近世前期に成立した知識人層――その出身が武士・浪人たると百姓・町人たるとを問わず――の厚みは、時代とともにましてゆき、彼らの中から幕藩体制の諸矛盾を、改革的にか革命的にか解決しようとするものがあらわれ、芸術文化の上でも、いくらかの新しい人民的な展開が見られる。

# 19 封建制の矛盾の激化

## ——享保・天明期の政治と社会——

天明三年、浅間山の大爆発
（チチング『将軍列伝』）

### 「文治政治」＝官僚制の萌芽

幕藩体制の諸矛盾が早くもはっきりあらわれてきた一七世紀のすえ、幕府では、五代将軍綱吉が位についた（一六八〇年）。彼は前将軍家綱のもとで全権をにぎっていた大老酒井忠清をやめさせ、譜代の功をほこる老中たちをおさえ、幕府職制上の執政機関ではない側用人（将軍の侍従）柳沢吉保らを重く用いた。またそれまでの代官は管内の徴税請負人のような性格をもっていたのを、幕府のたんなる年貢徴集官・地方行政官とすることをめざす改革をおこなった。ここには将軍を独裁君主とする官僚制支配の萌芽があり、それまでの幕府のもっていた譜代大名の連合政権的な性格は、弱められはじめた。

綱吉はまた、儒教による民衆の思想的支配に熱中し、一六八二年には、諸国に高札（掲示板）をたて、忠孝をしょうれいし、不忠・不孝者は罰することにした。刑罰のおどしで「道徳」を強制するという、現代もなおおこなわれている「道徳教育」の日本型は、ここにはじまる。そして、「道徳」の強制は、必ず思想・言論の抑圧をともなう。一六八四年、幕府は「むさとしたる小歌」、「当座の変りたることを瓦版（一枚刷りの速報）などにする」ことを禁止した。印刷物という新しい大衆的伝達手段が、民衆の間に芽ばえた瞬間に、それは圧迫された。

綱吉の「道徳」や「仁政」の本質は、一六八七年にはじまる「生類憐れみ」において、最極端な形であらわれた。それは、生物を殺すことを禁止したもので、とくに彼は戌（犬）の年に生

れたので、犬を愛護することを命じた。野良犬でも、それを殺した者は死刑にされ、追いはらっただけでも、牢に入れられた。一二世紀の白河上皇の殺生禁止令(上巻一一〇頁)とならぶ虐政の典型である。人民は綱吉を「犬公方」とののしった(公方は将軍の尊称)。彼の死後(一七〇九年)、はじめて本令は廃止され、本令による入牢者は釈放されたが、その数は八八三一人もあった。

　このころ幕府の忠義しょうれいに、うってつけの事件がおこった。一七〇一年、赤穂藩主浅野長矩が、幕府の高家(儀礼をつかさどる役)吉良義央にはずかしめられたのを憤り、彼に江戸城内で切りつけたために、浅野家はつぶされた。翌年(元禄一五年)、長矩の家老大石良雄ら四六人*の旧臣が、亡主の遺恨を晴らすために、吉良邸に討ち入り義央を殺した。幕府は大石らを忠臣の模範として賞讃するとともに、徒党を禁ずる幕府の大法はまげられないとして、四六士に切腹を命じた。一方では忠義のしょうれい、他方では幕府の法のきびしさを強く印象づけるという、二重の思想的政治的効果をおさめたのである。

* ふつうには四七士となっているが、討ち入りの直前に一人は行方をくらました。

　一七〇九年、綱吉の死んだ後を甲府徳川家の家宣がつぎ、家宣に信任せられた学者新井白石が、政治の中枢に参与し、幕府の儀礼をととのえ、また「仁政」の姿勢をしめした。それゆえ、通例では、この時期の幕政を、武断政治から文治政治への移行という。しかし幕府の全時代を通じて、武士階級の人民にたいする武断専制の本質はすこしも変りはしない。家宣・白石の治

下でも、一七一一年の江戸市中高札は、「新作のたしかならざる書物商売すべからざること」、「何事によらず誓約をなし徒党を結ぶべからざること」と、学問・思想・出版への新しい圧迫、人民の団結禁止を強化している。

ただこの武断専制の支配体制が、年とともに法と制度の体系として整備され、将軍を独裁君主とし、その下で、あるていど家柄・門閥によらない、官僚制的支配がおこなわれる傾向が進んだ。それなればこそ、白石のような浪人出の学者でも、政権の中枢に参加できた。この傾向は五代綱吉にはじまり、「武断政治」といわれる八代将軍吉宗の時代に、一段と強められる。それは、全国的な商品経済・交通の発展、百姓町人の勢力の上昇に対応する、封建支配の権力集中の不可避の過程であった。

**矛盾の深まり**

吉宗は一七一六年(享保一)、紀州徳川家から本家をつぎ将軍になった。そのころ農民闘争は、しばしば全藩的な蜂起形態をとるほど強力になっていた。加賀大聖寺藩の一七一二年の一揆では、農民大衆が藩の巡検使をとらえて年貢減免を承認させ、また、茶問屋・紙問屋など、藩権力とむすび農民の商品生産を支配する村役人の家をうちこわした。吉宗即位の翌年(一七一七年)、広島藩農民は、検地反対で蜂起し、村役人の家をかたっぱしからうちこわし、検地中止、年貢率の永久引き下げの要求を貫いた。

このような大蜂起は、まだ日本全国で一年に一件か二件であるが、これらの一揆は、農民た

ちが、商品生産と市場への参加を通じて、孤立分散の生活からぬけだし、一つの階級として、より広くより強く結合しはじめたことを意味する。一揆・暴動はおこっていない地方でも、同様の社会的過程は、多かれ少かれ進行していた。

関東地方のように、農民の小商品生産はまだ進んでいない地方でも、貨幣流通は浸透しており、高利貸的地主と小農民および小作との分化はいちじるしかったのみでなく、土地をすてて流浪するものが多かった。一七二一年に、浪人山下幸内が幕府に出した意見書では、近年関東・東北の村々の人別帳から消えた農民は一四〇万人という。西南の熊本藩でも、一七四六年の文献によれば、以前は家の三〇軒もあった村は一五軒になり、一〇軒は五軒になった、ここかしこに行き倒れの餓死者も多い、という。

土地を手放す農民の多い反面では、それを集中する地主・高利貸が成長する。「国土の田地百にして九十五は、小作というに預けおき、その地主直に作ることなし」と、武蔵の川崎の地主で、関東の農村事情に通じ、関東郡代に重く用いられた、田中邱隅の『民間省要』(一七二一年著)にある。これは相当の誇張にちがいないが、後進地帯も、先進地帯とちがった経路と形で、はげしい階層分化、農民大衆のれいらくが進行している。こうして幕藩体制の本来の経済的基礎の分解がしだいに早くなってきた。

徂徠の『政談』が指摘したような、「全国の商人通じて一枚となる」、商人のギルドの形成も

進んでいた。幕府は一六五七年以来、しばしば、商人・職人が「仲間」をつくり、商品価格や工賃の協定をすること、そのほか何事によらず「一味同心の寄合」を禁じていたが、すこしもききめがなかった。そこで一六九四年に幕府は、大阪から江戸へ廻船で運ばれてくる商品の荷受問屋が業種別に結成した、一〇組の「仲間」(十組問屋仲間)を公認し、これから冥加金(幕府に感謝する金)という名目の税をとることにした。ついで、十組問屋のよびかけにより、大阪の荷主問屋も、業種別に二四組の「仲間」を結成し、冥加金をおさめて幕府から公認された。これより、問屋たちの「仲間」(ギルド)は事実上つぎつぎに公認されはじめた。

**享保の改革(一) 官僚制の推進と思想統制**

この時期に将軍になった吉宗は、三三歳の壮年、紀州徳川光貞の第三子に生れ、はじめ越前鯖江三万石の藩主になり、ついで、お定まりの財政難にあえぐ紀州藩主として、一〇余年の苦心の体験ももっていた。彼は綱吉以来三代にわたり、側用人や浪人上りの学者など、家がらの低い新参者が権勢をふるうのに反感をもっていた譜代大名の老中らの力で、先代将軍に血縁のもっとも近い尾張徳川氏をおしのけて将軍にむかえられたので、老中・若年寄・三奉行という、幕府職制上の本来の執政機関を重視し、側近政治をおこなわなかったが、それはけっして綱吉以前の譜代大名連合政権的な幕政の再現ではなかった。

吉宗は老中らを輔佐の官僚として、万事を独裁した。本来の職制では、老中会議が政策を決

定し、通常の政務は月番交代の老中が当ることになっていたが、吉宗は老中の一人を「勝手掛り」と定め、それに財政の全権をあたえた。また勘定奉行を公事方(司法係り)と勝手方(財政係り)に分け、勝手方に主力をおき、全国の代官を総点検し、代官の大量入れ替えと各代官所の役人の大刷新をおこなった。これは、綱吉の改革と同じ方向をいっそう進めたものである。また勘定奉行所の役人や代官など、主として民政関係の実務担当者に、役職に応ずる俸禄を定め、家がらにかかわらず人材を登用し、その者の家禄が役職相当の俸禄より少ないときは、在職中その不足分を支給する、「足高」制をはじめた。また彼の施政の末期には『公事方御定書』を編纂した。これは、司法・警察事務に関する法規と刑事・民事の訴訟法、および刑事判例を系統づけ、司法部内のみの参考資料とした非公開の法典であるが、ここにも、裁判を成文の法と制度によっておこなう、官僚制化への方向が見られる。(この法典の訴訟法および刑法の部分が『御定書百箇条』である。)

幕府は内部機構の改革とならんで人民支配と収奪の体系的な改革を断行した。その第一は思想統制である。

吉宗は就任直後からきびしい倹約を令した。それには、幕府の儀礼費そのほかの冗費の節約もあるが、主としては百姓町人の「おごり」を禁じ、農民が日用物資を多少とも金で買うことを、「おごり」としておさえつけ、古来の自給自足の生活にとじこめておこうとする経済的お

よび思想的政策であった。ついで一七二一年「呉服・諸道具・書物類は申すに及ばず、諸商売物・菓子類にても、新規に巧み出し候事、自今以後堅く停止たり」と令した。

この翌年、幕府はさらに五ヵ条の出版統制令を出し、儒書、仏書、神道書、医書、歌道書そのほかすべての出版につき、「みだりなる儀、異説等」を禁止し、「好色本」の絶版、「権現様」(家康)および「御当家」(将軍家)に関する書物の禁止その他を令した。この第二項と関連して、べつに、世上のうわさ話や男女の心中死のことを印刷物にして売り歩くことの禁止と違反者の処罰を令した。これは平民文学への大打撃であった。

学問の独創や人情解放の文学を禁圧する反面、幕府は積極的に民衆「教化」をはかり、寺子屋を統制し、教科書として幕府の法令などを用いさせ、また幕府で寺子屋の教科書を作製し配布したこともある。

**享保の改革(二) 農民搾取と統制の新法**

儀礼費用の節約などで幕府財政がたち直るわけもなく、吉宗は一七二二年、諸大名に高一万石につき米一〇〇石の献納(上げ米)を命じ(その代り参勤交代の江戸滞在期間を短縮、一七三〇年まで継続)、それで急場をしのぎながら、農民収奪の新しい体系をつくりあげた。すなわち、土地の生産力状況に応じて、従来の検見取り*に代えて定免法、有毛見法を用い、また関西のように商品農業の進んだ地方では、年貢の代金納について、金額が高くなるよう換算率を改めた。一七三六年、吉宗によって勘定

奉行に登用された神尾春央（はるなか）は「百姓と胡麻（ごま）の油はしぼればしぼるほど出る」とじまんしたといわれるが、吉宗の改革はまさにその実行であった。

＊「検見取り」は、毎年豊作か凶作かを役人が検分し、それにより基準租額を増減する法。「定免法」は、過去数年間の平均収穫高を基準として租額を一定し、数年後にまた改定する法。年々の検見の手数がはぶけ、しかも年の豊凶にかかわりなく安定した貢租を確保できる。「有毛見法」は、検地帳の石高に関係なく、毎年の収穫高を調べて、それから一定率の年貢をとる。これは、早稲・中稲・晩稲など成熟期のちがう稲のつくられている発達した地方では、検見が煩雑で実行できない。

既存の耕地の年貢増徴とならんで、幕府は新田畑の開発を大いにしょうれいし、そのさい都市商人の出資をもとめ、その開墾田畑の保有権をみとめ、年貢率を、一定期間は本田畑よりも低くした。また代官にも賞をあたえて開墾をしょうれいしたが、そのさい、天領につづく大名領の未墾地をも、幕府代官が開墾することをゆるした。大名領地とは石高のついている土地のみのことであり、石高のついてない未墾地は幕府領である、とこじつけたのである。

定免法は、平年作でも食えるか食えないかの小農には、凶年でも年貢が減免されないから不利であるが、良田を多くもつ地主・富農には有利で、彼らから熱烈に歓迎された。というのは、第一に定免期間中に反当収量をあげた分だけ、収穫にたいする年貢率が低くなるから。第二に定免法はその土地の一定の作徳を保証するというてんでも地主に有利である。町人請負新田も、町人の寄生地主化を促進するものである。要するに幕府は、農村の階層分化に対応して、これ

までの自作小農維持一本槍の政策を修正して、地主階級を育成しはじめたのである。

この政策は、「殖産興業」とも関連する。幕府は以前は、小農の年貢物資生産へのしばりつけを基本としたので、作物の品種を制限し商業的農業をおさえていたが、享保改革では、積極的に新しい商品作物の栽培をしょうれいした。とくに江戸の町人出身の学者青木昆陽（こんよう）(一六九八―一七六九年)の進言をとりいれた甘藷の普及が有名である。関東地方で菜種・唐胡麻がつくられるのも、これ以後である。ただしその種子は幕府指定の問屋から貸与され、生産物の買入れもその問屋が独占するので、自由な生産と営業がしょうれいされたのではない。また讃岐（さぬき）地方の甘蔗栽培と製糖業がおこるのも、最初は幕府のしょうれいによった。

商業的農業は、農民の階層分化・地主の土地集積を促がす。そして地主制を農民収奪と支配の新しい支柱として利用する政策は、やがて土地永代売買の事実上の解禁にまでいたる。

一七一八年、幕府は入質後一〇年をへた土地はうけ返し権はないと定め、二一年には質流れ(事実上の永代売り)をいっそう容易にする法令を出した。ところがこの翌年、幕府はにわかに、土地の質流れはいっさい認めない、最近五ヵ年以内の質流れ地は、元金のみを払えばうけ返すことができるとした。この法令が出ると、越後と出羽の天領で、農民が質地返還訴訟をおこしたのみでなく、金主に実力で質地返還をせまった。幕府はおどろいて一七二三年に、質流れ禁止令を撤回した。しかもなお越後・出羽の農民の闘争は激烈になったので、幕府は空前の大弾

圧を加え、越後では数十人を、出羽でも四人を死刑にして、ようやく一揆を鎮圧した。

質地をめぐる幕府政策の変転は、幕府が激化する農民闘争をおさえ封建秩序を維持するには、地主・高利貸を味方にするほかないと最終的にきめるにいたったことを示している。やがて一七四〇年には、幕府は小作人の地主への小作料納入は年貢納入同様の義務とみなすとし、四四年には、土地永代売買の罰則を有名無実にし、事実上売買を公認した。『民間省要』には、「田地に自由売買なくして、何れの国郡、御料私領ともに、御年貢米金の滞りなくすむ事のありなんや」というが、封建搾取を維持するためにこそ、田畑自由売買が必要な社会経済状況になってきたのである。

収奪の強化の反面は、農民闘争にたいする弾圧の強化である。一七二一年二月、幕府は単行の法令としてはじめて「総じて百姓、何事によらず、大勢相催し、神水を呑み誓約いたし、一味同心徒党がましき儀、堅く制禁の事」と令した。ついで一七三四年、幕府は、前記の質地騒動の経験から、天領の農民一揆のさいには、近くの大名は、代官から応援をもとめられたら、幕府の許可なしにただちに出兵してもよいとした。大名が幕府の許可なしに出兵することは、これまで最も重い罪とされていたが、いまや幕府は右の法令を出さざるをえなくなった。

**町人と商業の統制**
**享保改革の意義**

享保改革のもう一つの主要な側面は、商業と町人の統制である。前記の一七二一年の新規独創の禁止は、思想政策であるとともに商業統制政策でも

あった。閏七月にこの法令が出て、その実行のため、同年一一月、すべての商人・職人に、業種別「仲間」をつくり、新商品の創造は仲間どうしで監視しあい、京都・大阪などから新商品を江戸へ送ってくれば、その根元をつきとめよと令した。ついで一七二四年には、木綿・繰綿・真綿・米・酒・醤油・塩・味噌・炭・薪・生蠟・紙・油など当時最重要の生活必需品の問屋の仲間をつくらせ、仲間帳簿を作製して、町奉行所に提出させた。幕府はこれにより、生活必需品の流通と価格を統制しようとした。

「仲間」結成の強制は、仲間の排他的な営業独占を必ずしも許すものではなかったが、事実上は仲間は独占ギルドになった。独占を公然と許された仲間の成員権を「株」、その仲間を「株仲間」という。十組問屋、二十四組問屋、十人両替などは、以前からある代表的な株仲間であったが、この後株仲間はつぎつぎに公認され、幕府の商業・町人統制の基本機構となった。都市の商業と町人の自由な発展は、これで決定的にさまたげられた。

幕府機構の改革から、ここまでのべてきたことは、年号でいえば主として享保年間におこなわれたので、これを享保改革という。幕府は、商品経済の発展、農民の階層分化と農民闘争の激化に対応して、地主階級と最上層の特権的町人を保護して、一般の百姓町人にたいする収奪と支配の体系を再編成し、大名領でも石高のついてない土地は幕府領だと主張するように、将軍の最高君主的な地位を強め、官僚制へ傾斜していったのである。

**大飢饉・間引・全藩的農民闘争**

享保改革は、幕府の財政難を一時はすくったが、それもつかのまで、一七五五年にはふたたび幕府財政は赤字になった。農民は疲弊しきった。わずかの天候不順でも、たちまち凶作をひきおこした。吉宗治下の一七三二年(享保一七)夏、長雨といなごの大群の害で中国地方を中心に空前の大凶作となり、飢民二六〇万人にたっした。このころから凶作・飢饉はひんぴんとおこった。なかでも一七八三年(天明三)浅間山の大爆発を最初として災害・凶作がつづき、八四年奥羽地方は大飢饉になり、仙台藩では餓死者と疫病死者三〇万人に及び、盛岡藩では全人口の二割に当る七万人の餓死・病死者を出した。生き残ったものが死体の肉を食うという恐ろしいことまでおこった。さらに五〇年後の一八三三〜三六年(天保四〜七)には、天明年間よりもいっそう悲惨な奥羽および全国各地の大飢饉がおこる。享保・天明・天保の三大飢饉の中間にも、何回もの中小の飢饉があった。江戸時代二七〇年間に大凶作一三〇回、その大部分が一八世紀中期以後に集中している。それはもはや天災ではなく、過重きわまる封建収奪で農民生活が破壊されてゆく姿であった。

農民や下層町人は、子を育てることさえできなくなった。堕胎はおろか、「間引(まびき)」といって、二人ないし三人以上の子は産褥でただちに殺す悲惨事が、東北から九州まで全国にひろがった。日本の人口は、一七世紀はじめは約二千万人、それより享保期までの一世紀半に三千万人以上にふえたと推定されるが、その後の幕藩体制下の人口は、たいして増加していない。

一八世紀の中ごろから天明期にかけて、全藩的な大農民蜂起・暴動が、毎年一〇件前後もおこりだした。一七三八年奥州浅川の農民八万四千人は領主の追討軍と戦い、その翌年但馬の生野では、農民と銀山鉱夫の連合隊は近隣一二藩の大軍をむかえてたたかい、一七五四年筑後久留米では、二〇万人の農民が、城中の鉄砲を猪狩りのためと称してあらかじめ借り出しておいてから蜂起した。一七五六年には大一揆が一六ヵ所でおこり、それまでの最高にたっした。

この時期に有名な佐倉宗吾の伝説があらわれ全国にひろがる。一七世紀中期に下総佐倉藩領公津(きみつ)村の名主宗吾が、全農民を代表して領主の虐政を将軍に越訴し、農民を救うが、宗吾夫婦はもとより幼い子まで死刑になるという。この事実はないが、公津村の名主惣五郎は実在する。恐らく彼を主役とする何らかの農民闘争の事実が民衆の間に語りつがれていくうちに、各地の一揆の体験がおりこまれ、壮烈な農民英雄の物語になったのであろう。

**町人うちこわしと農民一揆の結合**

農民のみでなく、都市民衆の蜂起もおこりはじめた。享保大飢饉で米価が暴騰したとき、江戸市民は、幕府に特定の問屋による米取引の独占廃止、江戸への廻米の増加などを嘆願したが、いれられなかったので、一七三三年正月、借家人ら下層市民を主とする二千人が蜂起し、特権米問屋をうちこわした。これが近世の大規模な町人蜂起=「うちこわし」の最初である。六八年正月には、大阪でも、家屋を入質するばあいに、幕府の御用商人でつくった家質改所(かじちあらためしょ)に届け出て、手数料を納めてその承認を受

けねばならぬという制度がつくられたのにたいして、全市民的な反対闘争がおこった。

この年長岡藩領の新潟では、藩が市民に強制献金(御用金)を命じたのを、町役人がひきうけて一般市民にわりあてたのに反対し、おりからの米価騰貴に苦しむ荷揚げ人夫ら下層市民を主力として、商人湧井(わくい)藤四郎の指導のもとに、大衆が蜂起した。奉行所は鎮圧のために鉄砲までもちだしたが、市民勢はこれをうちやぶり、役人の逃亡した後、一ヵ月以上にわたって市民が市政の全権をにぎった。短期間とはいえ、市民が権力をにぎったことは、近世都市では、現在までに知られている唯一の例である。

町人の闘争がこのように激烈な形態をとるのは、日雇労働者・下級職人・奉公人・問屋制家内工業の労働者など、近代プロレタリアの前身である無産労働者=前期プロレタリアの層が厚くなり、彼らが蜂起の主力となるからである。同様に農村でも前期プロレタリアがひろく生じた。水呑は、一面では前期プロレタリアでもある。彼らが貧苦のどん底においてかえって土地へのしばりつけからあるていど自由になり移動性をもったことと、一般農民が商品の生産と交換にますますひろく参加して地方的な利害の共通性を深めたことのために、一所の一揆はただちに他所にひろがり、領主の異同をこえて波状的にひろがってゆくようになった。

こうして町人うちこわしと百姓一揆とが自然発生的に結合しはじめた。一七六八〜六九年の、東は新潟から大阪と伊勢亀山をへて、西は備中、瀬戸内海の塩飽島(しあくしま)にいたる各地の波状的一揆

に、その最初の兆候がみえる。天明大飢饉につづく一七八七年(天明七)の米価暴騰のさいには、五月の大阪と江戸のうちこわしを頂点とし、近畿・東海の一〇余の都市と東北の石巻、九州の熊本と長崎に、あいついで大小のうちこわしがおこった。ことに江戸では、特権商人・高利貸にたいするうちこわしは、五日間もつづき、「まことに乱世同様」といわれた。しかもこれとならんで、農村でも、幕領・藩領のべつなく、全国いたるところに、大小の蜂起が爆発した。

ここにいたって全封建制は、明らかに体制的な危機の様相を示しはじめた。この時期に、幕藩体制を根本的に否定する偉大な革命思想家があらわれたのも、ふしぎではない。その人は安藤昌益(しょうえき)である。

**革命思想家 安藤昌益**

安藤昌益は、確竜堂良中とも名のり、一七〇七年(宝永四)江戸で武士の子に生れ、数え年一三歳のとき八戸(はちのへ)藩の江戸詰の藩医戸田作庵(さくあん)の養子となり、まもなく(一七歳以前に)生家にもどった。その後の経歴は不明の点が多いが、一七四四年から一七五〇年まで、八戸で町医をしていたことはたしかである。また一時秋田に住んだこともあるらしい。北海道のアイヌ人の原始的社会についての知識もあり、長崎に行きオランダの社会や政治について知ったことも、彼の著書によってわかる。その没年も明らかでない。彼の名を不朽にする主著『自然真営道』(稿本一〇〇巻、九二冊、べつに大序一冊)は、一七五五年またはそれ以後の近い時期に書かれ、さらにその後に、前著の骨子を要約した『統道真伝(とうどうしんでん)』五巻を書いている。

昌益の基本思想を一言でいえば、いっさいの搾取と支配の根絶論である。もともと人間の「自然世」では、すべての人が、みずから耕して食い織って着た。そこには何らの搾取もなく、領土を争う戦争もなく、上下貴賤の身分も男女の不平等もなかった。しかるに「聖人」「君子」があらわれて「自然の天下」を盗み、勝手に境をたてて領国とし、君主となり、臣下をひきつれ、みずから働かないで「衆人の直耕」を搾取する「法世」となってから、士農工商などの身分や男女の不平等がつくられた。仏教儒教神道も、君主の人民搾取と支配をまもり人民をまどわすためにつくられたものである。領地争奪の戦争も盗賊や殺人の犯罪もおこった。それゆえ、いまや法世を廃止して自然世にもどさねばならない。そうすれば、天皇・将軍・大名が日本を分割領有することもなく、「人は万々人にしてただ一人」の平等な人民の統一日本になり、飢饉や兵乱も永久にない、「安住の国」になるという。

これは、革命的農民の徹底的な土地革命、共和制革命の願望の表現にほかならない。しかし、当時の日本では、百姓町人の闘争はすでに全封建

**体制変革運動の前兆＝宝暦・明和事件**

体制を根底からゆり動かしてはいたが、それらの闘争を政治革命に飛躍させ、人民を全国的に組織し指導できる階級も、そのための経済的条件＝資本主義的生産関係も、まだ芽ばえとしてしか存在しなかった。それゆえ昌益の徹底した革命思想は、理想社会の空想とならざるをえなかった。そしてこれが徹底的に革命的であるがゆえに、その書を公刊す

ることはできず、彼の思想は少数の門人たちにしか知られなかった。
全国的革命の組織と運動は、この時代にはまだ望むべくもなかったが、民衆の生命がけの闘争の発展は、知識人の反幕的な運動をうみ出した。「宝暦・明和事件」がそれである。
越後の医者の子に生れた神道家の竹内式部は、天皇の廷臣たちに、反幕的な立場で、天皇の政治的任務を講義して、一七五八年(宝暦八)、幕府のために処罰せられた(宝暦事件)。ついで一七六七年(明和四)、式部と交際のあった、甲府の医者出身の山県大弐とその同志で浪人の藤井右門らは、天皇を頭とする統一日本をうちたて、封建領主の収奪と特権商人・高利貸資本の搾取を制限する政治を実現しようと望んだ。大弐は、民衆の反抗がわきたぎっている現在、英雄が正義をとなえて民衆を煽動すれば、幕府を倒すのは暴風雨がうつろの大木を倒すように容易であろうと、その公開の書『柳子新論』に書いている。彼らがそのための行動計画をもっていたかどうかは、明らかでないが、大弐と右門は一七六七年(明和四)、死刑にせられ、竹内式部も関係ありとして、八丈島に流され、途中で死んだ(明和事件)。後の勤王倒幕運動に通ずる体制変革の思想が、歴史の水平線上に隠見しはじめた。

20

# 変革の諸要素の成長

## ——革命と改革の予言・近代の前提——

天保の大飢饉、山中で人肉を喰う（『天保荒侵伝』）

**田沼の政治と寛政の改革**

幕府では、吉宗の没後(一七五一年)、体質的に欠陥のある暗愚の将軍が二代つづき、その間に側用人の田沼意次(おきつぐ)がしだいに実権をにぎり、一七七二年老中となった。田沼は、江戸・大阪の豪商の出資で、下総の手賀沼(てが)・印旛沼(いんば)の大干拓に着手したり(失敗)、つぎつぎに新しい株仲間を公認して、それから税金をとり、御用商人の「座」や「会所」をつくって、それに銅・鉄・みょうばん・石灰・硫黄などの鉱産および人蔘などの薬種の開発と売買を独占させ、これから税をとるなど、もっぱら商業資本とむすびついて幕府の収入をふやそうとした。田沼はまた、清国(しんこく)向けのこんぶ・干しあわびなどの採取から輸出まで幕府で独占し、北海道でロシアと貿易して、その利益で北海道を開発しようとした。

これらの政策は、当然、御用商人になれない一般商人および生産者とのはげしい対立をひきおこした。またこの間に幕府役人と商人との間の賄賂(わいろ)が横行したが、田沼は、生命のつぎに大切な金銀を贈ってくるのは、忠義の志が深いしょうこであると、うそぶいた。これも幕府内外の非難のまととなった。やがて天明の大飢饉、全国的な民衆蜂起となり、衆怨は田沼に集中し、一七八六年、彼をかばった将軍家治が瀕死の床につくやいなや、田沼は政権から追放された。

その後に、少年の新将軍家斉(いえなり)のもとで、松平定信を中心とする老中の合議政治がおこなわれた。その施政を当時の年号により「寛政の改革」という。それは田沼の政治とは正反対に、で

きるだけ商品経済をおさえて、自然経済にもどそうとするものであった。具体的には、株仲間の整理、商品作物栽培の制限、農民離村の禁止等である。寛政改革の他の一面は、例の如き倹約、風紀とりしまり、文芸・学問・思想の統制の強化である。このとき朱子学が「正学」とされ、他の儒学派は異学として幕府学問所で教授するのを禁止された。

寛政期の政治で、前期プロレタリア対策が幕政史上はじめてあらわれてくる。その一、江戸に「人足寄場（にんそくよせば）」をつくり、軽犯罪者・浮浪人で身元引受人のないものを一所に集め、大工・左官その他の職業訓練をした（一七九〇年）。その二、前記の農民離村の禁止とともに、すでに江戸に出て来ているものの帰農をはかった（一七九〇〜九三年）。その三、諸職人・人夫・商店の奉公人らが雇主にたいし給金・待遇に関して要求を出し、勝手に休みあるいは雇主を替えることの取締りを令した（一七九七年大阪、九九年京都にたいし）。現代風にいえば労働争議禁止法を必要とするほど前期プロレタリアが成長したことが、ここにうかがわれる。

天明・寛政期には、いくつかの藩でも「改革」がおこなわれた。それらは、幕府の享保改革や田沼の施政と大同小異で、藩の特産物の取引きを、藩が直接に、あるいは御用商人を通じて、独占して利益をとること、豪商・豪農を利用した新田開発、地主の土地集積の事実上の容認によりこの層と藩権力の結合を強め、農民収奪と支配を再編成すること、そして財政上および思想統制上の目的をもった「倹約」の強制、どこの藩政改革も、このはんいを出なかった。

幕府にせよ諸藩にせよ、商品経済をおさえようとする努力が、この時代に成功するはずもない。しかも江戸・大阪や城下町の商人については、その上層を特権ギルド化することで統制し、領主と商人が利益を分けあうことも、あるていどはできたが、田沼時代にはすでに、そうした統制をこえる在郷商人と農村手工業の成長があった。

## 工場制手工業の成立

たとえば田沼政権は一七八一年に、武蔵・上野二国の絹織物および絹綿の「貫目改所」をもうけたのにたいして、二国の「百姓製造方」がいっせいに反対し、ついにそれを廃止させた。土佐藩の紙の生産・販売の統制にたいして、一八世紀の後期に二回の一揆がおこり勝利したことは前にのべた(一八頁)。一八世紀後期から一九世紀前期に、藩の特産物について専売あるいはそれに近い商業統制をおこなった藩は五〇をこえるが、どこでも生産者と在郷商人の反対が強いため、それを長期間つづけることはできなかった。また、たとえば一八二三年に、摂津・河内両国一〇〇七ヵ村の綿生産農民と在郷商人は団結して、大阪の綿問屋株仲間による綿買入れ独占に反対し、売買の自由をかちとった。

　経済構造には、いまや単純な商品生産から資本主義生産への新しい質的な変化の萌芽があらわれてきた。その第一は、絹織物、綿織物、藍玉、紙、ろうそく、酒、砂糖、鋳物、陶器など、基本的な産業部門で、これまでのような、独立自営の、もしくは原材料を問屋から前貸をうけた個々人が、じぶんの道具によってじぶんの家内で生産するのではなく、資本家の作業場に労

働者が多数集まって、道具も原材料もすべて資本家のものにより、生産して賃金をうけとる方式がおこり、一九世紀に入ると、一製品の作業過程が分割され、分業によって仕上げられる方式＝工場制手工業(マニュファクチュアー)が、あちこちに成立しはじめた。

**国民的市場の萌芽と密貿易**

第二に、全国各地の生産における相互依存＝国民的市場の萌芽が形成された。たとえば絹業では、養蚕と製糸と製織の三工程の地域的分業、したがってその相互依存が成立したばかりでなく、関東地方では桑も大量に商品化されていた。絹織物では、奥羽の仙台・米沢・川俣(かわまた)・福島、関東の桐生・足利・伊勢崎・結城(ゆうき)・八王子・郡内(ぐんない)(甲斐)、越後北部の各地、近畿では丹後の各地や近江長浜、九州では筑前博多等に著名の織物を産し、それらの周辺に製糸業を成長させたばかりでなく、陸奥の伊達・信夫二郡は西陣はじめ各地に生糸を供給する全国的中心地となった。つづいて上州・信州の生糸業が進出する。国民の日用第一の衣料綿布は、近畿地方を中心に全国各地で生産され、一八世紀中頃からの半世紀間に、大阪市場へ出された繰綿は四一倍、白木綿は七倍、実棉は五倍になるほどの発達ぶりであったが、その生産には、棉花栽培、繰綿、綿打ち、綿糸、織物の各工程の地域的分業＝相互依存が広く成立し、また絹業・綿業は染色業と結合し、したがって藍玉・紅花などの染料生産との相互依存も発展した。商品経済の主要な起動力は、もはや年貢の商品化と領主・武士の消費にはなく、農工商の人民の全国的な分業・相互依存の発展、すなわち国民的市場の萌芽に

あった。
第三に、海外貿易への要求がおこった。田沼政権は、北海道でロシア船との官営貿易をくわだてたが(前述)、民間商人はすでにロシア船との密貿易をしていた。淡路出身の海運業者高田屋嘉兵衛(一七六九―一八二七年)は、一八世紀末、一九世紀はじめに、北海道・南千島の漁場を開拓し、また内地物産を北海道に送って巨富をつくったが、彼はまた密貿易業者でもあったらしい。嘉兵衛よりすこし後の加賀の銭屋(ぜにや)五兵衛(一七七三―一八五二年)も、北海道と本州との商業・海運で財産をつくったが、北海道・樺太で密貿易もした。密貿易の金額は少なくても、あえて酷寒凛冽の北海に進出し、怒濤と濃霧の海上で、幕府の大禁を犯して外国船と取引きする、こういう冒険的進取的精神を、日本の商人たちが再びうみだしたことは、鎖国が内から破られる前兆である。また九州南方の海上でも、中国船との密貿易がおこなわれたらしい。
工場制手工業、国民的市場の萌芽、密貿易、これは、たがいに内的に関連した、経済の反封建的発展の三側面である。ここに、将軍・大名による日本の分割領有を掘りくずし、やがては統一国家を成立させる経済的基礎が、できはじめた。

**芸術と学問の停滞と新風**

同様に文化・思想の上でも、武士と都市特権町人を基盤とする文化の停滞と頽廃の反面に、幕藩体制とは相いれないものが、主として地方から成長してきた。一八世紀の後期から京阪の町人社会の発展はとまるが、それと同時に芸術文化

の中心も江戸にうつる。大衆読み物の印刷出版はますますさかんになり、貸本屋が営業として成立し、小説家滝沢馬琴（一七六七—一八四八年）のようにもっぱら原稿料で生活するものもあり得たほど、小説・読み物は大衆化し、種々の形式のものがあらわれるが、芸術的にはとりあげていうべきものはない。演劇では一八世紀のすえに、廻り舞台と花道という日本独特のすぐれた劇場構造が創案され、複雑な舞台を構成するなどの技術的進歩はあったが、前代の近松に匹敵する戯曲作家はあらわれなかった。関西では近松の後に竹田出雲（一六九一—一七五六年）が出て、『仮名手本忠臣蔵』そのほか現在もよく上演される脚本を書き、江戸劇壇の代表作家四世鶴屋南北（一七五五—一八二九年）は、町人生活をありのまま舞台に再現した。出雲の作は武士道徳が基調になり、南北には濃い頽廃がある。

近世後期の文学界で芸術的に高いのは、京都の上田秋成（一七三四—一八〇九年）の伝奇小説集『雨月物語』、大阪近郊の与謝蕪村（一七一六—八三年）の絵画的な描写のすぐれた俳句、信州の農民小林一茶（一七六三—一八二七年）の人間愛にあふれた俳句などがあげられる。

美術界には、文芸界とちがって新しい創造的発展があった。浮世絵版画は、どんな色でも自由に出せるようになり、多くの名手が出、美人画の喜多川歌麿（一七五三—一八〇六年）、風景画の葛飾北斎（一七六〇—一八四九年）と安藤広重（一七九七—一八五八年）は版画美術の絶頂をつくった。江戸の庶民的な版画にたいして、関西では池大雅（一七二三—七六年）が知的趣味性の強い「文人画」を大成し、円山応挙（一七三三—九五年）は写生画をはじめた。これらの諸派の画風をうけつぎ、独自の絵画を創造したのは、一九世紀前期に江戸で

活躍した渡辺崋山(一七九三―一八四一年)である。彼はとくに肖像画にすぐれていた。

学問の世界では、一方の停滞頽廃と他方の革新創造の対照はとくにいちじるしい。儒教には、享保期以来、進歩は全然なく、儒者は「道学先生」としてしばしば町人文芸の嘲笑のまととなった。一八世紀中ごろに、京都の商人石田梅巌(一六八五―一七四四年)が、儒教倫理をきそにして、町人の修養を説く「心学」をとなえ、一時は流行したが、一九世紀に入るとともにおとろえた。

しかしこの一方では、徹底して商業資本の立場に立った海保青陵(一七五五―一八一七年)は、商業によらなくては生活できない現実において、儒学は空論でしかないといい、君臣の関係も「忠義」の売買契約にほかならないと説き、大阪の町人山片蟠桃(一七四八―一八二一年)は、不合理なもの・超自然的なものはすべて否定し、唯物論的な世界観を主張するなど、町人的な新しい思想もおこった。ことに哲学では、豊後の農村に生れてそこで一生を送った三浦梅園(一七二三―一七八九年)によって、近代以前の日本で最高の唯物論哲学が創造された。梅園は「道(学問)は衆を安んずるより大なるはない」とする、人民のための学問をもとめ、主著『玄語』『贅語』で、儒教や仏教とは全くちがって、自然の客観的実在性と自然の法則=「条理」を追求した。

この時代に進歩的意義をもった学問の二大潮流、国学と蘭学が発展した。

### 国学と蘭学

契沖に端を発した国学は、遠江の農村の神主賀茂真淵(一六九七―一七六九年)をへて、伊勢松阪の木綿問屋の子で町医の本居宣長(一七三〇―一八〇一年)にいたって大成された。宣長の『古事

記伝』は、『古事記』の古今に類のない独創的な精密な文献学的研究である。宣長は古典研究を通じて、儒教・仏教の伝来以前の日本人の心と生き方をさぐろうとした。このばあい、儒教・仏教は封建的道徳・人生観の代表を意味しており、つまり彼の儒教・仏教の排斥は、封建的抑圧からの人間性の解放を志していたのである。

国学には、宣長においてさえ、彼らが解釈した古代日本の文化を、「古道」として絶対化し、他国文化を排斥する傾向があったが、それは宣長のつぎの世代の平田篤胤(あつたね)(一七七六―一八四三年)にいたって極端になり、もはや学問ではなく、徹底した天皇主義と排外主義の半宗教的政治思想となった。そして平田派の国学は、後の攘夷倒幕運動の思想的支柱の一つとなる。

なお宣長の門人でわかっているもの四六四人のうち、町人一六六人、農民一一四人、女性二二人、あとは神主・武士・医師で、彼の学問の社会的基盤が町人・上層農民にあることがわかる。篤胤門下になると上層農民と神主が圧倒的に多い。

蘭学は、オランダ語とそれを通じて西洋の自然科学・医学・軍事学や世界地理・歴史その他の諸学を研究する学問である。蘭学は、江戸の商人の出である青木昆陽が、八代将軍吉宗のとき、幕府に再三オランダ語学習の許可を願い出て、許されたことにはじまる。彼の門人で豊前中津の藩医前野良沢(りょうたく)と若狭小浜の藩医杉田玄白(げんぱく)の二人が、刑死人の死体解剖を実見して、オランダの解剖書の図版の正確なのに驚嘆し、何としてもその書を翻訳しようと決心した。そのう

ち幕府のかかえ医師桂川甫周その他の同志が参加し、四年間の苦心のすえに、一七七四年翻訳を完成し、『解体新書』と名づけた。このときの彼らの苦心と学問的熱情は、玄白が後年にあらわした『蘭学事始』に、感動的にえがかれている。

これよりおいおいにオランダ語の文法書や辞書もつくられ、蘭学は急速にひろまった。それというのも、日本の平民社会はすでに医学・博物学・数学・天文学などを中国に学び、進んで独自に創造しようとしており、哲学的にも人間社会の秩序と客観的な自然の法則を明確に区別した認識が成長しつつあり、近代的科学の方法をうけいれる地盤ができていたから。たとえば医学では後藤艮山の弟子山脇東洋は、実地の観察にもとづいて一七五九年に日本最初の解剖書『臓志』をあらわしていた。それは思弁的医術から実験的医学への道を日本人が独自に歩んでいたことを示している。東洋の友人吉益東洞も「親試実験」をとなえ、その門から出た紀州の人華岡青洲(一七六〇―一八三五年)は、蘭法と伝統医学の綜合をとなえ、伝統医学が骨折治療の秘伝とする麻酔性の薬剤から示唆をえて、欧米の医学界に先んじて全身麻酔の処方を創造し、一八〇五年それを用いて乳癌の手術に成功した。

日本に近代科学を成長させる前提ができつつあった上に、長崎のオランダ商館の医者の中に、スエーデン人ツンベルク(C. P. Thunberg)やドイツ人シーボルト(P. F. von Siebold)のようなすぐれた学者がいて、日本人に教えたことも、蘭学発達に大きなたすけとなった。ことにシーボ

ルトは、一八二三年長崎に着任し、とくに許されて長崎郊外の鳴滝に市民のための診療所をもうけ、そこを塾として、日本全国から集まった秀才たちに、医学はもとより、化学・生物学その他の諸科学を教授した。

**「西力東漸」と千島・樺太の探険**

当時、西洋では、イギリスが一七世紀中ごろに市民革命に成功し、一八世紀後期には世界に先がけて産業革命を完了して資本主義を確立していた。同じころ北アメリカのイギリス植民地人が独立してアメリカ合衆国をたて(一七七六年)、一七八九年フランスでは大革命がおこり、ついでナポレオン一世の帝制となり、ヨーロッパを席捲し、やがてナポレオンは没落するが、フランスの近代国家としての地位はゆるがず、急速に資本主義を発達させた。つづいてヨーロッパ諸国に革命の機運が発展し、ロシアではロマノフ王朝のもとに、西欧文明がさかんにとりいれられていた。そして一七世紀以来アジアに進出していたイギリスとフランスは、本国資本主義の発展とともに、ますますその勢を強め、全インドを完全に彼らの植民地とし、さらにビルマから中国に進出していた。北の方ではロシア人がたゆみなくシベリアを東進し、一八世紀末にはベーリング海峡に達し、そこから南下して北樺太・北千島に進出し、また中国の西北辺境をおかしていた。やがてこれらの諸国の東進南進の勢、いわゆる西力東漸はしだいに鎖国日本にもせまってきた。

鎖国下の日本人は、この世界の動きを十分に知るよしもなかったが、それでも一部の知識人

は蘭学を通じてじょじょに世界への関心を深めた。ことにロシア人が樺太・千島から北海道の沿岸に出没しはじめたことは、知識人の注目をひいたのみならず、幕府にもいやおうなしにその対策を考えさせた。一七九一年、出羽の農民出身の最上徳内は、幕府の命令をうけて、はじめて千島を探険し得撫島にいたり、一七九二年幕府役人近藤重蔵は、千島を探険して択捉島でロシア人のたてた十字架を取り去り、「大日本恵土呂府」の標柱をたて、ここを日本領土とする意図を示した。またこのころすでに日本人漁民は南樺太に進出して漁場を開いていた。一八〇九年、幕府役人間宮林蔵は、北樺太対岸を探険して、樺太が、当時信ぜられていたようにシベリアと陸続きではなく、海峡でへだてられた島であることを発見した。彼の発見した海峡は、シーボルトの日本の自然と社会に関する大著『日本』によって、「間宮海峡」の名で世界に紹介された。

探険・地理測量の技術は急速に進んだ。下総佐原の酒造マニュファクチュアーの資本家で、江戸にも店を出して全国的取引をしていた伊能忠敬は、晩年に地理測量学にはげみ、一八二一年、正確な実測による、北海道南部から九州にいたる日本全土の地形図を完成した。日本人が日本の国土についてはじめて正確な科学的認識をもった。

**子平・利明・信淵の絶対主義的変革思想**

日本の国土にたいする関心とともに、日本社会に関する認識も成長した。仙台藩の浪人林子平（一七三八―一七九三年）は、最上徳内の千島探険と同じ年に『海国

兵談』を自費出版し、幕府とか諸藩とかをこえた日本全体の防衛、とくに首都江戸をもつ江戸湾の防備と海軍建設の急務を力説した。彼はこの中で「天地の間、人間世の事には、必ず変革ある事定まりたる理なり、必ず万々世も一定の今日と思う事なかれ」という、深い歴史的予見を示し、西洋諸国には「妙法有てよく治めて和親するゆえ、決して同国中に同士軍をせざるなり。これ日本・唐山(中国)らの企て及ばざる所なり」と、西洋諸国が国民国家として統一されており封建領主の分散割拠のないこととその優越性をも理解していた。この予見と理解から、彼は日本周辺の「三国」(朝鮮・蝦夷・琉球)の概観書『三国通覧図説』(一七八五年)で、「貴となく賤となく文武となく」「本邦の人」すべてが、幕府や諸藩の立場ではなくまさに一体の日本人として、日本の国を防衛するという民族的問題を全国民にうったえた。

子平と同じころ、越後村上の人で、数学・天文学・航海学に通じ、北海通商にも参加したことのある本田利明(としあき)(一七四四―一八二一年)は、『経世秘策』『西域物語』(せいいき)(一七八九年)等の著書で、天明大飢饉や間引き等の民衆の苦難をえがき、幕府の圧制を批判し、封建領主の分散割拠をやめ、一人の君主のもとに日本を統一し、身分制にかかわらず人材を登用して国務に当らせ、国家が全国の商業・海外貿易と北海道・千島・樺太の開拓、カムチャッカ進出、および鉱山開発に当ることの急務を主張した。銭屋五兵衛は利明またはその門人の影響をうけたらしい。

利明と同様の主張をもっと徹底させたのは、この一世代後の佐藤信淵(のぶひろ)(一七六九―一八五〇年)である。信淵

は秋田の生まれで少年のときより諸国を渡り歩き、その間に農学・鉱山学・地理学・歴史学・兵学等の百科にわたり、蘭学者をもふくむ当時一流の学者の業績を独自の見識で集成した。晩年の著『垂統秘録』『復古法』その他で、彼は諸侯の割拠と士農工商賤民の身分制を全廃し、全日本を一人の君主の下に統一し、いっさいの土地と生産運輸手段を国有とし、生産も商業も国営とする社会を空想した。その社会では君主以外のすべての日本人は平等同権で、八種の産業のどれか一つに従事することになっている。またこの社会は、幼児保育所から大学にいたる各級学校を整備し、才能ある者は誰でも入学させ無料で教育し、いっさいの官吏は、大学の卒業者よりとる。彼は「人はすべて天地の子」という人間平等観ももっていた。

子平・利明・信淵らの主張は、安藤昌益の徹底した農民的民主平等の統一日本という革命的思想とはちがった絶対主義国家の願望であったが、とにかくここに幕藩体制を変革して統一国家をうちたて、鎖国もやめるべきであるという主張が、明確な潮流としてあらわれてきた。国学にも幕藩体制を統一国家に改革するという思想はあり、山県大弐が漠然とめざしたのも、この方向であった。彼らの多くは上層農民や町人から出、武士の出身でも農工商民衆の中で生活し、ときには領主に技術顧問の形で仕えることもあったが、その本領は封建的俸禄にかじりつくのではない、領主と勤労民衆の中間層の独立の知識人・技術者であり、民衆の苦難の実情に通じ、その自然成長的な反封建闘争に心を動かされた民衆の友であった。

**無二念打払い令**

経済上にも思想上にも、幕藩体制を変革する諸要素が成長してきた。世界情勢も鎖国日本の現状保持をゆるさなくしていた。しかし封建支配者は、耳をおおうて鈴を盗むように、先覚者と民衆を圧迫するだけであった。かの松平定信は、蘭書の訳書にもあるていど通じ、「将来日本（幕府）をおびやかすものは蛮夷と百姓一揆であろう」と書くだけの見識をもち、外国にたいする江戸湾防備も考えていたが、その彼にしてなお、林子平が幕府ではなく日本の国防を国民大衆にうったえると、これを終身ちっ居の刑に処し、『海国兵談』『三国通覧図説』の既刊分も版木も没収した（一七九二年）。定信らは、人民が国を愛し国事に関心をもつことに、いいようのない恐怖をおぼえた。処罰された子平の方は悠然として、「親もなし妻なし子なしはん木なしかねもなければ死にたくもなし」、よって自ら六無斎と称した。

この年、ロシア政府使節ラックスマン（A. Laxmann）が、先年（一七八二年）カムチャッカに漂着していた伊勢の船頭幸太夫（光太夫）らを送り返して、北海道の根室に来、幕府に通商をもとめた。幕府役人は、外交交渉は長崎のみであつかうといってこれを追い返した。ついで一八〇四年、ふたたびロシア使節レザノフ（Rezanov）が長崎に来て通商をもとめたが、幕府は鎖国の「祖法」（祖先代々の大法）を理由に、にべもなく追い返した。*

* このときもレザノフは日本漂民津太夫（石巻の漁民）らを送り返してきた。津太夫らは一七九三年カムチャッカに漂着し、ロシア人にすくわれ、シベリアに七年おり、一八〇三年ペテルブルグにつれてゆかれ、翌年レザノフにつれら

れ、バルト海・大西洋・インド洋を航海して帰国した。彼らの体験と見聞を仙台藩の蘭学者大槻磐水が整理し体系づけて『環海異聞』をあらわした(一八〇七年)。これは日本人の世界への関心を高めるに大いに力があった。

また一八〇八年には、ヨーロッパにおけるイギリスとオランダの戦争が、日本に思いがけない波紋をおこした。イギリス軍艦フェートン号が長崎に来て、出島のオランダ商館を襲撃したのである。その後も日本近海に出没するイギリスそのほかの国の商船や捕鯨船はしだいに多くなり、ときには薪水をもとめて上陸し、その地方に大恐慌をおこさせることもあった。

幕府はこの事態にたいして、ただ鎖国のからを固くすることのみをはかり、一八二五年には、外国船をみつけたら、たとえ薪水をもとめるものでも二念無く打ち払えと全大名に令した(無二念打払い令)。この四年後の一八二九年、シーボルトの帰国のさい、幕府天文方の高橋景保(かげやす)が、シーボルトのもっていた『ナポレオン戦記』と交換に、伊能忠敬のつくった日本地図と間宮林蔵の樺太探険記との写しを贈ったことが幕府に知れた。幕府は景保を売国奴として死刑にし、その一族・門人など蘭学者を多数逮捕した。この事件は、たんなる刑事事件ではなく、それをきっかけに幕府御用の特定の学者以外の蘭学をおしつぶそうとする、政治的弾圧であった。

**大塩の乱と世直し一揆**

松平定信が蛮夷とならぶ幕藩体制の二大敵と恐れたもう一つの力、百姓一揆に代表される民衆の反封建闘争は、天明期の大高揚以後、一揆件数こそ一時はへったものの、その支配者にたいする圧力は、いっそう強くなっていた。幕臣植崎九八

郎の幕府への上書(一八〇二年)にいう。「近年引続き南部家(陸奥)、藤堂家(伊勢)、仙台にて百姓騒動起り、其後榊原家(越後)の騒動、いずれも小家にもこれなく、右てい大家所々にて騒ぎ候えば、外々の百姓共も、すわといわば起り申すべき心持のもの多く相成りおり候は必定にござ候。一ヵ所の騒動は其所かぎりにこれなく、当時の有様は諸事のひびきに相成り、甚だ御大切の儀にてござ候」と。また幕府の儒官柴野栗山は、古典を引用して「君は船、民は水、水よく船を浮べ水よく船を覆えす」という。民が君を覆えすことが問題になる段階がきた。

しかも、将軍家斉は、一生のうち妾四〇人に五五人の子を産ませるという豪奢淫蕩にふけり、諸大名もこれにならい、頽廃が支配階級をおおうていた。彼らの前途は知るべきである。

一八三三年(天保四)、奥羽地方にまたも大凶作大飢饉がおこり、翌三四年も全国的に凶作・飢饉、その打撃から回復するまもなく三六年、奥羽は天明期よりも悲惨な大飢饉となった。この間に各地の百姓一揆も、天明期以上にたかまり、三六年の一揆は全国で二六件、その中には甲州と三河の大暴動など、幕府の重要軍事拠点地域の秩序を、一時まひさせたものもあった。この翌一八三七年二月、大阪では、もとの町奉行所与力(奉行に次ぐ警察指揮官)大塩平八郎が、米価暴騰と役人の無能、彼らと特権商人のけったくに苦しむ無産市民を救うために武装蜂起した。大塩はその門人および近郊の農民や町の下層民衆およそ三百人で、鴻池家そのほか特権商人の家をうちこわし、奉行のひきいる軍隊と闘かった。大阪市街の四割が、その戦火で焼けた。

大塩は幕府打倒などは夢にも思わなかったが、「すべて神武帝御政道の通り寛仁大度の取り扱い」にするという、政治的改革をめざして、「天より下され候村々小前(こまえ)の者どもに至るまでへ」と市の内外の民衆によびかけた。貧農をも「天より下され」た人間というのは、封建身分制の思想をこえている。彼の蜂起にまっさきに参加したのは、当時賤民とされていた近郊の皮革労働者らであった。改革的指導者と民衆闘争とが結合して、変革を武力でたたかいとろうとする、これまでの一揆・うちこわしよりも質的に高い段階の第一歩がはじまった。

蜂起部隊は数時間で鎮圧された。河内の農村にのがれた大塩も、潜伏一ヵ月後に発見されて自刃した。しかしこの乱が民衆を鼓舞し、幕府諸藩を脅威したことははかり知れない。大阪の民衆は戦火で家を焼かれたものさえ、大塩を恨むどころか神様あつかいにした。この一方水戸藩主で副将軍的地位にいた徳川斉昭(なりあき)などは、この翌年もなお、大塩はどこかに生きのびており、叛乱を組織しているのではないかと心配していた。

大阪は天下の台所、四通八達の地、事件はただちに全国につたわり、大塩乱の直接の影響のもとに、四月には備後の三原で塩田労働者を主力とする暴動がおこり、ついで長州藩の瀬戸内海がわ一帯に大一揆がおこり、六月、越後柏崎では、上州出身の国学者生田萬(よろず)が、大塩門弟と名のって幕府の陣屋(じんや)を襲撃した。とくに重要なのは、七月に摂津能勢郡の山田屋大助の指導した一揆である。彼は、「一国一郡の米を万人に均分し、徳政をおこなうよう、天皇から領主に

命令するようにする」と、ビラをまいて民衆にうったえ、数ヵ村の百姓とともに富豪をおそった。大塩の「神武帝御政道の通り」にするとのよびかけは、民衆にはこのようにうけとめられた。ここに、年貢その他の負担軽減や営業の自由を要求する、これまでの多くの農民一揆とはちがって、「世直し」「世均し」という土地革命の闘争が芽を出してきた。

**蛮社の獄と蘭学の萎縮**

ここにおいて幕府当局は、異常の決心をもって体制たて直しに当った。その手始めは「蛮社(蛮学社中の略)の獄」とよばれる、民間の進歩的蘭学者らにたいする大弾圧であった。当時、奥州水沢町の町医出身でシーボルト門下の俊才高野長英は、三河の田原藩の家老で画家としても知られた渡辺崋山らとともに、飢饉に苦しむ民衆を救う科学技術をもとめ、また世界情勢を研究するために、「尚歯会」(老人を尊ぶ会)という研究会をつくっていたが、幕府は一八三九年、長英・崋山を、無人島(小笠原島)に渡航して密貿易をしようとたくらんでいるとのでっちあげで逮捕し、家宅捜索をして、幕府の外国船打払い令を批判した長英の『夢物語』、崋山の『愼機論』を押収し、幕政批判の罪におとしいれ、崋山をちっ居、長英を終身入牢の刑に処した。崋山は、時勢一変のときを期待しながら自殺し、長英は牢獄の火事を利用して逃亡し、各所に潜伏しながら、日本人民の幸福のために不撓不屈のたたかいをつづけたが、一八五〇年、江戸の青山で捕吏にかこまれて自殺した。

蛮社の獄は蘭学に深刻な打撃をあたえた。蘭学が、医学・博物学・天文学・物理学・化学な

ど、人命の保持および生産力の増強に直接役立つための技術またはその基礎の科学にとどまるかぎり、支配者にも許容されていた。しかし蘭学が世界地理や西洋の歴史と社会の探究にまでひろがり、そこから封建日本にたいする批判的認識と変革的思想を芽ばえさせかけたとたんに、それは蛮社の獄で挫折させられてしまった。この後の蘭学は、主として支配者のための西洋軍事技術の摂取に集中され、医学さえも停滞する。(開国後はまた事情がちがってくる。開国後は蘭学は、英・仏語を中心とする洋学に発展的に解消し、社会科学も学ばれはじめる。)

**天保の改革**　蛮社の獄の翌年(一八四〇年)、東アジアの歴史に劃期的な大事件がおこった。すなわちイギリスが、清国の広東で、清朝の阿片(あへん)貿易禁止令にしたがわず、「通商の自由を守る」という口実で清国に戦争をしかけたのである(阿片戦争)。それに勝ったイギリスは一八四二年、南京条約を清国に強制し、香港島を割きとり、広州・上海など五港を開港させ、治外法権・関税協定権・一方的な最恵国待遇をうける権利などをかくとくした。西洋列強による中国の半植民地化が、ここにはじまる。

阿片戦争は幕府にとっても、「唇亡びて歯寒し」の思いをさせる衝撃であった。あわてた幕府は無二念打払い令を廃止し、薪水を求めるものには給与せよと令した。しかし幕府は、隣邦の大事件から、進歩的改革により国力を強めねばならないという教訓を学びはしなかった。かえって人民弾圧、幕府権力強化のみをもとめた。かくて老中水野忠邦による一八四一〜四三年

（天保一二〜一四）の「天保改革」がおこなわれた。その要点の第一は、蘭学弾圧強化、例によって例の如き「倹約」の強制、徒党の厳禁など、一連の人民弾圧の再強化、第二は商業と農村手工業の抑圧、農民・賃労働者の「主人」への隷属強化、出稼ぎ農民の郷里おしもどしなど、一連の自然経済強化と前期プロレタリア圧迫、第三は、株仲間の解散、町人から巨額の用金取りたて、第四は、大名・旗本の幕府にたいする負債の減免、第五は、江戸と大阪の一〇里四方を幕府の直轄領として、幕府権力の領土的基礎を強めること、以上である。

以上のうちで一見進歩的に見える株仲間解散は、結果的には、在郷商人の進出・農村工業の発展をうながす効果をもったが、幕府のねらいは、営業の自由拡大にはなく、大町人の特権をうばい、その力を弱めるにあった。ここには新時代に適応しようとする前向きのことは一つもなかった。これが成功するはずもない。それは全人民の反抗をうけたのみでなく、江戸・大阪周辺の収入の多い領地をとりあげられる大名・旗本の反抗も強く、改革は完全に失敗した。

諸藩の改革では、幕府と基本的には同様に、封建反動の強化一点ばりの水戸藩などは失敗し、長州・肥前・薩摩などでは、あるていど成功した。

長州藩では、一八三一年（天保二）の全藩的な大一揆・うちこわしと、三七年大塩乱のしげきでおこった一揆・うちこわしの圧力により、藩士の間に、藩権力をにぎる無能な腐敗した門閥にたいする攻撃がおこり、農村の地主・商人とむすびついた下級武士・知識人が進出した。一

八三八年からおこなわれた改革では、城下の特権商人をぎせいにして、下級武士をすくい、在村の地主・商人を藩権力の支柱に編成し、その協力のもとに下関を根拠とする藩営の商業・海運活動を強化し、農村の秩序と藩財政の改善にいちおう成功した。

薩摩藩では、大阪商人にたいする負債証文を破り棄ててふみ倒し、責任家老の切腹でごまかすとともに、琉球と薩南諸島の砂糖生産農民の徹底的収奪と、琉球を介した中国との密貿易により、藩財政の改善にいちおう成功し、軍事技術、とくに海軍に近代技術をとりいれた。海上交通に依存することの大きい薩藩は、海軍を重視せざるをえなかった。

肥前藩では、大塩乱および自領と隣藩唐津藩の農民一揆にゆり動かされて改革に着手し、寄生地主・高利貸の中間搾取をおさえ、藩が小農民を直接に搾取する体制を強化し、一方では、長崎および兵庫の商人とむすんで藩の商業活動を強めた。長崎警備の責任をもたされていたこの藩でも、鉄砲の製作と海軍に近代技術をいち早くとりいれた。

以上の三藩に共通していることは、中級・下級の武士や豪農出身の知識人が、財政・軍事の実務能力をもって、官僚として藩政に進出しはじめ、藩の財政をできるだけ商品経済に適応させながら、農民支配と収奪を再編成したことである。彼らの改革の理論は、林子平や本田利明や佐藤信淵らのそれと、多かれ少なかれ共通の傾向をもっていた。

21 開国

――封建制の危機と民族の危機――

生麦事件の償金支払い（E・サトウ『一外交官の回想』）

失敗した天保改革の後、幕府の危機はいっそう深まった。支配階級の上層部には、いつの時代にもある派閥勢力争いとは性質のちがう分裂と対立が生じた。

## 支配階級の内部分裂と対立

徳川三家の筆頭、水戸藩主徳川斉昭は、欧米人はすべて夷狄(野蛮人)であり禽獣にもひとしいものとみなし、これが日本に近よればただちにうち攘う＝攘夷を主張していた。攘夷のためには、軍備の強化、とくに幕府が鎖国以来まもっている五百石以上の軍用船製造の禁を解かねばならないと、幕府にしばしば建言していた。幕府は、もし大船製造を許したならば、西国そのほかの大名は何をするかわからないとの理由で、斉昭の意見をいれなかった。それでも斉昭は自説をひっこめず、藩の軍備強化をはかったので、幕府はその野心を疑い、隠居謹慎を命じた(一八四四年)。また上記のように幕府は西国そのほかの大名、具体的には薩摩・肥前・加賀藩など外様大大名の密貿易にも疑惑の目をむけていた。

そして水戸にも薩摩・長州・肥前にも土佐にも、その他の藩にも、多かれ少なかれ、門閥上士と下士、保守派と進歩派の対立が、古い型の派閥党争とからみあいながら、進行した。

幕府はまた、長崎の町年寄高島秋帆が、阿片戦争の教訓から西洋流砲術の採用を建白したのにたいしても(一八四一年)、秋帆の演習でその砲術が優秀であることをみとめながら、それを普及させようとはせず、まもなく秋帆を町年寄として不正があったというこじつけで、投獄した

(一八四六年)。新しい兵術が世にひろまるのが恐ろしかったのである。新知識の普及を恐れる幕府の蘭学圧迫も、年々きびしくなった。一八四九年、眼科・外科のほかは幕府医師の蘭法を用いるのを禁じ、五〇年には、蘭書をかってに翻訳するのを禁じ、世上に流布している原書をさがして没収した。

対外問題が重大化するとともに、久しく政治の外におかれていた天皇が、発言しはじめた。すなわち、一八四六年四月、英国船が琉球に渡来し、つづいて仏国軍艦も渡来し、閏五月にはビッドル提督(J. Biddle)のひきいるアメリカ軍艦二隻が浦賀に来て貿易をもとめたが、これらのことが宮廷につたわると、八月、天皇は幕府に海防を厳重にせよと命じた。

**資本主義の世界征服と日本の位置**

幕藩体制の危機があらゆる方面で深まりつつあるとき、西からはイギリス・フランスが、東からはアメリカが、北からはロシアが、日本の開国をもとめて、ひしひしとせまってきた。このときの欧米諸国は、もはや一五・六世紀に日本へ来た西洋人社会とは、発展段階がちがっていた。

一五・六世紀の西洋は、まだ資本主義の確立以前であり、その東洋貿易は、東洋から金銀香料や珍奇の品をもとめ、主として東洋各地の特産物の仲介貿易をおこない、部分的に西洋の工芸的製品を売るものであった。したがってその貿易は、東洋の封建社会の生産関係の内部にくいこむ力をもたず、またその植民政策も、領土を拡張してそこの金銀特産物を掠奪するもので、

植民地を荒廃させるが、その従来の社会構造・生産構造をつくりかえるものではなかった。
いま一九世紀に東洋へおしよせた欧米諸国は、自国資本主義の工業製品を売りさばき、自国工業のための原料あるいは食糧を持ち去り、そこの社会経済構造を自国資本主義の従属物につくりかえねばやまないものであった。たとえばインド封建社会の木綿手工業は、イギリス資本主義の機械制大工業の製品にほろぼされ、インドはイギリス資本のための原料棉花や食糧の生産地につくりかえられた。資本主義は不断の拡大再生産を生命とする。そしてブルジョアジーは、その不断に増大する生産力にかりたてられ、販売市場と原料をもとめて地球のいたるところに航路をひらき、根拠地をもうけ、その行きつく先に通商条約を強制し、可能ならばその領土をもうばいとり、植民地とする。資本主義国との交渉にひきずりこまれた民族・種族は、みずからも急速に資本主義化するか、さもなければ植民地・半植民地とされてしまう。
要するにブルジョアジーは、全世界を従属させようとする。そして一九世紀の中ごろには、西部・中部・東南アジアも、アフリカ大陸の北部と南部も、南アメリカも、大洋州も、すでに欧米資本主義の植民地・半植民地とせられていた。残るのは東アジアとアフリカの中央部および中部太平洋の島々のみ、しかも東アジアでも、中国はすでに南京条約以来、急速に半植民地化されつつあった。この時期に列強が日本におしよせたのも、世界史的必然であった。

欧米列強の中で、最初に日本に開国通商をもとめたのは、前記のようにロシアであったが、ロシアは、幕府に拒絶されると、開国交渉は一時あきらめ、樺太・千島の略取に専念した。イギリスとフランスは、片目で琉球・日本をにらみながら、なお中国進出に主力をそそいでいた。そして、太平洋をこえた東のアメリカが、その東洋進出の入口、日本の鎖国をおし破る先頭をきることになった。

**大砲で強要された和親条約**

一八四六年、アメリカ政府は前記のようにビッドル提督を浦賀に送り、通商をもとめて拒否されたが、アメリカはいっそうよく準備をととのえ、一八五三年(嘉永六)、ペリー提督(M. C. Perry)の艦隊を日本に送った。ペリーは蒸気軍艦四隻をひきいて、六月三日(旧暦)、威風堂々浦賀に進入し、厳然として、大統領の国書をこの地で受けとるよう幕府に要求した。幕府役人も民衆も、これまでこんなに近くで「黒船」(外がわを黒く塗装してある)を四隻も見たこともなければ、またこれほど圧倒的な威容を示す外国もはじめてであった。夷狄禽獣どころではなかった。ペリーは艦隊の全砲門を開いて、国書をこの地で受理しないならば、江戸へ乗りこみ将軍に直接談判する、それでもだめなら、「すみやかに一戦に及び勝敗相決し申すべし」と威嚇した。幕府はこれに屈服せざるをえなかった。ただ回答だけは翌年までひきのばした。

ペリー艦隊の来航は、幕府老中にはけっして不意打ちではなかった。この前年オランダのバタビヤ総督は、明年アメリカが大艦隊を日本にさしむけて通商を要求しようとしていることを

幕府に知らせ、鎖国のもはや維持できないことを忠告していた。その前一八五〇年にも、長崎のオランダ商館長は、近くアメリカが日本に艦隊を送る準備をしていると警告し、さかのぼれば一八四四年に、オランダ国王は、将軍に親書を送り、蒸気船の発明以来の世界情勢の一変を説き、開国を忠告していた。しかし久しく先覚者を弾圧しつづけてきた幕府は、これらの忠告や情報の重大性を理解することさえできず、これを老中かぎりでにぎりつぶし、外交担当の役人にさえも見せなかった。いまいよいよこの現実に直面して、ただうろたえるのみであった。

ペリーは一たん浦賀を去り、小笠原島*に航し、ここに、日本との万一の場合にそなえて、貯炭所をもうけ、合衆国領土の標柱をたてた。彼は最初浦賀へ来る前にも、琉球王を脅迫して修好条約をおしつけ、貯炭所をもうけていた。太平洋がわから日本本土を制圧するのに、琉球(沖縄)と小笠原は、軍事地理上必須の拠点であることは、この当時も今と同じであった。

* 小笠原諸島は、一六世紀末に伊豆の領主小笠原貞頼が発見し、自家の姓を島名としたとの古伝説があるが、確実ではない。しかし一六七〇年紀州の船がここに漂着した確実な記録があり、一六七五年、幕府はこの島の開拓をこころみたが、すぐ中絶し、以来ここは、日本人には無人島として知られていた。一八二七年イギリス軍艦がここに来て、イギリス領土と宣言した。その後まもなく数人のアメリカ人がハワイからここに移住し、ついでペリーの来航となった。しかし、英語でこの島をBonin Islandsというのは、日本語の「ぶにん」島のなまりであることをみても、この島の発見者が日本人であり、ここは日本領となっていたことがわかる。幕府も、開港後の一八六一年、この島の日本領有を国際的に宣言し、八丈島から移民を送り、開拓に当らせた。

これだけの用意をしておいて、翌一八五四年、ペリー艦隊はふたたび日本に来て、三月、うむをいわせず、神奈川で日米和親条約(神奈川条約)をむすばせた。これにより、両国の和親、アメリカ船の寄港地として伊豆の下田と北海道の函館の開港、アメリカ船の必要品の売却、領事の両港駐在権などが定められた。この条約第九条にすでに、日本が今後外国にあたえる利益は、すべてただちに無条件でアメリカにもあたえるという、一方的な最恵国待遇を定めてあった。

ひきつづいて、イギリス、ロシア、オランダからも、同様の条約をおしつけられた。

**幕府独裁の破綻**

幕府は、これまで外交のことは大名にも天皇にも知らせず、完全に独裁してきたが、ペリー艦隊に脅迫されると、すっかり自信を失い、諸大名と幕府役人に対策を諮問し、また天皇にも報告した。のみならず、広く一般人民にも意見をのべさせた。人民が国家の基本方針について意見を問われたのは、日本歴史にこれがはじめてである。ここにも人民の地位の上昇が反映されている。

幕府独裁は完全に破綻した。これを機会に、徳川斉昭のほか、薩摩藩主島津斉彬、土佐藩主山内豊信(容堂)、宇和島藩主伊達宗城ら、これまでまったく幕政の外におかれていた外様の有力有能の大名が、幕政に発言権をもってきた。幕府の親藩である越前の松平慶永(春嶽)も進出してきた。彼らは開国・鎖国については、必ずしも同意見ではなく、斉昭は人も知る極右攘夷主義者、斉彬や慶永は開国論にかたむき、これを左とすれば、豊信や宗城はやや左寄りの中間

派であったが、彼らはみな、幕府独裁を改革し、彼らの幕政参加をもとめる線で一致した。
天皇と公卿たちも、政争にひきいれられた。すなわち、幕府はにわかの軍備強化のため、諸国寺院の梵鐘を大砲に鋳替えようとし、寺院にたいして権威のある天皇に、「太政官符」という、古代天皇制政府(太政官)の法令形式による命令を出させた(一八五四年末)。天皇の半宗教的権威に政治的意味がくわわり、「朝廷」(天皇政府)が復活しはじめた。幕府と同様に大名の改革派も、天皇から幕政改革の命令を出させようと、さかんに宮廷に工作した。

時の老中首席阿部正弘は、諸大名の意見を重んじ、オランダ人教官をやとって、近代海軍学の講習をはじめ、それには幕臣のみでなく諸藩士をも学ばせ、蕃書調所をもうけて諸藩の新知識人を登用するなど、諸藩と一致協力の政策をとったので、彼の在職中は、改革派大名も幕府に期待した。しかし一八五七年に正弘が病死すると、彦根藩主井伊直弼ら保守派の譜代大名の勢力が強くなり、改革派との対立が激化した。

この間にアメリカ総領事ハリス(Townsend Harris)が下田に着任し(一八五六年)、通商航海条約の締結を幕府にせまった。ハリスは世界の大勢の抗しがたいことを説くとともに、もし日本が要求に応じなければ「かねて御ことわり申し置き候通り戦争に及び勝敗一時に相決し申すべし」と脅迫して、一八五八年一月、「日米修好通商航海条約」案を幕府役人との間に議定した。
幕府はそれに全責任をもって調印する自信はなく、諸大名の意見を問い、また勅許(天皇の許

可）を得ようとした。政治も世界事情も何も知らない天皇や廷臣は、欧米人への本能的な恐怖と嫌悪からだけでも、条約調印を許したくなかったので、改革派大名の働きかけを幸として、条約のことは諸大名の衆議をつくせと答えるのみである。そして改革派大名の方では、調印には必ず勅許を得よと主張した。彼らの主眼は、条約の賛否にはなく、彼らの幕政参加の保障をかちとるにあった。

　これとからんで将軍のあとつぎ問題がおこった。ときの将軍家定は先天的に虚弱で、低能で、子を産ませる能力もなかったので、天下大変のこのときに当り、あとつぎをきめておく必要が生じた。改革派は徳川斉昭の子で一橋家の慶喜（よしのぶ）を、非常時にふさわしい年長・英明との理由で推し、井伊直弼ら譜代大名と幕府役人の主流は、将軍家に血縁がもっとも近いものをえらぶという「皇国の風儀」を主張し、紀州徳川家の慶福（よしとみ）（のち家茂（いえもち））を推した。いずれも、りくつはどうあれ、自派につごうのよい将軍をたてようとしたのである。

**通商条約調印・安政の大獄**

　ハリスは通商条約の調印を、毎日のように幕府にせまるし、また将軍あとつぎ問題でも、しだいに保守派は不利になった。そこで彼らは突如として井伊直弼を大老にし（一八五八年四月）、幕吏中の一橋派をやめさせはじめた。

　おりから清国では英仏が連合して新たな侵略戦争をしかけ、清政府に屈辱きわまる講和条件をおしつけた。ハリスはこの情勢を利用し、いまに四〇余隻の英仏連合艦隊が日本に来て屈辱

的条約をおしつけるであろう、それ以前に日米条約に調印しておけば、それを先例として、英仏の圧迫をさけることができる、とたくみな脅迫をした。井伊大老もそれを真にうけて、六月一九日、勅許のないままで条約に調印、勢いに乗じて、二五日、将軍継嗣は紀州慶福に決定と発表、ついで水戸・尾張・越前の三藩主に隠居・謹慎を命じたのをはじめ、改革派＝一橋派の大名・役人をつぎつぎに処罰した。

通商条約にあえて独断で調印した井伊直弼は、進歩派のように見えるが、実は彼は徳川斉昭におとらぬ攘夷排外主義者であり、がんこな反動であった。彼が条約調印にふみきったのは、一つには、幕府の独裁権力を回復するという反動的闘志からであり、一つには、反動的独裁で諸大名と人民を敵にまわした彼には、アメリカの圧力に抗する力は全然得られないので、しかたなく調印したまでのことである。彼の在任中には、阿部正弘のはじめた進歩的事業はことごとく廃止または縮小された。彼が殺されたとき（後述）、蕃書調所の洋学者や幕府役人の進歩派は、大いによろこんだほどである。

井伊大老は、反対派・批判派を根こそぎにすべく、一八五八年（安政五）から翌年にかけて、空前の恐怖政治を強行した（安政の大獄）。松平慶永のブレインで識見はるかに時流をぬき、統一日本の構想をたてて活躍した医者出身の橋本左内（さない）をはじめ、若狭小浜藩の浪士梅田雲浜（うんぴん）、越前三国湊（みくにみなと）の商人出身の学者三国大学、文人頼（らい）三樹三郎、長州藩出身の不屈の闘士で、博識と鋭い洞

察力と暖かい人間愛をもった天性の指導者吉田松陰ら、当時第一級の人材が、相ついで死刑にされた。島津斉彬をたすけて活躍し、越前の左内とならび称せられた薩摩の西郷隆盛は、幕府に追われたのみでなく、おりあしく斉彬が死んだので、藩庁からも圧迫され、同志の僧月照とともに鹿児島湾に身をなげたが、彼のみがたすかり、大島に流された。

**開港・貿易の影響**

大獄の進行中にも、幕府はロシア、オランダ、イギリス、フランスと、つぎつぎに通商条約をむすんだ(安政条約)*。それによって各国公使が江戸に駐在し、一八五九年六月から、神奈川(のち横浜にうつす)・長崎・函館の三港が貿易港として開かれた。新潟・兵庫(神戸)の両港と江戸・大阪の両市を開く時期も定められていた。かつての勘合貿易や朱印船貿易のような、権力者の特許貿易や、倭寇の貿易のように国家とは無関係な、外地における出貿易とは、まったく性質を異にする、日本の港における、日本人と外国人との自由な合法的な貿易がはじまった。

* 一八六〇年一月、将軍の日米条約批准書をアメリカにとどけるために、幕府の使節が送られた。それに随行して、勝海舟らが、日本人ではじめて、独力で蒸気軍艦咸臨丸を運転して太平洋を横断往復した。海舟らが、オランダ海軍将校から、汽船の運転を習いはじめてから、わずか四年半後のことである。

貿易の開始後、生糸・蚕卵紙・茶・水油・海産物(これを「五品」という)などの輸出が、年ごとに激増した。それとともに、輸出品とくに生糸と茶の生産は、急速に発展した。上州、信州、

甲州をはじめ、各地の養蚕・製糸がさかんになり、製糸の工場制手工業が本格的に成長しはじめた。またいっぱんに商業的農業が活気づき、新しい在村商人の活動がさかんになった。

その反面には、輸出品はもとより米をはじめ諸物価が暴騰し、一般民衆とくに貧農・都市民衆と下級武士の生活難が深刻になった。さらに日本では、国際相場にくらべて金がひじょうに安く銀が高かったので、たちまち金の大量流出、銀の流入をひきおこし、物価騰貴と経済の混乱に拍車をかけた。また生糸の急激な値上りにより、西陣・桐生をはじめ、全国の絹織業は大打撃をうけた。桐生だけでも、絹織物の勤労者一五〇〇人の生活がたたなくなり、三五村総代が再三幕府に生糸輸出の禁止を嘆願するありさまであった。つまり輸出は一部に新しい商品生産と流通の発展をうながしたが、さしあたり全体としては、封建経済を混乱させ、いままでの手工業者や問屋に打撃をあたえる作用が深刻であった。

輸入では、イギリスの機械制工業製の良質・安価な綿布そのほか日用品も入ってきたが、それはまだ国内の手工業を破壊するほどではなかった。しかし幕府・諸藩の兵器・艦船の輸入が多く、彼らの財政難を深刻ならしめ、したがって人民搾取を強め、人民の生活を破壊した。

## 封建制の危機と民族の危機

鎖国によりかろうじて保たれていた日本の封建社会は、開国とともに、「あたかも密封された箱の中のミイラが、急に外気にさらされたように」、経済的にも政治的にも、急激に分解しはじめた。幕藩体制は、天保改革の失敗した一八四

〇年代にはすでに、全体制的危機にひんしていたが、開国がそれに決定的打撃をあたえた。幕府は開国からわずか八年にして倒される。

列強の脅迫に屈してよぎなく開国したものの、幕府も諸大名も、開国が彼らにとって最大の危機をもたらすことは、本能的に知っていた。それゆえ幕府は、五品は直接に横浜に送らず、必ず江戸の問屋を経由すべきことを命ずるなど、貿易を制限し、また再び横浜を鎖すために、あらゆる苦心をはらった。しかし、それは列国の強硬な抗議と輸出品生産者・荷主の抵抗にょって、ことごとく失敗し、かえって幕府の危機を深めた。

開国は封建制の危機であるばかりでなく、またじつに日本民族の危機でもあった。艦隊の威嚇により強要せられた安政条約は、日本を欧米諸国と対等同権の国として資本主義世界にひきいれたものではなかった。それは、(1)外人に治外法権をみとめ、(2)日本の輸入関税率を日本が自主的に決定することをみとめず、相手国との協定を必要とするとし、(3)外国に一方的最恵国待遇をあたえた。また(4)開港場には外人居留地がつくられ、外人は居留地内で永久借地権をもち、かつ自治権をもったが、このような制度と治外法権が結合すると、居留地は事実上の外国領土同然となる。しかも(5)この条約の有効期限を定めず、改定には相手国の同意を要した。安政条約はこのように日本の主権を侵害し制限し、日本を南京条約以後の中国と同様に、半植民地市場として欧米資本主義に従属させるものであった。

欧米諸国は、条約上に日本を圧迫したのみでなく、軍事的政治的に従属させようともした。一八六一年春から秋にかけて、日本海と中国の東海を分け、日本と朝鮮をつなぐ要地対馬島の一部を、ロシア軍艦が占拠して、対馬藩主に土地の永久租借を申し入れ、かつここに海軍基地建設をすすめた。これにたいして幕府はまじめな抵抗をせず、もっぱらイギリスに頼り、対馬藩主らも、九州本土に新領地をもらうことができれば、対馬をすててもよいとした。ただ、漁民や農民や青年郷士たちのみが、じぶんたちの郷土をまもるために、生命がけで抵抗した。百姓安五郎はロシア兵の上陸を防ごうとして、討死した。人民の抵抗は、藩主らが土地租借をゆるすのを防いだ。そのうちに、イギリスがロシアに干渉して、ロシア軍艦は立ち去った。こうして人民の力が基礎となって、日本は一つの危機をのりこえた。

ロシアだけでなく、イギリスもフランスも対馬をねらっていた。彼らはここを「極東のペリム島」(紅海とインド洋の接点にある小島、中東とインド洋を制圧するイギリスの最重要海軍基地)にしようとした。アメリカは、ここを欧米列強で共同管理する「自由港」にしようとしていた。列国がたがいに一つのえものをねらい、したがってたがいにけんせいしあったので、人民がしっかりここを守れば、守り通すことができたのである。

イギリスは、日本にたいしては、自由な平和な貿易の発展のほかは何も望まない、と口ではいいながら、実は日本を、極東でロシアに対抗するための政治的前哨基地にしようとしていた。

そして、英・仏両国は、攘夷主義武士から居留外人を守るという口実のもとに、一八六三年以後、横浜に、条約上の何らの正当な権利もなしに、陸軍部隊と海兵隊を駐屯させた。六五年には、イギリスは、幕府に強要して、横浜駐屯軍の兵舎、弾薬庫、軍病院など建坪四六〇〇坪という広大な陣営を幕府の費用でつくらせた。その兵力は、多いときには陸兵一二〇〇名、海兵隊八〇〇名にたっした。横浜港は、イギリスの軍港も同然であった。

列強の日本民族圧迫、不当な軍事攻撃と「償金」強奪、条約改悪など日本の植民地化の危機は、なおいくつかの事件にあらわれるが、それは後述する。

日本民族もまた、自国の封建制を倒し、民族の力を結集し、急速に資本主義化して、列強の圧迫からみずからを解放するか、さもなければ列強の植民地あるいは半植民地にされるか、ほかのアジア諸国民と同様のわかれみちにたたされた。

**尊王攘夷**

安政大獄の後には、幕府を改革し幕府を中心とする挙国一致を実現しようという改革派大名の道は、幕府自身によって完全にふさがれた。それとともに、有能な大名が先頭に立って幕政改革をはかる段階も終った。これまでは大名たちの輔佐者であり、その下働きであった藩士・浪人・地主・商人出身の進歩派——形容詞的な意味では革命派ともいえる——が、主君の異同は問題にせず、同志を結集し、大名をのりこえて、政局の第一線に進出しはじめた。このように政治改革に志した人々を「志士」という。

彼らが大名をのりこえて政局の前面に出た最初の劇的な事件が、一八六〇年三月三日(旧暦)、季節はずれの雪が降りしきる江戸城桜田門外で、水戸・薩摩両藩の浪士グループが、井伊大老を襲撃して殺したことである。この後、薩摩・長州・土佐の三藩出身者を中心とする、全国の志士の超藩的協力が、さまざまの機会にさまざまの形で発展した。

彼らの共通のスローガンは「尊王攘夷」であった。この言葉は、水戸藩の熱烈な尊王攘夷論者会沢安(あいざわやすし)の『新論』(一八二五年)にすでに出ているが、それは、朱子学の「大義名分、華夷内外」の論に由来する幕藩体制護持論であり、すこしも反幕的ではなかった。そしてペリー来航以後も、通商条約調印と安政大獄以前には、前記のように、開国か攘夷かは、現実に政治戦線を両分する中心問題ではなく、幕政改革か保守かが真の争点であった。ところが、幕府が独断で開国と決定したいまや、開国論は、現実政治では、必然に幕府護持(佐幕)となり、攘夷は幕府反対論となった。逆に佐幕派はいやいやながらでも開国の現実を是認し、反幕派はたとえ戦術的にでも攘夷派とならざるをえなかった。そして「尊王」は幕府が勅許なしに条約に調印したことを責める武器となり、攘夷と結合して反幕的な「尊王攘夷」となった。

これらの志士たちが、いっさいの封建的特権や封建的搾取に反対する、人民大衆の革命的指導者であったならば、幕府が人民を苦しめ民族独立を危くするのにたいして、人民革命権の思想をもってたたかうことができたであろうが、幕末の志士はそのような革命家ではなく、ある

いは武士階級にぞくし、あるいは地主・富農・問屋・マニュファクチュアーの資本家、ないしはその層とむすびつく知識人であって、彼らは領主権力・門閥の圧制に反対し、進歩的改革をもとめる人民の友ではあっても、同時に彼らじしんが封建的な支配搾取者のなかまであった。したがって彼らは人民革命権の思想に到達できず、幕府や藩の門閥にたいする反抗を基礎づけるには、天皇という最高の封建的権威にたいする忠義＝尊王の論理によるほかなかった。

反幕的といっても、それはただちに倒幕論ではなく、天皇の下における幕府諸藩の挙国一致を実現しようとするのが、この段階の志士の「尊王」であり、一八世紀の後期に山県大弐や竹内式部のとなえた説の延長線上にあった。倒幕論は、尊王論から直接に出てくるのではなく、攘夷論から出た。攘夷実行のために幕府を倒して新しい中央政権をたてようとするのである。

攘夷論は、将軍・天皇から諸藩下級士にいたるまで、すべての武士が本能的にもった封建的排外主義であり、朱子学の華夷内外論で合理化され、日本は神国であるという国学によって、いっそう激烈にされた。そして開国・貿易開始により、武士の生活難が深刻になるとともに、武士階級の攘夷排外主義は、思想の問題から現実生活の問題となり、いっそう激化した。それは当然に、夷狄を日本にひきいれた幕府への憎悪をたかめる。

また一部の指導的攘夷論者には、民族防衛・愛国主義の要素が、はじめからあった。たとえば吉田松陰門下の高杉晋作（しんさく）は、一八六一年に清国上海に旅行し、その地が英・仏の植民地同然

にされているのに胸をいため、日本の独立のためにたたかう決意を固めるとともに、清国の「固陋」が「自滅」をもたらすとし、「外国日新の学」をとりいれる必要を痛感していた。その彼が帰国して、長州攘夷派の急先鋒となり、江戸のイギリス公使館を焼き打ちする(六二年末)。その真の目的は、外国に屈従する幕府を窮地におとしいれるにあったことは、彼らの首領桂小五郎(木戸孝允)が、事件の直後にのべている。高杉の同志久坂玄瑞も、開国貿易の必要は十分知っていたが、外国に屈従する幕府のもとでの海外交通貿易には反対して、攘夷をとなえた。このてんにおいて彼らは、幕藩体制護持のための攘夷願望とは、決定的にちがう。

**攘夷から倒幕へ**

開港後の二、三年間は、物価騰貴・経済混乱を背景にして、外国公使館員や日本人商人にたいする攘夷派の襲撃事件がひんぴんとおこった。この間に尊攘派の指導者たちは、攘夷断行のための倒幕を計画しはじめた。幕府がときの天皇(孝明)の妹和宮を将軍家茂の夫人にむかえ、「公武合体」をはかったのを、尊攘派は、皇妹を人質にするものとして憤激し、大橋訥菴ら関東地方の志士グループは、倒幕の挙兵を計画したが、十分の準備ができぬうちに六二年正月、数人で老中首席安藤信正を江戸城坂下門外に襲撃した(失敗)。同じころ薩摩の有馬新七らを中心とする九州諸藩の志士は、薩摩藩主の実父島津久光が熱烈な攘夷主義者であることに望みをかけ、彼をおしたてて倒幕の兵をあげようとした。ところが久光の攘夷主義は、封建秩序をまもるためのものであったから、藩士らが身分秩序を破るのを憤り、

六二年四月、家臣をして、京都郊外伏見の旅宿寺田屋で会合中の新七らを斬らせた(寺田屋の変)。

寺田屋の変は、志士たちに諸侯の頼むにたらないことを教えた。そこで彼らは最大の望みを天皇にかけた。各地の志士はぞくぞく京都に集まった。その中には、信州伊那谷の豪農で生糸問屋と酒屋を兼ねた家の主婦、松尾多勢(たせ)子もいた。彼女は生糸取引先を連絡場所にして、志士間の秘密レポーターの役割を果した。長州の久坂玄瑞、土佐の地主で郷士の武市瑞山(ずいざん)らが、全国志士の指導者として重きをなした。政治の中心はいまや江戸から京都にうつった。尊攘派は、ついに公卿の三条実美(さねとみ)らを通じて宮廷を動かし、鎖港・攘夷を期限を定めて断行するよう、幕府に命令させた。その一方で志士たちは、さかんに張紙(はりがみ)(掲示)や捨札(すてふだ)(ビラ)で、今日の生活難はひとえに夷狄のためであり、夷狄をひきいれた幕府の罪であると、民衆にうったえ、その支持をもとめた。彼らはまた幕府役人や貿易商人に、さかんにテロルをくわえた。それは敵にたいする示威であり、民衆にたいする攘夷主義教育をめざすものであった。

幕府はついに、一八六三(文久三)年五月一〇日を攘夷開始の期日とすると、朝廷に答えた。その日、尊攘派の拠点長州では、何も知らずに下関海峡通航中の米船をふいに砲撃し、その後もフランス・オランダの軍艦を砲撃して気勢をあげた。これにたいして六月五日、フランス艦隊が報復に来ると、長州は一たまりもなく大敗した。しかし尊攘派の志気はますますさかんで、高杉晋作が藩の要路に進出し、下級藩士および百姓町人の志願者から精選して、「奇兵隊」とい

う新軍隊を組織し、全人民の自由な武装をゆるし(後述)、外敵をむかえ討とうとした。

七月には、鹿児島湾で、薩摩藩がイギリス艦隊の攻撃をしりぞけた。前年八月、島津久光の一行が江戸から帰国の途中、横浜郊外の生麦村(いま市内)で、騎馬散歩中のイギリス商人三人を殺傷した生麦事件の解決を要求して、イギリスが七隻の大艦隊をさしむけた。薩藩はこれと交戦して、鹿児島市街の大半を焼かれたが、敵がわにも大損害をあたえてひきあげさせた。

尊攘派の気勢はあがるばかりである。彼らは、全国をあげて攘夷を断行する中央政府をつくるために、天皇をおしたてて倒幕の兵をあげようとした。しかし、天皇の熱烈な攘夷主義も島津久光のそれと同じで、封建秩序をみだす志士たちをきらい、ひそかに幕府に通謀していた。そこで八月一八日、幕府がわが先手をうって、尊攘派をことごとく京都から追放した。三条実美ら七人の公卿も長州さして落ちのびねばならなくなった。その直後に土佐の吉村寅太郎らは大和の山中で、筑前の平野国臣らは但馬の生野で、いずれも少数の同志で倒幕の兵をあげたが、現地の民衆の支持を組織できなかったために、たやすく鎮圧された。

坂本竜馬より木戸孝允へ
薩長同盟条約の念書

八月一八日の政変以後、島津久光、山内容堂、松平春嶽ら公武合体派の大名が、ふたたび勢力をもち、幕府も孝明天皇もほっとした。尊攘派は苦境におちいった。

## 「禁門の変」と四国連合艦隊の下関占領

土佐藩では、前藩主山内容堂をあくまでも信頼していた武市瑞山らは、あにはからんや容堂の命令で投獄された。彼らは獄中であくまで同志の秘密をまもってたたかった。瑞山は、弟の田内衛吉（たのうちえきち）が衰弱し、拷問にたえられそうもなくなると、血涙をのんで服毒自殺を指示した。同志久坂玄瑞から、諸侯を信ずるなと忠告されても、これまでは藩主への忠義の呪縛をふっきれなかった瑞山が、獄中でようやく、容堂のことを「たかが二十四万石の隠居」（土佐藩は二四万石）といえるようになり、民衆に依拠すべきことをさとった。その獄中の述懐にいう、「雪の下に埋みし野辺の若菜さへ人にふまるる春は来にけり」。弾圧されることの中にかえって勝利の春を予感する、革命的楽観主義をつらぬいて、彼は一八六五年閏五月、刑死した。

尊攘派の拠点長州藩でも、保守派が勢力をもちはじめた。八月の政変以前には、長州には革命的民主的空気がみなぎっていた。その当時には、奇兵隊のほかに民衆部隊がぞくぞくつくられた。猟師の狙撃隊、力士の力士隊、僧侶の隊、また賤民とされた人々の「屠勇隊（とゆう）」もつくられた。これらを総称して「諸隊」といった。村にも町にも、豪農や商人の出資で、民兵隊がつ

くられた。民間の鍛冶屋が武器をつくる自由もみとめられていた。「肉食の士人らみな事にたえず」、ゆえに身分・家がらにかかわらず、「もっぱら力量を以て貴ぶ」という高杉の指導で、外敵にそなえて全人民の武装の自由をみとめる革命的な政策が実行されていた。このようなことは、日本歴史ではこれ以前にも以後にもない。

これは藩の門閥には不安でしかたない。しかも外敵があらわれないうちに京都の政変がおこった。門閥は元気づいた。諸隊は同年末には人数を制限され、隊内でも「諸士匹夫の差別」を確立せよとの藩主の命令が出された。町村の民兵訓練も禁止された。

長州に集まっていた同藩内外の尊攘派指導者に、あせりが生じた。久留米の神職出身の真木和泉や久坂玄瑞は、高杉らの反対をおしきって、六四年六月、兵をひきいて上京し、七月一九日、宮廷に攻め入ったが、幕府の京都守護職松平容保の部下の会津藩兵と、西郷隆盛の指揮する薩摩藩兵に一蹴せられ、真木も久坂も自殺した(禁門の変)。これより長州藩および尊王攘夷派は、封建大義名分上は天皇の逆賊となった。天皇は幕府に長州征討を命じた。

しかもこの直後八月五日、イギリスの提督を総司令官として、イギリス、フランス、オランダ、アメリカの四国連合艦隊が、一七隻の軍艦と兵員五〇一四名の大軍をもって、下関に進撃してきた。長州藩は、外国船艦の下関通航の安全を保障して、戦をさけようとしたが、連合艦隊はあえて攻撃を開始し、たちまち海峡一帯を占領した。藩はあっさり降伏した。講和条件は、

(1)海峡通航の外国船の優遇、(2)海峡の砲台の修理・新築はしない、(3)「下関市街を焼くはずのところを焼かなかったから、その報酬」(!)と戦費を連合国に支払う、この三ヵ条であった。第三条の金額は、三〇〇万ドルという法外な額であった。その支払いは幕府がさせられた。長州の攘夷は幕府の命令の実行であったからという理由で。

連合国の真意は、幕府がとうていこの大金を払えないことをみこして、減額とひきかえに、いっそう大きな永久的な利益を奪いとるにあった。果して幕府は一八六六年四月までに一五〇万ドルを払い、あとの支払期日の猶予をもとめてきた。連合国は待ってましたとばかりに同年五月、支払い猶予の代りとして、兵庫と大阪を安政条約の期日通り(一八六八年一月一日)、開くことの確約を要求し、また関税を一律に従価五分を基準とする従量税とすること、横浜税関に英・仏・米・蘭四国から一名ずつの「助手」をやとうことなどを定めた「改税約書」をおしつけた。四国公使はこれをのみこませるために、またも連合艦隊を兵庫沖に集結して、朝廷と幕府を威圧した。

改税約書は、欧米列強の日本半植民地化条約のしめくくりであった。関税自主権のない日本は、この後長くこの超低率関税を改めることができず、民族産業を保護する手段をうばわれ、財政上にも、たかめられるはずの関税収入をたかめることができなかった。そして税関は欧米列強の共同管理も同然とされた。

尊攘派とその拠点長州藩が「逆賊」とされたことは、彼らの不幸ではなく、かえって幸であった。なぜなら、彼らはここで最終的に、天皇の権威や大名の力に頼るのではなく、彼ら自身の武力と民衆に頼るべきことを学んだから。寺田屋の変も、八月一八日の政変も、大和・生野の挙兵の失敗も、みなこのことを教えていた。彼らはそれをすこしずつ学んできたが、いまや決定的にそれを学ばせられた。それとともに、彼らは攘夷のための倒幕ではなく、倒幕そのものを、戦略目標としてはっきりつかんだ。幕府が天皇をいただいて彼らをほろぼそうとしているいま、幕府とたたかわないで誰とたたかおう。

**倒幕派と民衆**

一方では彼らは、鎖国攘夷主義からもぬけだした。もちろん武士階級に固有の排外主義が消えたわけではないが、現実の政治目標としては、攘夷は無意味になった。その理由は、攘夷実行の体験が彼らにそれを痛感させたということもあり、また彼らの拠点の藩が、四国連合と講和せざるをえなかったからには、攘夷で幕府を苦しめるという戦術はなりたたなくなったということもある。しかし基本的な理由は、尊攘派の社会的基盤である豪農・在村商人層が、開港の衝撃からようやく立ち直り、貿易に反対するのではなく、それを利用し、新しい経済関係に適応することを知ってきたことである。いままでは島津久光でさえも、六四年一月の朝廷の会議で、幕府の貿易の利益独占に反対するため、開港を主張したほどである。また長州藩は、下関戦争の講和のとき、下関を開港場にすることをイギリス公使にもちかけていた。

この時期になお、がんこに鎖港攘夷を主張したのは、支配者の最上層部では、孝明天皇らのみであった。孝明天皇はあらゆるてんで、封建主義のこりかたまりであった。

尊王攘夷派は、こうして尊王派でも攘夷派でもなくなった。それは倒幕派に転回した。その転回ができず、観念的な尊王攘夷にかじりつくものは、没落していった。六四年春筑波山で尊王攘夷を号して兵をあげた水戸の天狗党はその典型であった。彼らは民衆にうったえることを知らず、民衆からも攻撃され、幕府および水戸藩庁軍に追討されると、京都に上って禁裏(きんり)(朝廷)守衛総督の徳川慶喜に、じぶんたちの志を訴えようとした。彼らは、夏から冬にかけて、中山道から美濃へ出、そこから雪中の峠を千辛万苦して越前へ越えたところで、ほかでもない、頼みとしていた慶喜の指令で、討伐軍がまちかまえていた。降伏するほかはなかった。

禁門の変、下関戦争とつづけざまの大打撃で、長州尊攘派も一時大後退をよぎなくされた。反動派が藩の全権をにぎり、禁門の変の責任者を死刑にし、幕府と朝廷に謝罪した。一〇月には奇兵隊以下の諸隊も解散を命ぜられた。

しかし諸隊はその命令を無視し、いっそう団結をかため民衆との結合を強めた。このとき諸隊が定めた規律には、「農事の妨げすこしもいたすまじく、みだりに農家に立ち寄るべからず、牛馬等小道に出あい候わば道へりによけ、速かに通行いたさせ申すべく、田畑たとい植付けこれなき候所にても、ふみ荒らし申すまじく候」、「山林の竹木櫨楮等は申すに及ばず、道へりの

草木等にても伐取(きりとり)申すまじく、人家の菓物鶏犬等を奪候などは以ての外に候」、「強き百万といえどもおそれず、弱き民は一人といえども恐れ候事、武道の本意と致し候事」、そのほか民衆との結合強化に細心の注意をはらっている。この規律第一条で「礼譲を本とし人心にそむかざる様肝要たるべく候、礼譲とは尊卑の等をみださず、其分を守り、諸事身勝手これなく、真実ていねいにして、いばりがましき儀これなき様いたし候事」とあるのは、封建的身分制の規律のようにみえるが、この「尊卑の等」とは、部隊の上級下級の規律をいうものと解すべきである。

こうして民衆の支持を確保した諸隊は、同年一二月叛乱をおこし、翌六五年二月ふたたび藩権力をにぎった。高杉晋作や木戸孝允が政務をとり、村医出身で西洋兵学に精通した大村益次郎を登用して、軍制の大改革をおこない、幕府に対抗する体制を強化した。権力をにぎったとたんに、高杉ら諸隊幹部も民衆を警戒しはじめ、その革命化をおさえるために、一方では保守上士層による干城隊をつくり、他方では自由な民兵を禁止した。ここに諸隊がついに革命党になりえない限界が示されている。

**倒幕勢力の統一と英仏**

このころ薩摩藩でも、西郷隆盛・大久保利通(としみち)らが藩政に進出していた。西郷は禁門の変には、藩兵を指揮して長州勢を撃退したが、それは主君久光の命令に従わざるをえなかったからである。彼は薩藩の勢力拡張にはつとめたが、幕府を擁護する気はなかった。そして幕府が謝罪した長州藩を厳罰にしようとするのには反対し、薩摩藩

論をしだいに反幕にみちびいた。

この機運をつかんで、土佐の坂本竜馬(りょうま)・中岡慎太郎らは、長・薩両藩の連合をはかった。坂本は商人郷士の出身で土佐尊攘派の組織者の一人であるが、広い視野と鋭い歴史的洞察力をもち、大義名分・華夷内外とか、自藩他藩・武士平民とかの封建意識は、早くからぬけ出しており、このころは薩藩の援助をうけて長崎を根拠地にし、同志と「社中」(団体の意、後の海援隊)という軍事的・政治的かつ商業的組織をつくり、これを指導していた。中岡は地主郷士、八月一八日の政変後は、長州を根拠にして、活動していた。彼は誠実な人がらで組織力があり、思想的には高杉晋作の影響を強くうけていた。その一八六六年の論説には、「攘夷」をはっきり民族独立闘争の意味に変えている。坂本・中岡の努力で、一八六六年正月、薩長両藩の相互援助同盟が成立した。この同盟は、藩の機構をにぎった倒幕派志士の同盟であって、藩主あるいは藩政府間の同盟ではない。倒幕派は、以前の尊攘派のように藩主の権威と権力を擁して事をなそうとするのではなく、彼ら自身が二つの大藩の権力をにぎり、民衆を利用して事をなそうとしたのである。ただし薩摩では、久光らの勢力も相当にあり、また長州諸隊のような倒幕派の独自の軍事組織もなかった。西郷らは主として同藩の下級士大衆に依拠していた。

倒幕派は、もはや攘夷どころか積極的にイギリスに接近した。イギリス公使と薩長両藩当局との間には、事実上の政治的同盟とみなすべき関係ができた。初代の駐日イギリス公使オール

コック(R. Alcock)は、その一八六三年出版の著書『大君(たいくん)の都—日本滞在三年記』において、日本にも民衆革命の萌芽が存在し、成長しており、現体制の変革はさけがたいことを見通していた。しかしすでに自国においてプロレタリアートの進出におびえている欧米資本主義は、世界のどこにおいても民衆革命を望むものではなかった。オールコックは、民衆革命をおさえ、日本の変革は上から下へだんだんしみとおってゆく改革としておこなわれなければならないとの方針をたてていた。その方針は、次代の公使パークス(H. Parkes)にもうけつがれた。パークスはそうした上からの改革のために薩長をたすけて、新しい統一日本の政権をたてさせ、これをイギリスの影響下に置こうとした。

これに対抗してフランス公使ロッシュ(L. Roches)は、幕府をして反対派を打倒して統一政権たらしめようとした。幕府も大いに彼に頼り、一八六五年、フランスの援助で、横須賀に大製鉄所・造船所の建設をはじめた。その技師長・技師も幹部労働者も、みなフランス人であった。政治上にもロッシュは幕府を指導した。

**慶応の大一揆・うちこわしと倒幕**

幕府は六六年はじめから、大がかりな長州征討の準備をすすめ、諸大名にも動員を令した。山陽・山陰両道と九州から、幕府および全国大名の大軍をもって、長州を完全に包囲攻撃しようというのである。しかし、このたびは有力な大名たちは、はじめから非協力的であった。六四年から、各地で百姓一揆の新たな

波がたかまりつつあり、諸藩は幕府護持のための戦争に力を浪費するわけにいかなかった。
六六年五月、激烈なうちこわしが兵庫におこり、西宮をへて、将軍が滞在している大阪におよび、全市中が数日間の大騒動となった。この直接のきっかけは、物価とくに米価の暴騰と、幕府が多額の軍用金を町人に課したことにたいする反対にあった。民衆の反幕意識は深刻であった。大阪で逮捕せられた町人は、この騒動の元兇は将軍であると、役人の前でいいきった。うちこわしの大波は、近畿・東海の各都市一帯をおそい、月末には江戸で大阪以上の大民衆蜂起がおこった。
これとならんで、いたるところの農村に百姓一揆がおこった。とくに江戸のうちこわしにひきつづき、武蔵から上野にかけて、貧農・手工業労働者・職人を主力とする激烈な一揆がおこり、その一部は幕府代官所と高利貸の家などをうちこわし、土地台帳や借金証文を焼き、「世直し」をした。明らかに土地革命の芽が成長してきた。この年大きな一揆だけでも数十件にたっした。中には征長のための軍夫徴用そのほかの負担増大に反対の一揆もあった。
薩摩藩主そのほかの有力大名は、これでは長州征伐どころではない、早く支配者間の争いをやめ、人民支配体制を再編し統一せねばならないと主張した。かつては公武合体派公卿の首領で、尊攘派から最大の奸物と攻撃されていた岩倉具視(ともみ)も、民衆のこの動きをみて、天皇のもとに統一支配権力をうちたてねばならないとして、倒幕派と連絡しはじめた。

幕府はこの情勢をも無視して、六月、三方から長州藩に攻めこんだが、長州の藩士と全人民の一致した奮闘および征討軍根拠地の人民の反抗により、どの戦線でも敗北した。七月、将軍家茂が病死し、慶喜があとをついだのを機会に、征長諸軍をひきあげた。

この後、幕府はロッシュの指導のもとに、重大な改革を断行した。第一は軍制改革である。幕府は一八六三年以来、農民を徴集して洋式歩兵部隊をつくり、下級士によって騎兵隊・砲兵隊をつくっていたが、それを大いに強化し、砲兵隊も農民その他からの傭兵に代えた。さらにフランスから軍事教官団をまねいて、近代的常備軍建設に着手した。そのために旗本らの従来の軍役を廃止し、俸禄の半額を「軍役金」として上納させた。またフランスから六〇〇万ドルを借り、艦船・兵器を買い、その担保として北海道の鉱山利権をあたえる交渉をすすめた。第二は、老中職制の改革である。政務を陸軍・海軍・外国事務・会計・全国部内の五局に分け、各老中に一局を担当させ、首席老中が全体を統べるという、中央集権的官僚政府機構の樹立をめざした。第三に、フランスと日本の合弁会社をつくり、これに生糸貿易を独占させ、また鉄道建設などもやらせようとした。もしも幕府のこれらの計画が成功していたら、日本はまちがいなくフランスの半植民地的属国になったであろう。だが、日本国民は、この売国的計画の成功以前に幕府を打倒する。

このときすでに民心はまったく幕府をはなれていた。京都の市中で自殺者が出ても、火事がおこっても、すべて「公方様がわるいからだ」といわれるようになった。大阪の被差別部落民は、幕府に上書して差別廃止を要求した。幕府の本拠である関東地方は、六六年夏の大一揆いらい、慢性的な半動乱状態がつづいた。下層民衆がかってに武装じ、それに対抗して地主・村役人層の青年の部隊がつくられるところもあった。村々が連合して幕府の歩兵徴集に反対するところもできた。隠岐の孤島でも神主や地主が支配者に反抗して民衆をひきつけ、自主的な文武練習所を組織した(これは後には島民の自治機関となる)。九州の長崎・島原地方では、二百数十年間幕府と藩のざんこくきわまる迫害のもとに潜伏していた「かくれ切支丹」が、いまや公然とその信仰をあらわした。

## 王政復古クーデター

封建的秩序は、いたるところで解体しはじめた。だが、民衆はまだじぶん自身の革命的指導部をもち全国的に結集することはできなかった。したがってその革命的力量は、倒幕派志士ににぎられるほかなかった。そして封建体制の頂点であり、封建制の諸矛盾の焦点である幕府の打倒が当面の歴史的課題であるこの段階においては、倒幕派はあるていど民衆をにぎることができた。この時期には、どの藩にも、大なり小なりの倒幕派に心をよせる勢力ができていた。豪農や商人の間にも倒幕思想はじょじょにひろまっていた。彼らのあるものは、六八年の倒幕戦には、部隊をつくって倒幕派軍隊に参加する。

六六年一二月、つねに倒幕派をおさえてきた孝明天皇が死に、何もわからない少年(一四歳半)の明治天皇が位についた。孝明天皇は、倒幕派すなわち「勤王」派によって毒殺されたとの疑いも濃い。とにかく孝明天皇の死によって、宮廷情勢も倒幕派に非常に有利になった。彼らは天皇を「玉」という隠語でよび、六三年八月の失敗の経験から、「玉」を確実に自派ににぎっておこうとし、自派の公卿をして、長州・薩摩両藩主に、幕府を討てとの天皇の秘密命令(討幕の密勅)を出させる手はずをととのえた。

武力討幕の準備が進められているのを察した将軍慶喜は、前土佐藩主山内容堂のすすめにより、形だけは天皇に政権をもたせ、その下でじぶんが実権をにぎろうとして、六七年一〇月一四日、政権を天皇に「還(かえ)す」(大政奉還)ことを願い出た。翌日、朝廷はそれを許した。「大政奉還」が成立すれば幕府を討つ口実はなくなるが、西郷・木戸・大久保らは、あくまで武力で幕府を倒さなければ、安定した新政権はつくれないと確信していたので、とりあえず慶喜の大政奉還願いと同じ一四日早朝、「討幕の密勅」なる文書を、天皇の意志とは無関係に、自派の公卿から出させておき、一五日以後にも、あらためて挙兵のきっかけをつくろうと、京阪地方でも江戸でも、あらゆる方法で幕府を挑発し、また王政に復古すれば、年貢は半減するとのうわさを流し、民心かくとくにつとめた。

一〇月下旬、にわかに、京阪地方から東海道、江戸にかけて、また甲府や阿波の徳島にも、

伊勢神宮そのほかの神社の名を書いた札が、天から降り、それをひろったものは幸福になるというので、民衆が街頭に乱舞する大騒ぎがおこった。これより民衆は、「ええじゃないか、ええじゃないか」というくり返しをつけた、猥雑な、歌とも何ともつかぬ文句を叫びながら、昼も夜も、狂気のように乱舞しはじめた。これは倒幕派がひきおこしたという確証はまだ得られていないが、すくなくとも彼らはこれを最大限に助長し、一ヵ月余にわたって、京阪・江戸・横浜・名古屋そのほかこのときの政治的に最重要の地域で、幕府の軍事・警察機能を完全にまひさせた。その間に倒幕派のクーデター準備がちゃくちゃくとすすめられた。そのころは、江戸でも幕府の人民支配力は地におちていた。農民からとった幕府の歩兵部隊は大量に脱走しはじめた。乱暴なフランス人軍事教官を農民がとらえ、外人警護の特別警察が、その釈放を農民に懇願するという状態さえ生じた。

この情勢のなかで、慶応三年一二月九日(一八六八年一月三日)、倒幕派はクーデターに成功、将軍制廃止、王政復古を宣言し、「百事御一新」、「万民の苦を救う」と人民にうったえた。

**江戸開城・幕府の滅亡**

この日ただちに、総裁(皇族より任ず)、議定(公卿・諸侯より任ず)、参与(廷臣・藩士・庶人より任ず)の三職よりなる天皇政府(太政官)が組織された。摂政・関白などの古い朝廷の官職は廃止され、新天皇政府の実権は、西郷ら参与がにぎった。その夜、三職会議は、議定山内容堂らの反対をおさえ、徳川慶喜に、その領地を新政府に引きわた

すよう命令することを、決定した。

幕府がこれに従うはずがない。慶喜は武力にかけてその領地と権力を保持しようとした。新政府も幕府を挑発した。ついに一八六八年（慶応四年・明治一年）一月三日（旧暦）、京都郊外の鳥羽・伏見で、幕府軍と薩・長両藩兵を主力とする新政府軍とがしょうとつした。幕府軍は、新政府軍の三倍以上の兵力をもっていたが、その主力である農民歩兵部隊には全然戦意がなく、一般民衆もだんぜん新政府軍を支持したので、幕府軍はもろくも敗れ、慶喜は軍艦で江戸へにげ帰った。近畿以西の諸藩は、たちまち新政府に忠誠をちかった。

ついで新政府は、徳川家の年来の圧制に苦しめられてきた万民をすくうために、慶喜を追討すると宣言し、江戸をめざして、諸藩兵からなる大軍を発した。旧支配者の圧制から人民を解放するという名目で――たとえデマゴギー的名目にすぎないにもせよ――戦争がおこされたのは、日本歴史上でこれがはじめてである。

慶喜は、はじめはフランスの援助をうけて新政府軍と決戦するつもりであった。しかし軍事総裁の勝海舟が、幕府陸軍はすでにほとんど瓦壊しており、江戸市民もすっかり幕府を見放している情勢を説いて、慶喜の抗戦を思いとどまらせた。

新政府およびこれに強い影響力をもっているイギリス公使パークスも、民衆の独自の革命的蜂起をおそれた。じっさい、内乱がはじまるとともに、東山道から関東地方にかけて、人民は

各地で世直し一揆をおこし、幕府役人を追放し、地主・高利貸征伐をはじめていた。民衆は新政府軍の必要以上に反幕的になったのみか、革命的になっていた。朝・幕そしてイギリスが、ともに民衆革命を恐れたけっか、妥協が成立し、六八年四月、江戸城は平和のうちに新政府軍に明け渡された。新政府は、幕府領地の大部分をとりあげ、徳川家を、静岡で八〇万石を領する一大名におとした。二六〇余年つづいた徳川幕府は、決定的に打倒された。

**全土をおおう内乱**

旧幕臣の一部はなおも抗戦をつづけた。幕府海軍の主力は榎本武揚にひきいられ、陸軍部隊の一部およびフランス軍事教官団の一部とともに、北海道に脱走して函館に拠った。また奥羽・越後の諸藩は、会津・庄内の両藩を中心として、連合して新政府に武力抵抗した。戦地の民衆は、関東でも越後でも奥羽でも北海道でも、新政府軍を支持し、じぶんの藩主らに反抗した。新政府軍は、現地の民衆からつねに正確に敵情を知らされ、しばしば食糧などの支援もうけた。反政府軍は、苦戦する友軍に増援しようとしても、民衆の武装部隊にさえぎられることも、たびたびあった。

新政府軍のなかで、東山道軍、また奥羽越列藩同盟の拠点となった会津を攻撃する正面口という、もっとも苦しい戦線の参謀長であった土佐藩の板垣退助は、じぶんの本拠地にいる奥羽諸藩の大軍にたいして、その何分の一もない、長途の戦陣につかれはてた新政府軍が、よういに勝利できたのは、各地の民衆がその藩主に協力せず、かえって新政府軍に協力したためであ

ることを思い、専制政治は国をほろぼすもとであると、痛感している。

本土の内乱は九月末までに、新政府軍の全勝に終った。この月、慶応四年を改めて明治元年とし、一〇月、天皇がはじめて京都から江戸に行き、江戸城を改めて東京城とした。ついで翌一八六九年(明治二)三月、東京を首都と定めた。

函館の榎本軍は、榎本を総裁とする蝦夷島共和国をたて、諸外国からも「デ・ファクト」=事実上の政権とみとめられて越年した。これにたいして六九年春、新政府軍が総攻撃をかけ、榎本軍は五月に降伏した。このさいにも「遊軍隊」という函館市民のパルチザン部隊が、政府軍をたすけて大きな役割を演じた。

しばしば「明治維新は血を流さずにおこなわれた」といわれるが、それは将軍や大名たちの血が流されなかっただけのことで、一年半にわたり日本全土をおおう大内乱で、数千人の血が流されて、はじめて幕府勢力は決定的に打倒され、天皇政権がたてられたのである。

**内乱・民衆が民族危機をすくう**

あえて内乱を恐れず、幕府を早期に決定的に打倒したことによって、幕府がフランスとの間に進めていた売国的諸計画も、ことごとくうち破ることができた。わが国の半植民地的状態はなお解消しなかったとはいえ、その最悪の状態からはぬけ出した。

もしも倒幕が討幕に発展せず、「王政復古」宣言の宮廷クーデターにとどまっていたならば、

幕府は必ずや勢をもり返したであろう。げんに新政府が徳川氏に納地を命じた以後においても、議定の大名や公卿らは、「公議政体」と称し、大名会議で国政の万事を決定しようとしており、その会議では、徳川氏への納地命令も、徳川政権の領土的基礎をうばうのではなく、諸大名を圧倒する大大名としての徳川氏の領土をみとめた上で、これに朝廷の経費を分担させるだけのものに変質させてしまった。この方向で事態が進行すれば、徳川氏の実力は依然として存続し、彼らはフランスの軍事的・財政的援助と政治的指導をうけて、逆襲に出るのは必至である。

鳥羽伏見の一発の砲声は、議定の大名・公卿のおしゃべりをだまらせてしまった。大名会議の構想もふきとばされた。内乱は、新政府と旧幕府・諸大名とが権力を分有するためのあらゆる妥協を、決定的に不可能にした。

歴史をここまで推進してきた原動力は、これまでの記述で明らかなとおり、民衆の反封建闘争であった。そしてまた、将軍のひざもとの江戸の町人でさえ、決定的に幕府にそむいたことが、慶喜をして、最後の決戦をするのを思いとどまらせた。つまり民衆は、幕府がフランスの援助をうけて立ち直るいっさいの可能性をうばい、日本が半植民地的状態からぬけ出す第一歩をふみだす、原動力であった。

倒幕派も、イギリスから政治的援助をうけていた。倒幕後の新政権の構想をたてるについては、イギリス公使の指導もあった。また薩長は、イギリス公使パークスの別働隊員である商人

グラバー(Glover)から、私的な商業貸借の形で、武器援助をうけていた。

しかし倒幕派は、幕府がフランスからうけたような、利権の提供と引きかえの、イギリス政府からの軍事・財政援助だけはうけなかった。一八六七年夏、イギリス公使館員サトウ(E. Satow)が西郷隆盛に、フランスが幕府をたすけているのに対抗して、イギリスはあなた方を援助しようと申し入れたとき、西郷は言下にきっぱりことわった。「日本政体変革の処は、いずれとも我々尽力致すべき筋にて、外国人と相談致し候面皮はこれ無し」と。これは、高杉晋作が一八六一年に上海で、清朝が太平天国の鎮圧を英仏に依頼しているのをみて、日本のいましめとした精神の実践的発展である。

**アジアの民族闘争の連帯の萌芽**

日本が半植民地化をまぬがれる方向をとりえた決定的な力は、右のとおり日本自体にあったが、なおまた、一九世紀中期はアジアの諸民族の西洋列強の侵略にたいする最初の民族闘争の昂揚期であったことが、日本に幸した。

一八五〇年から一五年にわたり、中国では「太平天国」の大農民革命が、清朝専制に反対するとともに、欧米列強にたいする最初の全民族的闘争を燃え上らせた。その間に一八五六〜五七年には、ペルシア人(イラン人)の大規模な反英蜂起があり、イギリスがそれを鎮定したとたんに、インドでは、インド人兵士(セポイ)の大叛乱、民族的蜂起がおこった。

これらに代表されるアジア諸民族の闘争について、かのオールコック駐日英公使は、「アジア

人のいかなる民族も、がん強な決然たる抵抗をしないで、ヨーロッパ人に屈したことは、いまだかつて一度もない。彼らの闘争は、最後の勝利の望みはまったくないことがわかった後でも、なおねばり強くつづけられる。……戦いの形が変るだけだ」という。彼はこの教訓から、もし西洋諸国が日本を軍事的に圧迫して勝っても、けっして日本人を服従させることはできず、「征服者と被征服者の関係のもとでは、日本人とヨーロッパ人とのいかなる融和も不可能であろう」と判断した。このことが、彼らの対日圧力をゆるめさせた。

長州の久坂玄瑞は、その著『解腕痴言』で、英仏が日本に武力を用いることのできないのは、清国で「長髪賊」(太平天国軍のこと)が英仏をけんせいしているからである、とみていたが、ここには、彼の思っていた以上に深刻な意味があった。

欧米資本主義が世界を一つにむすんだとき、同時に欧米に圧迫されるアジア諸民族の共通の利害も客観的に成立し、各個の民族闘争が影響しあうようになった。日本人も、じつはそれにたすけられていたのである。

# 23 明治維新（一）

## ――革命と反革命――

「東京繁栄馬車往来之図」（芳虎画）
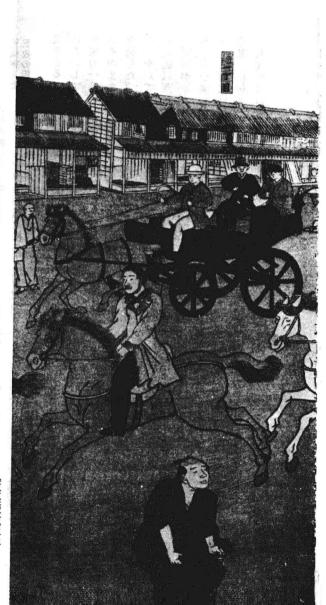
討幕の戦争にふみきることによって、新政府は、妥協的な諸藩連邦の道をすて、天皇とその官僚の独裁政権の方向を定めざるをえなかったが、同様に対外関係においても、これまでのように攘夷主義の公卿や藩士をはばかって、あいまいな態度をとることができなくなった。なぜなら、新政府が対外和親を明らかにしないかぎり、内乱にたいして、外国の支持はおろか中立さえも確保できなかったから。そこで鳥羽伏見戦から七日後の一八六八年(慶応四)一月一〇日(旧暦)、政府は、外国にたいしては、旧幕府と外国の条約はそのまま天皇政府にうけつぐことを通告し、国内にたいしては、断然外国と和親するとの詔を発した。このことは、尊王攘夷を信じていた公卿や武士あるいは国学者らをぎょうてんさせた。やがて彼らの中から反政府派が成長する。

**五条誓文と五枚の掲示**

近畿以西が新政府の勢力下に入った三月一四日、天皇の名で「五条誓文」が発せられ、新政の原則が示された。その第一条に「広ク会議ヲ興シ万機公論ニ決スベシ」という。この「会議」・「公論」は、公卿諸侯藩士のそれのことで、彼らを新政府に結集しようとするのであった。そして誓文は、「旧来ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クベシ」(第四条)「知識ヲ世界ニ求メ大イニ皇基ヲ振起スベシ」(第五条)と、攘夷主義をすてて積極的に西洋文明をとりいれる意欲を示した。

誓文中には、「庶民ニ至ルマデ其志ヲ遂ゲシメ」という一句もある(第三条)。しかし王政復古

宣言にも、徳川慶喜追討の布告にも、旧来の圧制から人民を解放することを強調していたのかられば、これは明らかに後退であった。その後退ぶりは、誓文発布の次の日、民衆にむけられた五枚の掲示にろこつに出ていた。それは、「五倫の道を正しうすべし」、徒党・強訴・逃散の禁止、「切支丹邪宗門は旧により厳禁」など、旧幕府の人民圧制の大原則をそのままひきついでいた。事実の上でも、新政府は、たとえば幕末開港直後に信仰を公然化した切支丹を、旧幕府以上に迫害しつづけ、六九年には教徒数千人を逮捕投獄し、残虐きわまる拷問を加えた。

**人民の利用と圧迫**

天皇政府は、旧幕府や反対派諸藩勢力を倒すに必要なかぎり、圧制の廃止とか、年貢の半減とかの約束をふりまいて、民衆を利用しながら、目的を達すると、ただちに手のひらをかえした。

たとえば江戸生れの相楽(さがら)総三は、鳥羽伏見戦後、近江で農民を主力とする「赤報隊」を組織し、政府軍に先がけて東山道に入り、村々で本年の年貢半減を令し、民衆を新政府がわに組織し、その圧力で、小さな藩をして新政府に忠誠を誓わせた。政府ははじめはこれを利用していたが、近畿以西を勢力下におさめると、赤報隊はにせ官軍であり、暴行・掠奪するとのデマを流し、信州諸藩に赤報隊を逮捕させ、三月三日、総三ら幹部を死刑にした。農民的部隊である赤報隊が、政府の必要とする以上に民衆をひきつけ、独自の勢力に発展するのを恐れたのである。

またたとえば、旧幕府領の隠岐島では、そこの施政に当る松江藩が新政府に忠誠かどうか明

らかでないうちは、新政府は民衆の松江藩に反抗する蜂起を支持したが、松江藩が政府に忠誠を誓うと、政府はたちまち同藩をして隠岐島民を鎮圧させた。

そのうちに越後と奥羽の諸藩が新政府に抗戦し、松江藩のたいどがまた怪しくなると、政府は、京都と越後・出羽の海上交通路の要地に当る隠岐島を松江藩に管理させることに不安をいだき、同藩が五月に島民をみだりに殺傷したということをもち出してこれを責め、隠岐島を鳥取藩にあずけ替え、島民の自治をゆるした（六月）。内乱が終ると、政府は島民自治をまた奪い、さらに二年後には、島民闘争の幹部を、松江藩に武力で反抗した罪で刑に処した。

これらは偶然の事例ではなかった。天皇政府にとって不安な領主勢力にたいしては民衆をけしかけ、民衆の革命化にたいしては領主をけしかけ、その間に領主の力をそぎ、民衆をおさえつけて、じぶんに権力を集中してゆく、これが天皇政権確立の基本路線であった。

**版籍奉還—大名と土地領有の分離**

江戸開城後の六八年閏四月、「政体書」が定められ、国政の全権を太政官に集中し、官中を行政・議政・刑法の三官に分けた。議政官は、議定・参与の会議体である上局と、諸藩の優秀な人材を「貢士」として集め、その会議により諸藩の意向を中央に反映させる下局の二局よりなる。行政官は輔相が全体を統べ、行政事務は神祇・会計・軍務・外国の四官に分けた。刑法官は司法をつかさどる。政府直轄領には、府または県を置き、諸藩主もまた名目上は地方官の一とされた。新政権の全国的統一的な

組織がやや緒についた。この後も官制はしばしば改められ、そのたびごとに公卿・大名の力は弱められ、薩摩・長州・土佐・肥前の四藩出身者を主とする官僚の実権が強くなった。彼らは、藩主の家臣であって、しかも藩主の上に立つ中央政府の官僚となっていった。

内乱が終り、諸外国の局外中立も解かれ、天皇政権が日本の唯一の政府として国際的に承認された六八年末には、内乱で負けた諸藩はもとより、政府軍にぞくした諸藩も、戦費支出で弱りはてていた。この機に乗じて政府は六九年六月、諸藩主に、その土地領有と人民支配の権力を天皇にゆずり渡させ、改めて旧藩主を藩知事に任命した(版籍奉還)*。

* 版は版図＝領土、籍は戸籍＝人民。大名は領土・人民を天皇からあずかっているものとの擬制が、このころには成立していたので、それを天皇に還し奉るという表現をした。じっさいは政府にとりあげられたのである。

藩知事の家計と藩の財政とは分離され、知事は藩の石高の十分の一を家禄として現米で与えられた。また大名と公卿の名は廃止されて華族とされ、一般廷臣と武士は士族・卒の二級に分けられ、その禄は大はばにへらされた。

これとともに中央政権は、古代天皇制の大宝令制にならった形をとり、神祇・太政の二官に分れ、太政官に太政大臣・左大臣・右大臣・大納言・参議をおき、その下に行政六省その他がおかれた。地方は、府藩県三治一致を原則とし、長官を知事といい、それをたすける大参事以下の官職名も、全国劃一にした。

中央集権の単一国家を形成するには、全国各地が相互に経済的に依存しあう資本主義的国民経済が成長しなければならないが、それは、第20章でのべたように、開港以前に芽ばえており、開港によってその成長は以前より早くなっていた。そして倒幕・内乱の政治的動乱が一応終ると、政府はそれを早めるために種々の政策をおこなった。外国との和親、知識を世界に求むという大方針の確定は、経済的には資本主義の方向をめざすことを意味した。関所の廃止、沿岸航路に燈台の整備、株仲間等の営業独占禁止、土地売買の自由、貿易しょうれいと全国為替業務の統一と保護のための通商司の設置(以上六八〜六九年)、幣制の統一(七〇年以降)、そのほか商業・産業をさかんにする政策が系統的にとられた。大阪・京都・東京の三都、横浜・長崎・神戸(一八六八年一月開港)の三大貿易港をはじめ経済上の要地は、すべて政府がにぎっており、商品経済界に君臨する三井・鴻池など巨大商業資本と政府も、六八年の内乱のときから緊密にむすびついていた。* このことが、まだ独自の武力をもたない政府の諸藩支配力の源泉の一つであった。そして日本全国が単一の経済圏になってゆくことは、反面からいえば、諸藩が半独立の封建国家として存続する経済的条件が失なわれることでもあった。

**中央集権の経済的基礎の成長**

* 成立早々の新政府には独自の財源は全くなく、内乱の軍資金にも政府維持費にも窮した。政府は三井・鴻池など大商業資本から強制的に借金し、また総計四九〇〇万両の太政官札その他の不換紙幣を発行した。それが強制によって

でも、とにかく通用したのは、三井等が政府を支持していたからである。彼らは徳川政権でも天皇政権でもよいから、早く政治的統一ができ、彼らの営業の自由と安全が保障されることを望んだ。そして彼らは、その全国にもつ金融・情報網により、内乱のさいには新政府にかけ、それ以来政府の財政と通商・経済機関に深くくいこんでいた。

### 民衆の反封建闘争と士族の反抗

内乱中には旧幕府がわの諸藩に反対する力となってあらわれた、農民を主とする民衆の反封建闘争は、ひきつづき発展したが、いまやそれは必然的に新政府反対の意義をもった。貧農・前期プロレタリアを主力として、中農・小商品生産者もひろく参加した民衆闘争は、年貢そのほか諸負担の軽減、藩営専売等への反対、不換紙幣や悪貨の正貨への引換などの諸要求をもち、しばしば「世直し」をおこない、村々の庄屋・大庄屋の公選などの政治的要求をもかかげて、藩権力にせまった。六八年一〇月、内乱で敗北したばかりの会津藩領の大規模な世直し一揆、六九年八月、信州上田藩・松代藩から伊那地方にかけての超藩的な十数万人の蜂起、同年一〇月、越中新川郡の世直し一揆などは、その代表的な例である。また七〇年一月、陸奥の登米(とよま)郡の神職七郎作は、復古とは万事の復古であるから、各人が先年他人に渡した土地も、公然取戻しの権利がある、と農民によびかけた。

政府は民衆闘争は容赦なく弾圧しながら、これを藩を弱めるのに利用した。たとえば七〇年一一月の松代藩空前の大一揆のさい、知事が民衆の要求をいれて事件がいったん解決した後に、中央政府が弾圧にのりだし、民衆の指導者三百数十人を斬首以下の刑に処するとともに、藩知

事らをも、政府の許可なしに租税の軽減をしたのは不当であるとして、処罰した。中央政府が藩政を統制し、人民が藩を越えて中央政府と直接に相対する形勢が、ここにはじまった。

　民衆の反封建闘争とならんで、攘夷主義の士族や公卿の反政府闘争も、さかんになった。六九年正月早々、参与横井小楠が殺された。これを最初として攘夷派による開明的な高官の暗殺事件や叛乱計画がつぎつぎにおこった。

　こうした人民からはなれた反動派は、政府にとって、恐れるにたらなかったが、版籍奉還後の士族整理政策のぎせいとなる下級士族大衆が、民衆の反封建闘争と結合しはじめたことは、政府に重大な脅威となった。六九年末から七〇年にかけて、長州藩が奇兵隊ら諸隊を解散したとき、兵士たちは、さんざん使ったあげくのはてに、満足な行賞もなくほうり出す藩庁にたいして、叛乱をおこした。それと負担軽減要求の農民蜂起とが結合し、藩庁のみでは鎮圧できず、中央政府から、もとの諸隊幹部出身の井上馨が出張してようやく鎮圧した。しかしこの後も、叛乱の指導者は北九州の不平士族たちとむすんだ。七〇年秋から七一年初めにかけて、豊後日田の農民一揆に呼応して、北九州各地の士族の超藩的な叛乱の形勢が生じ、政府はそれに備えて四国・九州の四二藩に動員を令したが、諸藩は必ずしも政府の命令に従わなかった。

　長州諸隊の内乱をしずめた井上は、長州藩士の三分の二は農工業につけ、残る三分の一もしだいに世禄を廃すること、人民自由の権を束縛せざること、漢字を廃し器械窮理の学をおこす

こと、これらの大改革なしには、とても人民支配はできないと書いているが、士族と民衆をきりはなし、民衆をひきつけ、近代的生産力をたかめることが、支配者にとって焦眉の急務となってきた。長州藩ではこのような改革はおこなわれなかったが、板垣退助の指導した土佐藩の改革や、津田出(いずる)・陸奥(むつ)宗光らの指導した紀州藩の改革は、この方向でおこなわれた。

**廃藩置県**

諸藩の分散割拠は、資本主義的経済発展と民衆闘争の超藩的な成長により、経済的にも政治的にも、もちこたえられなくなった。いくつかの小藩は、七〇年以来破産してしまい、廃藩を政府に願い出るありさまである。中央政府からいえば、一地方をおおう大叛乱のおこる情勢のもとでは、権力の集中=廃藩は、至上の課題となる。全国土と人民を政府が直接に支配しなければ、日ごとにぼう大になる政府機構を維持する財源もえられない。

一八七一年(明治四)春から、政府は廃藩の準備をすすめた。廃藩断行のためには、万一の抵抗を鎮圧する兵力の用意がなくてはならない。その問題は、薩摩の西郷隆盛と土佐の板垣退助を参議に就任させ(長州の有力者はすでにみな政府高官になっている)、薩長土三藩から天皇の「親兵」(後の近衛兵)として、歩騎砲の三兵科合計八千人を出すことによって解決された。

七月一四日、政府はクーデターを断行、全国の藩知事をいっせいに免職、藩を廃してそのあとには県を置き、中央政府の自由に任免する官吏が、知事以下の地方官になった(廃藩置県)。これに反抗するだけの力のある藩主は一人もいなかった。島津久光が、家臣の大久保と西郷に

だまされつづけたと憤激し、ぐちをこぼしたが、どうにもならなかった。

### 中央集権官僚制と「四民平等」

ひきつづいて八月、政府は官制を改めて、神祇官は廃止し、その事務は、新たに設けた太政官中の神祇省にうつした。翌年にはその省も廃止する。祭政一致などという古代的な衣裳は、もはや必要ではなくなったのである。太政官は、正院・左院・右院に分けた。正院が政策の決定・執行の機関で、大臣・納言・参議により構成され、その下に行政各省がおかれた。左院は、もとの議政官の系統をひく法令審議機関、右院は各省の長官(卿)と次官(大輔)の合議体で、ともに「公議」尊重の形を示すためのものであるが、かざり物にすぎなかった(左院、右院は三年後には廃止される)。

この月、えた・非人の称を廃止して「身分職業とも平民同然」とした。このことおよびこの前後の法令により、身分制は整理され、超人間的存在である天皇と皇族、華族、士族、平民の四身分となり、身分による服装・家屋そのほか日常生活上の制限や結婚・職業・居住の制限もなくなり、官吏や将校になる権利も、法制上は身分にかかわらずみとめられた。

これを政府は「四民平等」と称したが、皇族・華族は依然として特権貴族であり、士族も事実上は特権的な社会的地位をしめた。旧賤民身分は、法制上は平民となったとはいえ、そのことは、彼らが納税・兵役・義務教育その他の義務を平民と同じに負わされ、これまで身分とむすびついていた皮革業その他の手工業の独占が破られたというだけのことであった。彼らは実

生活上には、職業の自由も居住の自由もなく、依然として古い身分とむすびついた特定の住所と手工業にしばりつけられ、差別賤視されつづけた。もともと天皇・皇族という超人間的身分と華族貴族身分があるからは、その反対の極に賤族身分も事実上残されざるをえなかった。

**近代天皇制と絶対君主制**

このようにして天皇を唯一最高絶対の権力者とし、その下で、天皇の名により、文武官僚が全国民を直接に劃一的に支配する、近代天皇制が成立した。封建領主階級がもはや旧来のままの支配をつづけられなくなり、しかも民衆はまだ全国的に結集して領主階級一掃の革命をおこなう力がない段階で、幕府にとって代って最大最高の封建権力となった天皇政権が、一方では民衆を利用して諸領主を倒し、他方では民衆革命をおさえつけて、ここにみずからを唯一最高絶対の権力に飛躍させたのである。このような階級関係を基礎とする専制君主制は、世界史的には、絶対主義君主制という。一七世紀のイギリス革命前のチューダー王朝、一八世紀のフランス革命前のルイ王朝などが、その典型である。

ただし日本近代の天皇制と西洋諸国の絶対主義とは、いくつかの重要なちがいがある。

第一に、西洋絶対主義は、資本主義がまだ世界史の支配的な段階になる以前に、成立し存在したが、日本天皇制は、その後に成立したことである。

第二に、西洋絶対主義は、その国の封建制から資本制への過渡期に成立して、資本主義を急速に育成し、そのけっか強大になった資本家階級によって打倒され、または資本家階級の権力

（ブルジョア君主制）に転化した。天皇制も日本の封建制から資本制への過渡期に成立し、急速に資本主義を育成した。しかし日本では高度に資本主義が発達した後までも、天皇制は打倒もされず、またブルジョア君主制に転化しきらず、絶対主義的な性質を保持しつづける。

第三に、西洋絶対主義は、封建領主中の最大の実力者がほかの領主を服従させて成立したが、天皇制は、領主としてはとるにたりない、しかし封建的権威としては最高位にあった家が、封建支配階級内の改良派によって、西洋資本主義と国内の反封建的諸要素の圧力に対抗して、絶対君主に仕上げられた。そして、西洋絶対主義は、政治権力の宗教的な権威（ローマ法皇）からの独立を特徴とするが、日本天皇制は宗教的権威と世俗的権力を結合させたところに成立した。

右のことと関連して第四に、西洋の絶対君主は、君主自身が政治・外交・軍事の実際の最高の決定者であったが、天皇は法制上は絶対の権力をもちながら、現実にはその権力は文武官僚が天皇の名で行使するので、天皇その人は実質的にはほとんど権力を行使せず、つねに文武官僚支配層の王冠であり彼らの権力の源泉であるにとどまった。つまり唯一の権力者としての側面よりも神的権威としての側面が強かったのである。

**明治政権の目標**

廃藩置県により単一不可分の中央集権国家の樹立に成功した維新政権は、その直後の一一月（陽暦、以下すべて同じ）、右大臣岩倉具視を全権大使とし、参議木戸孝允、大蔵卿大久保利通、工部大輔伊藤博文（ひろぶみ）らを全権副使とし、そのほか理事官・書記官・

随員を加えて総勢四八名にのぼる大使節団を編成し、アメリカおよび欧州に派遣することとした。その目的は二つあった。一つは米欧諸国との条約改正の予備交渉をすること、一つは西洋先進文明を実地に視察し、新日本建設の参考とすることである。

条約改正交渉は最初から完全に失敗した。アメリカ政府は使節団を儀礼的には盛大に歓迎してよろこばせながら、交渉ではこどもあつかいにし、日本の要求は頭からうけつけなかった。岩倉らも七二年七月に対米交渉をうちきり、以後の旅行はもっぱら親善と視察にあてた。

一行はアメリカからヨーロッパに渡り、イギリス、フランス、ベルギー、オランダ、ドイツ、ロシア、デンマーク、スエーデン、イタリア、オーストリア、スイスの順で、西洋諸国をくまなく視察、二年近くも大旅行をつづけ、七三年五月から九月にかけて帰京した。その旅費総額やく百万円で、現在(一九六五年)の貨幣価値にすればすくなくとも一〇億円をこえる。

一国の政権最高首脳部の大半をあげて先進文明世界に直接に接し、これから学ぼうとするのは、古今の歴史に比類のない文化的大事業であった。それでは、使節団は何を学んだか。

彼らは米欧諸国をまわってみて、西洋もけっして自由平等ではなく、かのフランスでさえも「大統領チエールなる者は、断然不撓、圧制致し居り、さすが豪傑」と政府の威権の強大なことのみに感服した(大久保)。政府中の最進歩派を以て自他ともにゆるした木戸は、旅行中たえず故国の「軽々進歩」に反対の手紙を書いている。彼らは、英国へ行き、国を富強にするには

自由が専制にまさることを聞かされたが、「英米仏等は（日本よりも）開化登ること数層にして、（日本がいくらまねようとしても）及ばざること万々なり」、「依て普（プロシア）魯（ロシア）の国には必らず（日本の）標準たるべきこと多からん」と考えた（大久保）。ことに一八七一年の対仏戦争に勝利したばかりのプロシアのビスマルク政権には、使節一行は心から魅了され、これこそ「富国強兵」の手本と信じた。

彼らはまた大工業を急速におこす必要を強く学んだ。「何方に参候ても地上に産するもの一物もなし。ただ石炭と鉄のみ。製作品は皆他国より（原料を）輸入して之を（加工して）他国に輸出するもののみなり。製作場の盛なることはかつて伝聞する所より一層まさり、到る所黒煙天に朝し英国の富強なる所以を知るに足る」（大久保）。「凡欧米諸所の景況を窺候に小製造の多きは却て其利少く、絹にても力を集め致さず候ては、所詮大なることはむつかしく候」（木戸）。

ここに明治政権の目標が定まる。古い形の封建制の固執ではないが、さりとてブルジョア民主主義の英・米・仏ではなく、「帝権盛んな」文武官僚の支配するドイツ（プロシア）とロシア、とくに日本と直接の利害対立がなく、工業化も進んでおり、旭日昇天の勢のドイツが、日本の手本とされる。しかしそのコースが確立するのは、岩倉・木戸・大久保らが帰国して、彼らの留守中に勢力を固めていた西郷・板垣派を政府から追放してから後のことである。

**徴兵常備軍の建設**

留守政府では、太政大臣三条実美の下で、参議西郷隆盛、同板垣退助、外務卿(のち参議兼任)副島種臣らが主流を形成し、ちゃくちゃくその勢力をかためていたが、彼らは新国家の前途について、国権を張るとか国威を伸ばすとか、ばくぜんたる理想はあっても、具体的な、時代の大勢に適応した建設的プログラムをもたなかった。その間に参議大隈重信、大蔵大輔井上馨、兵部大輔(のち陸軍卿)山県有朋ら、木戸・大久保らにつらなる、留守政府では反主流派の開明的官僚が中心となって、天皇制の基礎をかためる改革と建設を進めていった。

天皇政権がその成立の日から念願していた兵権の完全集中と強大な常備軍の建設も、廃藩置県によりはじめて可能になった。

新政府で最初に軍隊建設の中心となったのは、かつて長州藩の軍制改革を指導した大村益次郎である。彼はその体験からも封建武士では近代軍隊はつくれぬことをよく知っており、一般国民徴兵制をつくろうとしたが、政府部内でも、岩倉・大久保らが人民の兵士は叛乱の危険ありとして反対したので、できなかった。やがて大村は反動士族におそわれ、六九年一一月に死んだ。

その後まもなく山県有朋が欧州の兵制を研究して帰国し、軍隊建設の中心となった。彼は長州藩の足軽よりもさらに低い身分「仲間」の子で、奇兵隊で頭角をあらわした人物である。

廃藩とともに政府は諸藩軍隊をことごとく解散させ、その精鋭を選んで中央直轄の軍隊を編成し、これを、東京・大阪・東北（仙台）・鎮西（小倉）の四鎮台とその分営に配置した。これと先の親兵を以て民衆鎮圧に備えておき、七二年一一月、徴兵令を発布、全国人民を強制的に兵士に徴集し、鎮台を四から六にふやした。ここに本格的な常備軍建設が軌道にのった。この後、士族叛乱には徴兵常備軍をさしむけ、民衆蜂起には鎮台の士族軍隊やその県内の士族をさしむけ、士族と平民をたがいに拮抗させながら、しだいに徴兵常備軍を拡張していった。

海軍は、最初は旧幕府・諸藩の艦隊を接収してつくられた。それがしだいに拡張され、七二年一月には兵部省を陸軍省と海軍省に分けるまでになったが、この時期の軍備の主任務は、国内の反政府勢力の鎮圧にあったから、軍備の重点は決定的に陸軍におかれた。

太政官の徴兵令発布のさいの諭告には、徴兵制は、武士が武力を独占して人民を圧制する制度をやめ、国民に自由を得させ、人権を平等にするものであると、あたかもこれが近代民主主義国家の軍制であるかのようにのべていた。しかしそれは、いやがる人民を兵隊にとるためのうたい文句にすぎなかった。山県陸軍卿が徴兵実施につき天皇への報告書には、「ここにおいてか兵制はじめて備わり、内は以て草賊を鎮圧し、外は以て対峙の勢を張るに足る」と、徴兵制の真のねらいを明らかにしていた。

このときの徴兵制では、第一に官公吏の兵役を免じ、第二に代人料を払えば本人は兵隊にな

らなくてもよく、第三に戸主または戸主の相続人・独子・独孫は兵役を免ぜられた。この免役規定は、徴兵が支配者による人民の一種の賦役労働の徴集であることを、端的に示している。とくに官公吏の免役と代人料の規定には、そのてんがろこつに出ている。このような徴兵にたいして、後でのべるように民衆のもうれつな反対がおこるのは必然であった。

**人民の精神的支配と義務教育制度**　どんなに整備された官僚制と軍隊があっても、人民の精神的支配がなければ、権力は安定しない。その精神的支配のために、政府は天皇の神格化につとめ、また義務教育制をはじめた。

天皇政権成立当時には、人民の大多数は、天皇が何ものであるかも知らなかった。六八年三月、新政府の九州鎮撫(ちんぶ)総督が発した諭告は、「この日本という御国には、天照皇太神宮様から御つぎ遊ばされたところの天子様というものがござって……」と、人民に天子様の存在を知らせることから、はじめねばならなかった。六九年二月、奥羽人民が各地で一揆をおこしたときも、政府は「天子様は天照皇太神宮様の御子孫様にて、……神様の御位、正一位など国々にあるも、みな天子様の御ゆるし遊ばされたものにて」と、天子様は「正一位稲荷大明神」よりえらいことを教えている。

天皇への畏服を国民にしみこませるために、五節句そのほか民俗的伝統に根ざした祝祭日は国家の公的制度からはずされ、新たに、一月一日天皇が四方の神々を拝する四方拝、天皇の誕

生日(天長節)をはじめ、天皇および神道とむすびつけた祝祭日制度がつくられた。たとえば春秋のひがんという民間の祭日も、天皇が祖先を祭る国家の祭日(皇霊祭)という意味づけをされた。また、一八七三年(明治六)一月一日から太陽暦が採用されたが、この年、『日本書紀』に神武天皇の即位とある日(辛酉年一月一日)を、太陽暦に「換算」したと称して、二月一一日を日本国のはじまった祝日「紀元節」とした。神武天皇は実在の人物ではなく、したがってその即位の日なるものも架空の日である。またその日はどんな暦法による日でもない創作であるから、それを太陽暦に換算する科学的方法はありえないのに、「換算」したという。

政府はまた神道を事実上の国教とし、六九年に神仏分離を令し、七〇年から「神道皇道による大教宣布」なるものを大々的にはじめた。

これとならんで、七二年に、政府は学制を定め、全国の市町村に必ず小学校をもうけ、男女子とも小学校に入れることを親の義務とし、それをおこたるものは処罰した。学校の建設、維持、教師の給料等はすべてその市町村民の負担で、児童一人につき一ヵ月五〇銭までの授業料をとることもみとめた(小学校の授業料は一九〇〇年にようやく全廃される)。ごく大ざっぱな推計であるが、一八七八年の有業人口一人平均の年間所得がわずか二一円しかないのに、年額六円もの授業料は、民衆にはどんなに重い負担であったことか。徴兵制の反対とならんで、義務教育の負担に反対する大一揆が、各地におこったが、それも当然であろう。

こうしてちゃくちゃく固められる天皇制国家の経済的基礎づくりが、土地制度の改革と資本主義産業の育成であるが、それについては章を改めてのべよう。

**「御一新」明治維新**

幕府制打倒、全国的大内乱、藩制廃止、そして息もつがせず、行政、軍事、社会、経済、教育、文化のあらゆる方面にわたる大改革と新建設、成立期の天皇制支配者の活力はまことにめざましいものがあった。彼らはみな年も若かった。廃藩の年の政府最高首脳部では、最年長の岩倉が四六歳、つづいて西郷が四三歳、大久保が四一歳、木戸が三八歳、板垣と三条がともに三五歳、彼らより一級下位の大隈と山県が三四歳、伊藤はようやく三〇歳、そのほかの指導者もたいてい三〇代である。

彼らの活気にみちた指導の下におこなわれた幕藩体制の廃止、天皇制国家の建設の諸改革をひっくるめて、当時の人は「御一新(ごいっしん)」とも「王政維新」ともいった。後世これを、当時の年号とむすびつけて「明治維新」という。

明治維新は、どの段階でも、これまで具体的にみてきたように、民衆の反封建闘争のたかまりと欧米列強による日本半植民地化の危機に対抗する民族的自覚の成長とによって推進され、かつ、日本社会の資本主義的方向への一定の発展を基礎として、成就された。天皇政府の幹部たちのあの活動力の源泉は、彼ら個人のみにあるのではなく、右のような人民と社会全体のあふれる活気にあった。彼らはそれを彼らの目的——天皇制国家の建設——に利用したのである。

そして、明治維新の結果は、ひとまず天皇制専制主義になり、後述するように、早くも軍国主義にさえ進みはじめるとはいえ、第一に、明治維新において日本の歴史上はじめて、人民大衆が政治生活に積極的に参加し、民衆の動向が直接に支配勢力をして政治的社会的変革をよぎなくさせた。第二に、幕藩体制は永久に葬り去られ、日本人の単一不可分の国家的統一をなしとげ能率的な中央集権の統治機構をつくりあげた。そのことによってまた、人民が全国的に結合して専制天皇制と対決し、民主主義革命の闘争に進出する政治的舞台ができた。第三に、封建制から資本主義への、日本社会の決定的な転換が開始された。こうした歴史的進歩を土台として第四に、欧米列強の半植民地的地位からの民族解放をかちとる第一歩がふみだされた。ここに明治維新の、それまでの日本歴史上のいかなる変革にもまさる、重大な進歩的意義がある。

24

# 明治維新（二）

## ——上からの近代化——

横須賀造船所の図．日本の造船の中心となった

明治政府は、国内の建設を進めるとともに、旧幕府等が外国にうばわれていた民族の利権回収につとめて、一定の成果をかちとった。

**民族利権の回収**

(1) 旧幕府は王政復古宣言後である慶応三年一二月二三日(一八六八年一月一七日)づけで、アメリカ公使館書記官ポートマン(R. C. Portman)に、江戸・横浜間の鉄道敷設を免許していた。免許条件の中には、建設資材の輸入はすべて無税、開業後も税金をとらないなど、植民地的なものがあった。これはポートマンが、滅亡まぎわの幕府と何か秘密取引きをしたのか、火事場泥棒をしたのか、わからないが、とにかく近代帝国主義的利権の先駆である。六九年正月、アメリカ公使はこの利権の確認を新政府に要求した。しかし新政府はイギリス公使の指導と援助をうけて、だんことして拒否した。後には米公使は、もし日本政府が拒否すれば「日米国交にも害があろう」と脅迫してきたが、政府はついに拒否し通した。

(2) 榎本武揚らが北海道を占拠していたとき、プロシア人ゲルトネル(R. Gaertner)に、函館郊外の七重(ななえ)村を中心に三〇〇万坪を、九九年間租借させる契約をした。榎本政権の消滅でこの契約も無効になったが、六九年六月、ゲルトネルは新政府の函館府知事と、前と同様の租借契約をした。中央政府はこれを知ると、ただちにその契約破棄の方針をとり、七〇年一二月、ゲルトネルにばく大な補償金(洋銀六万二五〇〇ドル)をはらって、その利権を回収した。

施行せしむ」とあり、参謀本部が陸軍省を通じて政府に干渉する道が開かれた。

征韓論を機会に士族反対派を政権から一掃したことによって、大久保らが欧米視察で学んだ官僚独裁による「富国強兵」の政策は、何ものにもえんりょせず推進されることになった。

**官僚独裁と秩禄処分**

大久保政権の成立直後の七三年一一月、内務省の新設が発令され、翌年一月発足、内務大臣の統一指揮のもとに、東京の警視庁と全国府県の警察の網がつくられていった。七五年には、警察は従来の司法警察権のみならず、行政警察権をもあたえられ、政治警察もつくられた。

当時警察創設の中心人物であった川路利良(としなが)は、帝権を盛んにするには必ずまず警察を強化せねばならない、警察は国家の病気を予防する手段である、日本を何とかして「警察国家」といわれるようにしたいという。また彼は、人民は幼児のようなものであるから、政府がこれを束縛することがすなわちこれを保護することであるとして、散髪から立小便の禁止にいたる人民の日常生活のすみずみまで、警察の監視と束縛のもとにおく制度をつくりあげていった。

内務省のもう一つの重要な仕事は、「殖産興業」であった。これまで大蔵省の所管であった勧業、駅逓(えきてい)、土木、地理の業務はすべて内務省の所管となり、内務省が新しい商品や生産技術の普及のための博覧会を開いたり、民間会社へ助成金や補助金を出したりした。

商人と資本家がだいじにされる一方では、士族には秩禄(ちつろく)処分という決定的な打撃が加えられ

た。廃藩後も華士族の禄は従来通りあたえられていたが、それを廃止しないかぎり国の財政はとうてい維持できないと、大蔵省は強く主張していた。しかし西郷派が政府の実権をにぎっている間は、秩禄に手をつけることはできなかった。彼らが政権からしりぞけられるやいなや、七三年一二月、家禄に課税し、また希望者には家禄支給をやめ、その代りに一時金を公債で渡すことを令した。しかしその希望者は少なかったので、七五年には、家禄も王政復古の功に対してあたえた賞典禄のうち現米で支給していたぶんもすべて金禄に改定し、翌七六年八月、すべての禄を強制的に五分ないし七分の利息つきの公債に引きかえた。

封建領主制は、まず将軍制廃止、ついで版籍奉還、廃藩置県、そしてさいごに秩禄処分と、なしくずしに、かつ有償ではあるが、ここに基本的に消滅させられた。禄の処分のために発行した各種公債の総額は一億七五七九万円、毎年の利子だけでも一八八〇年前後には、一一六一万円にたっした(当時の政府の経常歳入は六千〜七千万円)。華族や高禄士族は、その公債で土地を買って地主になり、あるいは産業に投資して資本家になったが、大多数の士族の少額の公債はじきに手放され、資本家の手に集められた。

官僚独裁は教育にも及ぶ。学制発布の当時には、教育は各人の身を立てる本であるといい、また教育内容について市町村の自主性をみとめていたのも、しだいに統制されるようになった。欧米から帰った木戸は、七三年一一月、後輩の伊藤博文に「建国の大法はデスポチック(専制的)

わゆる樺太千島交換条約が成立した。千島列島のうち、択捉島以南は、ロシア人よりもずっと早くから日本人が開拓し定住し公式に領土宣言もしていた日本領土で、中部・北部にだけロシア人がときどきあらわれていた。この北部・中部千島を日本領としたところで、面積でも経済価値でも、南樺太にはとうてい匹敵するものではなかった。

＊　俗説では、副島は樺太全島をロシアから買い取る交渉をして、ほとんどまとまりかけていたのが、政変のためにだめになり、その後の政府はロシアにむざむざ屈服して樺太と千島を交換したという。しかし事実はそうではない。副島も一度はロシアに樺太買い取りを提議したことがあるが、ただちに一しゅうせられた。その後は日本から全島をロシアにゆずる交渉にうつったので、副島下野後の政府の対露交渉も、その継続である。

なお副島外相のとき一八七二年、ペルー国汽船マリア・ルーズ号が、マカオで清国人を奴隷として買い取り、ペルーに運ぶ途中横浜港に寄ったとき、その奴隷が逃亡したのを日本官憲が救助し、船長を裁判にかけ、ついに奴隷を解放させたという事件も、副島や時の神奈川県令陸奥宗光・同権令(副知事)大江卓、また時の政府で副島らの一派の首領であった西郷隆盛らの、被圧迫民族解放の精神のあらわれと、誇大に評価される。

しかし実はこの事件は、副島も陸奥も、最初は、かかわりあうことを拒否し、逃亡奴隷をいったん船長にひき渡したが、イギリス公使が外務省にかけあい、アメリカ公使もイギリス公使を支持して船長を裁判させたものである。当時中国南部で中国人を奴隷として買い取ることが盛んになり、最初はイギリス領香港がその根拠地になっていたが、香港のイギリス当局が、それを禁止したので、根拠地はポルトガル領マカオに移った。そこでイギリスは何とかしてイギリスの手の及ぶかぎり、奴隷売買を防ごうとしており、たまたま横浜港でマリア・ルーズ号事件がおこったので、日本外務省に圧力をかけたのである。またアメリカはこのころ、中国の労役者が、いったんペルーやキューバに送ら

れ、そこからアメリカに送られてくるのを防ぐのに、やっきとなっていた。

**琉球帰属問題**

アメリカやロシアとの国境争いには自主性のない政府も、琉球に関する清国との争いでは、きわめて高圧的であった。琉球は上巻(二一二頁)でのべたとおり、薩摩藩の「附庸」=植民地的従属国で、人種は日本人種、言葉は日本語の方言で日本文字を用い、地理学的には日本列島の延長、どこからみてもおそかれ早かれ日本本土と政治的にも完全に合体する歴史的必然性をもっていたが、この当時は清朝にも臣従する独自の王国であった。

廃藩置県で薩摩藩がなくなり、したがって琉球王国の薩摩藩への「附庸」もありえなくなった。この年一一月、琉球漁民が台湾(清国領)に漂着し、その五二人が原住民に殺され、一二人がようやくのがれて清国官憲に保護された。そのことが七二年四月、北京駐在の日本公使から政府に報告され、七月、琉球当局からも鹿児島県に報告された。

鹿児島県政をにぎる士族および同県出身の陸軍少将桐野利秋らは、その仇を報ずるのを口実に、台湾征伐を主張しはじめ、旧薩長土三藩兵からなる近衛部隊に、激烈な台湾侵略論がおこった。近衛都督西郷隆盛と外務卿副島種臣らは、遠征に着手する前に、欧米の干渉と台湾の領有者である清国の抗議を予防する外交的措置をしておいて、「然ル後専ラ諸君ノ力ヲ用イ、此地ヲ取リテ我有ト為シ、永ク皇国ノ南門ヲ鎮メン」と、近衛兵や士族の軽挙をおさえた。

政府はまず琉球が日本属領であることの確認を各国公使団にもとめ、それを得た。米国公使

デ・ロング(C. E. De Long)はとくに熱心に日本の台湾遠征を支持した。政府は七二年末、デ・ロングの推薦により、アメリカの退役将軍でもと厦門のアメリカ領事ル・ジャンドル(Le Gendre 李仙得)を外務省顧問とし、台湾遠征の準備をはじめた。この間に政府は、琉球中山王尚泰を、琉球藩王に封じて華族に列し(七二年九月)、琉球は日本領であると日本政府はきめていることを、内外に示した。しかしこのときはなお琉球王が清国と従来の関係を保つことをもみとめていた。このとき後述する朝鮮征討＝征韓論がおこり、台湾遠征は後まわしになった。

**征韓論と日清関係**

六八年の内乱が終った直後の一二月一四日、参与木戸孝允は、輔相岩倉具視に朝鮮遠征の意見をのべ、ひきつづき軍務官の大村益次郎らと具体的な計画をねった。内乱が終って政府の手に余るようになった諸藩兵を外征に用い、その力を弱め、天皇政府の権威を強めようとしたのである。たいていの本には、日本政府が王政復古のことを朝鮮に告げて友好をもとめた国書にたいし、朝鮮が回答せず日本を侮辱したので、征韓論がおこったとあるが、じつは右の国書が朝鮮の釜山の近くにある対日関係の役所にとどけられたのは、一二月一九日であって、木戸らの征韓計画はそれより前にすでにはじまっている。

征韓の計画は、六九年も七〇年もひきつづいて木戸らによってねられた。一八七一年、政府は清国と修好通商条約をむすんだが、その目的の一つは、朝鮮が「上国」としている清国と対等の条約をむすぶことによって、日本も朝鮮の上位にあると主張するためであった。

さらにこの条約交渉のさい、清国は清・日両国が同盟して西洋の侵略に対抗しようと提議したが、日本政府はそれをうけいれなかった。日清同盟どころか、これより先一八七〇年三月、イギリスとフランスが清国に新たな侵略戦争をしかけたとき、参議大久保利通は、輔相岩倉具視に、英・仏軍に、食料燃料そのほか日本に可能な援助を提供して、「外国へ信義を立てさせられる一端」とされたいといい、政府はそのとおりにしたほどである。

廃藩置県の後、岩倉大使らが欧米に出向いたるす中に、諸藩士族兵の解散をはじめ、士族を無視する改革がつぎつぎに進行するので、士族たちは不満にたえず、近衛部隊の叛乱がいつおこるかわからない情勢になった。それとともに西郷や板垣は、「内乱をこいねがい候心を外に移し、国を興すの遠略」(西郷)として、台湾か朝鮮かに遠征しようとした。

**征韓論争の意義**

ちょうどそのとき一八七三年五月、朝鮮釜山の地方官が、日本人の密貿易を取締る布告を出した。その中に日本を侮る字句があるというので、征韓論がにわかに強くなった。西郷が八月三日に三条太政大臣に送った手紙には、「朝鮮の一条、御一新の涯(きい)より御手をつけられ、もはや五、六年も相立ち候わん。然る所、最初親睦を求められ候儀にてはこれ無く、定めて御方略あらせられての事」、いま朝鮮の「侮日」のことがおこった、「これまで御辛抱(ごしんぼう)あらせられ候も、是非此日を相待たれ候事」であるという。西郷は、まず朝鮮に問罪の使節を送る、そうすると朝鮮政府が必ずやその使節を「暴殺」するにちがいないか

ら、その時を待って朝鮮に遠征軍をさしむける、そしてその使節には自分を任命されたい、そうすれば必ず戦争に持ち込むと、三条や板垣に力説していた。西郷の使節派遣論は交渉によって平和のうちに国交をたてるためではなく、開戦の口実をつくるためのみのことであった。閣議は西郷の意見をとり、彼を遣韓使節とすることを決定し、天皇の裁可もうけた。

西郷は六九年〜七一年に木戸らが征韓を計画していたころは、それに反対であって、外征よりも内治を整えるのが急務だとしていた。それがいまこんなに生命がけで征韓を主張したのはなぜだろう。彼は木戸・大久保・大隈らの官僚専制の中央集権体制と、「利」におぼれて「義」をかえりみず、商人を保護し士族をぎせいにする政治に反対であった。彼は廃藩の後は、士族中心の軍事政権の樹立をめざしていた。しかし時勢はますます士族に不利になる。そこで彼はいまや外征に起死回生の道を見出した。征韓をすれば士族たちに働き場をあたえることもできるし、返す刀で国内の改革も断行できるであろう。前年に木戸らの征韓論に反対したのは、それが士族の力を弱める方策であったからであるが、いまや西郷は彼ら自身の手による征韓に士族の唯一の活路を見出だそうとしたのである。

そこへ大久保・木戸・岩倉が相次いで帰国し、内治改良の急務を理由に、征韓論に猛反対し、西郷遣使のことをくつがえし、ついに征韓派をいっせい辞職に追いこんだ（一〇月）。木戸や岩倉がかつて征韓を唱えたのは、政府の手に負えぬ士族を外征にそらすためであった。それなれ

ばこそ、いま、士族のための征韓には絶対反対せざるをえなかった。征韓そのものについては、その方法・手順の緩急についていくらかの差があるにしても、木戸・大久保も西郷らと基本的な対立はなかった。問題の中心は権力争いであった。五月下旬に帰国した大久保は、政府から参議に就任を懇請されてもうけず、木戸・岩倉ら使節全員の帰る「秋風白雲の時節」を待ち、それまで西郷らをしていいたいだけいわせ、さしひきならぬまでに事態を発展させ「此上は盤上一杯の敗を取候か、又勝を取候か、投げさせるか投げるか」の決戦にもちこみ、西郷らをして征韓論と心中させ、再び政府に立つことをできなくしたのである。

**台湾遠征と沖縄県設置**

この後には大久保中心の政府ができたが、外征よりも内治をとなえた大久保らが、ただちに七四年七月、前年以来の計画にもとづいて台湾侵略をあえてした。当然清国からはげしい抗議をうけた。その善後処理のため大久保自らが全権となって北京に行き、清国政府をして、日本の遠征は「民を保するの義挙」とみとめさせた。

日本政府はこれにより、琉球が日本領であることを清国もみとめた、ときめこんだ。そして政府は七五年七月、琉球藩王尚泰に上京を命じ、かつ清国との関係をたつことを厳重に申し渡した。けれども、王は、言を左右にしてその命令に従わず、ひそかに清国の援助をもとめた。政府はついに七九年四月、兵力を以て藩王らをおさえつけ、琉球藩を廃して沖縄県を置くことを公布し、五月、尚泰をも強制的に東京へつれてきた。

琉球の併合は、日清両国間のするどい対立をひきおこした。一八八〇年、一たん両国の妥協が成立し、列島南部の宮古・八重山二群島を清国領とし、それ以北を日本領とする条約が調印されたが、その付帯条件として、清国が日本に最恵国待遇をあたえ、また清国内地の通商をゆるすという条約があり、それを清国皇帝は承認せず、けっきょく琉球分割条約をも批准しなかった。そのうち日本は、琉球全島領有の既成事実を固めていった。

**日韓修好条規の強要**

朝鮮にたいしても、大久保政権は高圧的であった。大久保は台湾遠征善後処理のため北京に行ったさい、イギリスの北京駐在公使から、日本は台湾へ向わないで朝鮮に進出せよ、そうすればイギリスは援助する、とそそのかされた。イギリスは極東における最大の敵ロシアをけんせいするのに、日本を利用しようとしたのである。

一八七五年九月、日本軍艦は不法にも朝鮮の領海深く入り、江華島の砲台を挑発して発砲させ、その罪を責めるという口実で、武力をもって朝鮮を脅迫し、七六年二月、「日韓修好条規」(江華条約)をおしつけた。江華条約第一条には、「朝鮮国ハ自主ノ邦ニシテ、日本国ト平等ノ権ヲ保有セリ」とあったが、それには、朝鮮が清国の属国ではないことを明らかにして、やがて日本が朝鮮を属国にしようとの底意があった。げんに日朝の平等同権をうたったこの条約そのもので、日本は朝鮮において治外法権をもち、貿易章程付属文書では、朝鮮の輸入関税を当分は無税とし、しかも条約の有効期限も定めないという、朝鮮従属化の条約であった。

## 欧米への従属と軍国主義

政府はこうして早くも欧米の圧迫からの民族独立という課題を、隣邦朝鮮・中国への侵略とむすびつけた。欧米には「信義」をたてるという名で従属しながら、朝鮮・中国の侵略をめざすというのは、幕末に長州藩士の指導者吉田松陰が説いたことである。アメリカおよびロシアとの和親条約がむすばれた後の一八五五年、松陰が獄中から、「同志一致の意見」として兄に送った「獄是帳（ごくぜちょう）」に曰く、「魯（ロシア）墨（アメリカ）講和一定、我より是を破り信を夷狄に失うべからず。ただ章程を厳にし信義を厚うし、其間を以て国力を養い、取り易き朝鮮満州支那を切り随え、交易にて魯墨に失う所は、また土地にて鮮満に償（つぐの）うべし」と。木戸らは先師の教えに何と忠実であったことだろう。

国家の基本方針がこのとおりであるから、必然に軍の首脳部が国政に重大な勢力をもってくる。台湾遠征も、政府がまだ出兵にふみきらないうちに、軍司令官西郷従道（つぐみち）が独断で出兵し、政府に追認させた。江華島事件も、海軍が政府に先走り、政府はそれを追認しかつ利用した。

やがて軍の政府にたいする優越的地位は、制度化される。まず一八七四年の陸軍省官制で「陸軍卿は将官より之を任ず」と、陸軍大臣武官制が明記された。それでも、このころは軍政も軍の統帥も太政官（政府）の権限であったが、一八七八年一二月参謀本部がつくられ、天皇に直属し（すなわち政府から独立し）、軍令・統帥をつかさどり、それについては政府の介入権は全然みとめないとした。しかも参謀本部で決定した軍令事項の一部は、これを「陸軍卿に下して

(3)　一八七三年、旧佐賀藩が借金の抵当流れでイギリス人グラバーにとられていた高島炭坑を、政府に回収した。同時に「日本坑法」を定めて、外国人は、鉱山の試掘、鉱区の借用・経営・採鉱・精錬の経営主または経営参加者となることはできない、とした。

(4)　政府は、横浜駐屯の英仏軍隊の撤退を、早くから要求しつづけ、一八七五年一月、それを実現した。

(5)　横浜居留地の行政・警察の長官は、外国公使団の推薦する外人を日本政府でやとうことになっていたが(月給だけは日本政府が出し、実権は完全に外国公使団がにぎる)、一八七七年六月、外国人警察長官を解雇し、今後は外人をやとわないことを、公使団に承認させた。

こうしてわが国は、一八七〇年代に、不平等条約そのものをのぞくすべての不当な外国の「権益」を解消させることができた。鉄道・土地・鉱山の利権、軍隊駐屯、居留地警察などが、もしこのように早期に解消されず、資本主義列強の帝国主義段階にまでつづいていたなら、これらは、列強が日本を共同の植民地化する拠点ともなりえたであろう。

**小笠原・千島・樺太の帰属問題**

維新政府は、以上のような成功をかちとったが、民族主権の完全独立を早期にかくとくすることはできなかった。

日本領土の確定についてさえ、政府はふらふらしていた。小笠原諸島は、先にみたように日本の領土であることは歴史的に明白であったが、ペリーがアメリカ領土宣言を

していたために、一八七三年五月には、ここを外国領とみなす大蔵省(井上馨が事実上の長官)と、日本領土とみなす外務省(卿は副島種臣)が対立した。ついで同島領有権について日米交渉があり、アメリカ政府は、極東ではイギリス、ロシアとの対抗上、日本を利用しており、経済価値のない小笠原領有を固執しなかったので、一八七五年、ようやくここは日本領土として確定された。

もう一ヵ所の領土問題は、樺太問題である。樺太南部・中部には、ロシア人よりもずっと早く一八世紀後期から日本人が定住し、漁場を開いていた。やがてロシア人が北樺太からだんだん南下して、南樺太も両国民雑居地となった。そこで樺太に日露の国境を定めようとの交渉が、幕末開国以来何回かおこなわれた。維新政権になって、イギリス公使パークスは、日本はとうてい樺太をもちこたえる力はないとみて、むしろ樺太をあきらめて全力を北海道の経営にそそぐよう、忠告した(一八六九年八月)。

そこで政府はアメリカ公使の援助をもとめたが、彼も英公使と同説であった。これより政府にも樺太放棄説が生じ、国権外交で有名な副島種臣外務卿のとき、樺太全島をロシアにゆずるとして、その代償につき交渉中に(一八七二年四月〜七三年一〇月)、後にのべる征韓論争を機とする政変がおこって副島は辞職し、この交渉は立ち消えた。けっきょく一八七五年五月、日本は樺太全島を放棄してロシアがこれを領有する、その代りに千島全島は日本が領有するとの、い

にこれなくては相すみ申さず、ことに教育と兵制は容易にデスポチックはやめられ申さず候」と教えている。そして政府は七九年の教育令で、町村の自主性をすっかりうばい、中央集権的な劃一の教育制度をつくった。さらにこの二年後の「小学教員心得」では、教育の目的は「尊王愛国の志気」を奮いおこすにありとした。

**地租改正**　秩禄処分にいたる封建領主制のなしくずしの解体とからみあって、土地制度そのものについての重大な改革——地租改正が進行した。

天皇政権は廃藩置県により全封建領主の農民支配・搾取権を一手に集中したが、農民は相変らず旧領主時代の制度・慣習に従い主として物納の年貢を納め、政府はその年貢米等を売って金に代え財政をまかなった。これでは年の豊凶により歳入に変動を生じ、正確な予算が編成できない。また旧各藩各地の租法が不統一であることは、劃一的な中央集権支配の原則に反する。さらに検見の手数および検見をめぐる農民との不断の争い、年貢物資の輸送・販売の手間と出費など、政府には不利不便きわまる。要するに現物経済を原則とする社会経済段階で、三百家に近い多くの領主に分散している領内でおこなわれる搾取形態を、全国を統一した国家のもとで、貨幣経済が支配的になっている段階に、そのままつづけられないのは明らかであった。ここから政府にとっては、土地制度、貢租制度の根本的な改革が必至となってきた。

地租改正は、田畑作物栽培の自由、土地売買・処分の自由と土地所有権の国家による確認

（七一〜七二年）を前提とし、七三年七月に発令された。それにより、(1)これまでの年貢は土地の収穫の多少に応じてその何割かを年貢として現物でとったのを改め、土地の価格を政府で認定し、その三パーセントを地租として政府がとり、地租の三分の一以内を地方税として町村がとる。豊作凶作によって税金の増減はない。(2)もとの年貢は村ごとにまとめてその石高にかけられ、村内の滞納者のぶんも五人組または村全体の連帯責任で納めたが、地租は土地所有権者の個人からとる。その者が納税できなくても、だれも連帯責任はない。(3)地価は改正後五年たてば、時価により改定する。以上の三点が改正の骨子である。

地租改正の実施は、士族反対派が政府を追放され、政府がかたい決意で秩禄処分にのりだしたのと平行する。それというのも、地租改正は領主制の最終的解体を意味しているので、士族・華族をはばかってはできないことであったから。改正はほぼ一八八〇年に終った。

これにより政府は安定した税金を確実にとれるようになった。しかしこれは第一にけっして農民負担の軽減ではなかった。なぜなら政府は改正に当り、「旧来の歳入を減ぜざること」を目標として税率も地価も定めたので、農民の負担も旧来より減ずることにならなかった。

第二に、人民の土地所有権確認は、一方では人民の土地収奪であった。というのは山林原野など人民がその所有を立証できない土地は、たとえ永年人民が事実上所有し利用していた土地でも、すべて国有地としてとりあげられた。一村あるいは数村で共同に所有し利用していた入会

会地(あいち)なども、何かとりくつをつけて国有にされた。そしていったん国有地にされると、そこでは人民が下枝一本とっても、ただちに官林盗伐の罪におとされた。

第三に、改正地租は封建年貢と同様に重かっただけでなく、その質にも封建年貢の要素が残っていた。というのは、地価の算定は土地の「収益」を基礎にしたが、その「収益」とは、収穫代金から、種もみ・肥料代等と税金をひいた残高のことで、労働賃金に当る部分も土地の収益にいれられていた。したがってこれをもとにきめられてくる地租は、農民の耕作労働そのものにたいする課税＝封建年貢の性質をもつことになる。また地価は役人が天下りに決定して、それに服従しない農民は「朝敵」とみなすとおどしつけた。つまり専制権力の強制により、地価、したがって地租が定められた。年貢が領主の経済外的強制でとられたのと同じである。法定地価を五年ごとに改定するというのも、封建年貢の定免法と共通のことである。

第四に、小作農民にとっては、地租改正は地主と国家の搾取を強めただけである。小作人は幕藩制下と同じに、地主から現物で収穫の六～七割もの小作料をとりたてられた。そして国家は地主の小作料とりたてを権力で保障し、小作人には耕作権すらも保障しなかった。この当時全国の耕地のやく三分の一は小作地になっていたと推定される。

地租改正には資本主義的な要素もある。土地所有権の確認、経営の自由の保障、納税の連帯制廃止、地租の定額金納制、これらは地租の近代的側面である。そしてこの後の農民闘争と民

主主義革命運動（自由民権運動）の発展により、地価の改定はついに一度もおこなわれず、一八八四年（明治一七）には、五年ごとに地価を改定するという原則そのものが廃止され、現実の売買地価と法定地価の分離が完成された。その当時は、米価の上昇と反当り収量の増加により、地租は収穫代金の一二％ほどに下っていた。こうして地租の封建的要素はじょじょに解消される。その反面は、地主・小作関係の拡大であり、小作地の地租は地主の小作にたいする封建的収奪の分け前を国家がとるという性質をおびる。

つまり地租改正は、小農民と小作人をぎせいにして地主と国家の利益を確保した半封建的半資本主義的な土地改革であった。日本資本主義の主要な資本蓄積源になり、政府が農民からとりあげた税金と地主の小作料収奪とが、また、この改正により、地租金納で急激に貨幣経済にまきこまれて没落してゆく貧農から資本のための賃労働者がつくられてゆく。いいかえれば地租改正は日本資本主義の本源的蓄積の最大のてことなった。

**資本主義産業の育成**

この当時のいっさいの改革は、経済的には、直接間接に資本主義を急速に発展させる条件となった。廃藩置県による全国の政治的行政的統一は、全国的市場の発展の基礎的条件となり、職業の自由・居住の自由は、人民が労働者として村を出る自由となり、義務教育は近代産業の労働者をそだてることをも意味し、秩禄処分は、一方では多数の士族をプロレタリア化し、他方では封建秩禄を公債にかえ、やがて資本に転化させる

ことを意味した。そして地租改正は前記のように本源的蓄積の最大のてことなった。

政府は、また明治初年にひきつづいて近代産業をそだてる一連の政策をとった。たとえば一八七二年、国立銀行条例制定、同年、東京・横浜間の鉄道開設、また生糸の増産と改良のために群馬県の富岡その他に官営模範工場を設立した。とくに内務省設立後の同省を中心とする殖産興業政策はめざましかった。

政府がとくに力をいれたのは、軍事的警察的意義をもつ産業であった。政府は主として農民から収奪した税金を基礎として、鉄道・電信・電話を建設したが、それは、産業目的よりも軍事的警察的目的が優先していた。政府はまた、横須賀製鉄所をはじめ旧幕府・諸藩の造兵・造船工場を接収し、その優秀なものを拡張し、また新たに大阪砲兵工廠、赤羽工作局等の大軍需工場を建設した。一般産業に機械制工業がおこるのは、一八九〇年前後に、綿糸紡績生産が機械化されるのがはじめてであるが、軍艦、大砲、小銃、火薬および軍服用の織物は、七〇年代のはじめから、外国人技師の指導のもとに、官営の機械制大工場で生産された。工業技術は何よりもまず軍事目的をもって開発された。たとえば軍用小銃は、早くも一八八〇年に、西洋の進歩した銃を日本人の身体にあうように改良した、日本独自のもの(村田銃)がつくられるが、紡績機械は、一九一〇年代まで輸入に依存した。

このような日本資本主義の強い軍事的性格という特徴と関連して、政府および政府と特別の

むすびつきをもった大資本家(政商)が、最初から圧倒的に優越的な力をもち、一般の民間産業はよういに近代化できないという特徴が生ずる。

その典型的な例は、三菱汽船会社のばあいである。一八七四年の台湾遠征のさい、政府はその軍事輸送のために汽船一三隻を輸入し、これを岩崎弥太郎の三菱会社に無料で貸し、なお種々の名目の補助金をあたえ、同社に軍事輸送を独占させた。のみならず戦後もひきつづいて、政府は三菱に遠征中と同じ保護をあたえた。それにより三菱は、たちまち日本国内の汽船会社を圧倒するとともに、日本近海航路から、外国汽船を駆逐した。この保護は、当時の日本の商業貿易の必要をみたすためではなく、海外遠征のさい輸送にこまらないようにしておくためであった。そして、戦時動員の便宜を考えて、この商船隊を一個の政商にまかせたのである。

軍事工場以外にも前記の富岡製糸所のような官営模範工場がつくられ、主要な鉱山も官営とされた。そして、それらは、ようやく新式設備がととのい、日本人技術者も労働者も、その操作になれた一八八〇年代に、三井そのほかの政商に、ひどく安いねだんで、はらい下げられる。

**上からの近代化**

このようにして行政・軍事・教育・文化・産業のあらゆる方面にわたって、官僚独裁のもとに、西洋の近代文明の物質的成果が、急速に学びとられていった。「洋燈(らんぷ)亡国論」というような、西洋伝来のものにはことごとく反対する極端な攘夷思想も、一八七〇年代にはなお一部の士族には強かったが、それは大勢に影響するものではなかった。

維新以後の西洋文明の摂取は、原始から文明への移行期とそれにひきつづく飛鳥(あすか)・奈良朝の貴族の隋・唐文明の摂取につぐ、日本歴史上に第二回目の国をあげての外国文明摂取である。そして古代の隋・唐文明摂取は、法律制度、生活様式、芸術、仏教など、人民支配の機構・技術と貴族の生活を豊かにするものにとどまったが、近代の西洋文明の摂取は、それだけでなく、生産技術、生産様式の変革にまで及んだ。このてんでは原始から文明への過渡期の弥生式文化の伝来にはじまる朝鮮・中国文明の摂取と共通している。ここにその第一の特徴がある。

しかし弥生式文化は「摂取」というよりも先方から日本に「伝来」したのであり、その後の「摂取」も、主として外国から渡来した、またはつれてきた技術者や学者・僧侶らとその子孫に依存したが、明治のそれは、資本主義生産も、一般国民を兵士とする軍隊も、近代科学・技術も、その芽はすでに維新以前にあったので、この文明の輸入は短期間に、また主として日本人の自力で成功した。ここに第二の特徴がある。

西洋文明の摂取、「文明開化」は廃藩置県後数年間の流行語となり、それは民衆の風俗にも及び、「ざんぎり頭をたたいてみれば、文明開化の音がする」などとはやされた。しかし、風俗すら政府の強制、いわゆる行政警察の圧力によって変えられたので、児童の義務教育でも、国家権力でうむをいわせず親に義務づけ、それに反対する民衆の一揆はようしゃなく武力で鎮圧した。軍事の改革でも、民兵制の萌芽は徹底的につぶして、強制徴兵常備制を上からおっかぶせ

てゆくので、形は近代的な国民軍隊に似ていても、中味は専制天皇制の軍隊にしかならない。すべて上からの近代化が下からの近代化を圧倒した。ここに第三の特徴があった。

上からの近代化は、いいかえれば「上」＝支配者たちの要求の実現である。とりわけ軍事の技術・装備の近代化が中心となり、産業も科学・技術も先にのべたように軍事が優先した。医学も軍事目的の外科医学がまず発達した。近代音楽は軍楽からはじまり、近代西洋数学の移植も陸海軍学校からはじまった。西洋画法は、工部省の大学校の図学からはじまる。このように軍事的性格が強いところに、第四の特徴がある。

しかし維新以来の外国文明摂取は、以上のような為政者による人民支配と収奪のためのそれのみではなく、現存の支配に反対する人民の立場に立った理論・思想の輸入も、またはじまった。ここに第五のもっとも重要な特徴がある。これは一五・一六世紀の切支丹と西洋文明の輸入のさい、日本歴史で最初の芽が出、その後一たん絶滅され、一八世紀後期以後の洋学にふたたび芽ばえた要素の、新たな発展である。その最初のものが、自由民権の思想である。

25

# 自由民権のたたかい

## ―民主革命と東亜連帯の結合―

〝東洋のルソー〟中江兆民（フランス留学時代）

専制政府の上からの近代化も、それが近代化であり封建制と士族階級の特権にたいする攻撃であるかぎり、士族大衆から反対されざるをえない。しかも一方では、それは、だんことして人民大衆に依拠して封建制を一掃する革命ではなく、古い搾取と圧制を新しい形でのこしたので、人民大衆からもはげしく攻撃された。政府を無条件に支持したのは、高い社会的地位・身分と財産を保障された華族、政商を先頭とする大商人・資本家、および寄生的大地主のみである。彼らが明治政権の初期のもっとも忠実な階級的基礎であった。

### 上からの近代化と国民諸階級

一般の商人や地主は、営業の自由や土地所有権が保障されたことには大いに満足したが、彼らも、相変らずの重税をとられ、その税で政商大資本家のみが手厚い保護をうけるのに不満をもった。しかも政治的には彼らも何の権利もあたえられていない。彼らの中から進歩的な政治指導者が出てくる。

士族は、徴兵制、秩禄処分とつぎつぎに大打撃をくわえられ、その反政府運動は進歩派と反動派に分れる。進歩派は民衆とむすんで民主的改革をもとめ、反動派は、彼らだけの武力で、政府を倒そうとする。

廃藩置県のさいの地方政治の動揺、つづいて徴兵制、学校の強制、地租改正入費の負担がお

っかぶさってきた一八七一年から七四年にかけて、それらの負担増大に反対して、随所に大規模な民衆蜂起がおこった。この四年間に全国で九〇件の一揆が記録され、うち一万人以上の蜂起が一一件、その六件は七三年に集中されている。この年には、徴兵制と学校強制への反対を主要求とする民衆の大蜂起が、凶作にみまわれ米価が暴騰した、中国・四国・九州を、津浪のようにおそった。七三年六月、福岡県の嘉麻・穂波二郡三〇万人の九日間にわたる蜂起は、米屋、酒屋、高利貸、村役人(戸長・区長)そのほか富豪の家四千軒をうちこわし、または焼き、数十の役場と学校をおそい、最後には県庁におしよせてこれを焼きはらった。

**民撰議院論**

七三年一〇月の政府内の征韓論争で、木戸・大久保らが、征韓に反対した理由の一つは、右のような半動乱状態では、外征どころではない、というにあった。下野した参議たちのうち、西郷は、薩摩出身の近衛の将校の大部分とともに鹿児島に帰り、県政を彼らの一派で支配し、ついで私学校という軍事・政治学校をつくり、県下の税金を中央政府に上げず、事実上独立の地方軍閥政権をつくった。

ほかの下野参議たち、すなわち板垣退助、後藤象二郎、副島種臣、江藤新平は、たまたまロンドン留学より帰国した小室信夫、古沢滋から議会政治の説を聞き、七四年一月、人民の選挙による議院を開き、「公論」を以て政治をおこない官僚専制を改めよという「民撰議院」設立の建白書を政府に出した。同時にそれを新聞『日新真事誌』にのせて国民にうったえ、また「愛

国公党」を組織した。その綱領には、天は万人にひとしく一定不動の「通義権理」をあたえているという天賦人権論に立ち、人民は政府の奴隷ではなく、政府は人民のためにもうけたものである、人民の「通義権理」を主張することこそ、「国威をあげ国人を富ます」唯一の道であり、「愛君愛国」である、という。

これは人民主権論ではなく、その民撰議院は政府から独立した立法機関なのか、政府の諮問機関なのかさえ明らかではない。しかし日本の歴史にはじめて、人民の奪うべからざる権利と人民のための政府が主張され、人民の結社はすべて徒党として禁圧されてきた日本ではじめて、公然と政党が組織されたことは、それだけで革命的意義をもっていた。またここにはじめて、人民がじぶんの国を愛する愛国という概念がつくられた。「愛国」の文字は日本書紀にもあるが、それは「みかどをおもう」と読み、天皇をしたうことにすぎなかった。

これより民撰議院に賛否の大論争がおこった。加藤弘之ら政府系の学者たちは、民撰議院は人民が無学無知の現在では時期尚早であるとした。加藤にたいしてはフランス法学を修めた大井憲太郎の反論がもっともすぐれ、両者の再三の論争は、民撰議院論を大いに深め、かつひろめた。板垣はもとの部下でイギリス帰りの片岡健吉らとともに、郷里高知で「立志社」をおこし、天賦人権論による青年の政治教育をすすめ、小室もまた徳島に「自助社」を設立した。同様の団体が各地につくられはじめた。

### 儒教的「革命」理論から新しい民権理論へ

倒幕、廃藩、そして改革につぐ改革を目の前に見てきた若い知識人たちの間には、革新的思想がみなぎっていた。当時の知識人の教養の基礎であった儒教には「易姓革命(えきせいかくめい)」の理論があり、幕藩体制下では、ほとんど無視されていたその理論が、今では西洋近代の民主革命の理論を理解するたすけとなった。「王侯将相なんぞ種あらんや」、「天下は天下の天下にして一人の天下に非ず」という中国古代史上の英雄たちのことばが、人間平等論や、国民が国の主人であるという、近代思想をうけいれる素地をつちかった。

もちろん洋書を読んで「自由」「民権」の理論に傾倒するものもあった。中村敬宇が訳したイギリス人ミル(J. S. Mill)の有名な『自由論』(訳書名『自由之理』)は、七二年二月に出版され、多くの青年をひきつけていた。福沢諭吉の「天は人の上に人を造らず、人の下に人を造らずと云えり」にはじまる『学問のすすめ』第一編は、七一年末に出版され、二〇万部以上も出たという。この書は、専制政府に対抗して民権を説くものではなく、基本的には政府擁護論であるが、個人の人権の自覚をうながす上に大きな影響力をもった。

いまや日本の歴史にもようやく、現存の支配を強めるためではなく、それに対抗して人民の自由と権利をかちとるための、外国文明の摂取がはじまった。上からの近代化に対抗する下からの近代化のたたかいである。

七五年二月、愛国公党は立志社を中心として各地の政社を連合した愛国社に発展的に解消し、大阪を本拠とした。人民の自由と参政権＝自由民権の要求は、急速に知識人にひろがり、共和制論さえあらわれた。政府は、世論をしずめようと、五月、「漸次に全国人民の代議人を召集し、公議輿論を以て律法を定める」との詔書を出した。自由民権論は、早くも第一歩の成果をおさめた。

**政治新聞と革命権の思想**

自由民権論者の最大の武器は、新聞であった。新聞の創造は、「下からの近代化」のもっとも重要な例である。日本における「新聞」と名のつくニュース報道の定期刊行物は、幕府洋学所発行の『官版バタビヤ新聞』(一八六二年)、漂流してアメリカ人にたすけられ数年間アメリカですごした船頭出身の浜田彦蔵の『海外新聞』(一八六四年)にはじまる。それらは木活字の小冊子型であったが、維新のとき一八七〇年、横浜の商人がはじめて日刊の鉛活字一枚刷りの『横浜毎日新聞』を発行した。鉛活字の鋳造は、長崎の人本木昌造が一八六九年に日本で最初に成功し、彼の門弟が横浜毎日新聞を印刷した。ついで一八七二年に『東京日々新聞』と『日新真事誌』の両日刊新聞が創刊され、さらに『朝野新聞』その他が発行された。

政府はいち早く新聞の威力を察し、七三年一〇月一九日(征韓論争決着の四日前)、「新聞紙条目」を発布し、新聞発行には政府の許可をうけさせ(それまでは届け出制)、紙上で法律・政治を

批判すること、「国事」「政事」に「妨害を生ぜしむる」ことを禁じた。『日新真事誌』はイギリス人の経営で、これは政府も弾圧しにくいので、民撰議院設立建白書は、同紙上にのせられた。これより諸新聞は、「新聞紙条目」を無視して、しきりに反政府的言論をのせた。

そこで政府は七五年六月、漸次に議会をおこすという五月の詔勅の精神とは正反対の「新聞紙条例」を定め、言論取りしまりをいっそう強化し、違反者には体刑および罰金刑を課すこととした。同時に「讒謗律」を発布し、私事・公事ともいっさいの官吏批判を厳禁した。福沢諭吉らが一八七三年(明治六)につくっていた「明六社」は、この二法律のもとでは活動できないとして解散した。

しかし反政府諸派は、この言論弾圧によって、かえって政府攻撃を強めた。『評論新聞』(七五年四月創刊)、『采風新聞』(同年一一月刊)、『近事評論』(七六年六月刊)などの小冊子型の激烈な反政府派新聞が発行され、「圧制政府転覆すべきの論」(『評論新聞』第六二号、七六年一月、伊東孝二投書)、「自由は鮮血を以て買わざるべからざるの論」(『湖海新報』第一一号、七六年六月、植木枝盛)など、人民の抵抗権・革命権の主張がいくつもあらわれた。これらの論説には、反動的士族の反政府蜂起を合理化しようとするものもあったが、いまや彼らさえ、君側の奸をのぞくというような封建大義名分論ではなく、人民の革命権・抵抗権の理論を以て、その立場を合理化しようとするにいたった。時代思潮の驚くべき激変である。

民撰議院設立建白には、四人の前参議が署名していたとはいえ、板垣以外の三人は、大久保政府反対のために署名したまでのことであった。ことに江藤新平は、七四年二月郷里佐賀で、反動士族にかつがれ、攘夷と征韓を名として、四、五千人の士族で兵をあげたが、大阪鎮台兵を主力とする政府軍によういに鎮圧された(佐賀の乱)。七六年三月、士族の特権を象徴する帯刀が禁止され、八月、秩禄処分が強行されるにいたって、士族の憤激はその極に達した。一〇月、熊本で「神風連(しんぷうれん)」と名のる攘夷主義者が蜂起し、それに呼応して福岡県秋月の士族が立ち、山口県士族も萩で兵をあげた。やがて全国不平士族の総本山ともいうべき鹿児島県士族も動揺しはじめた。もしも西郷隆盛が立てば、全国二十数県の士族がそれに応呼するであろうと、政府はみていた。

## 伊勢暴動と西南戦争

この間に地租改正の事業が進行するとともに、不当な地価のおしつけにたいして、豪農・地主もふくめて全農民のねばり強い反対運動が、全国的におこった。はじめはどこでも知事に陳情・嘆願をくりかえしていたが、それがききいれられないと、泣き寝入りか蜂起のほかはない。七六年五月、和歌山県の二郡の農民が蜂起し、一一月、茨城県の二郡でも農民大暴動がおこった。つづいて一二月、三重県(伊勢)の全県下をおおうた農民蜂起は、愛知・岐阜・和歌山の隣接三県に波及し、日本の農民蜂起史上に空前の大暴動になった(伊勢暴動)。民衆は、町村役場・学校・警察そのほかおよそ官の名義のあるものはすべてうちこわし、焼き、諸帳簿・書類は一

枚も残さずさがし出して焼きすてた。やがて県庁と裁判所をおそい、監獄に放火して囚人を解放した。

政府はその地方の士族二千人を動員し、ついで名古屋鎮台の兵を発してようやく鎮圧した。福島県の伊達・信夫二郡にも一揆がおこりそうになった。

このわきたつ民衆と西郷派士族が結合したらどうなるか、政府は心痛にたえず、七七年一月四日、地租を地価の二分五厘に、その付加税率を三分の一から五分の一にさげた。民衆は「竹槍でどんとつき出す二分五厘」と、じぶんたちの力に自信をもった。

反動派士族は、民衆と結合するどころか、彼ら自身の戦線の連合統一さえもできず――封建的分散性は彼らの本質である――政治的・軍事的経験のもっとも豊かな鹿児島県士族も、全国的叛乱を組織できず、七七年(明治一〇)二月、彼らだけで西郷隆盛をおしたてて蜂起した。挙兵の名目さえもなく、政府の探偵が陸軍大将西郷隆盛を暗殺しようとした罪を問うというにすぎない。その総勢やく四万人、これにたいする政府軍は、国民徴兵の新軍隊を主力として六万余人。半年にわたる激戦の後、西郷派はかいめつし、隆盛も自殺した(西南戦争)。

西郷隆盛個人は、反動ではなく、ブルジョア的改革の必要もよく承知していた。しかし彼は、多年生死をともにし、その力に頼って幕府を倒した士族大衆を、いまになって見すてることは絶対にできなかった。彼は叛乱が成功するとは思っていなかったであろう。しかもあえて、じ

ぶんの生命を彼をしたう士族大衆にあたえたのである。大西郷の徳望と薩摩士族の勇猛を以てしても、歴史の進歩にさからうものは、ほろび去るほかなかった。

西南戦争は、国民徴兵軍が、どんなに勇猛な封建士族の軍隊よりも強いことを実証した。それは、士族が士族という一つの社会階層として存在できる時代は、永久に去ったことをも意味した。もしも彼らがなおも政府に反抗するつもりならば、自由民権の運動とむすびつくほかなかった。また民権運動も、士族インテリのみの運動から脱皮して、過重な地租に反対する民衆運動との直接のむすびつきをもちはじめた。

### 近衛砲兵の叛乱

西南戦争中に土佐の立志社の代表片岡健吉は、政府を痛烈に弾劾した意見書を天皇にさし出そうとした。それは、前年の征韓派参議の主張を擁護し、また士族の尊重を要求するなど、士族的立場に立ちながら、専制政治と徴兵令の矛盾、政府が特権政商を保護し民間産業の自由な発展をさまたげることや地租の過重に反対するなど、人民大衆の要求をとりあげ、このような圧制と収奪をおこなう大臣を任命した天皇の責任を追究している。この意見書は政府からつっかえされたが、片岡らはこれを印刷公表して人民にうったえた。これを機会に、一時資金難で中絶していた愛国社が再興され、七八年一一月、大阪でその第一回大会がひらかれた。

このころには、天下り(あまくだ)地価反対の農民運動は全国各地におこっていた。また愛国社大会前の八月には、近衛砲兵第一大隊の兵士二六〇余名が、兵士三添(みそえ)卯之助・小島万吉らに指導されて

叛乱をおこすという大事件があった。政府の発表では、彼らは西南戦争の恩賞が下士・兵卒におよばないのに不満をいだいたというが、果してそれだけのことであったろうか。三添らは八月二三日夜、皇居のそばの竹橋の兵営で、大隊長と週番士官を殺し、大砲をひいて営門を出、大蔵卿の官邸に一発打ちこみ、赤坂の仮皇居前に進んだ。彼らの計画では、近衛歩兵隊と協同して皇居を焼き、大臣(卿)らをとらえようというのであったが、事前に政府にかぎつけられていたので、歩兵隊との連絡協力はできず、叛乱はただちに鎮圧された。当時は近衛部隊のみでなく、東京と大阪の両鎮台の砲兵、熊本鎮台の歩兵、宇都宮分営の歩兵なども、動揺していた。

**国会期成同盟**

政府は七九年四月、府県会を開設し、民権派の要求する「地方民会」に代えようとした。府県会は知事の提出する予算案等に意見をのべることができるだけで、知事は府県会の決議に拘束されず原案を執行できるので、これは「民会」とはまったくちがっていた。それでも、府県会は、地方の豪農・商人らが民権運動に進出する足場になった。士族インテリを中心とする立志社的な政治・思想団体のほかに、府県会における知事との闘争の中から、豪農・豪商の指導する民権運動が成長しはじめ、両者は合流して国会開設要求の国民的闘争に発展していった。

民権派の中には、国権拡張の立場からの反政府派――かつての征韓派士族――も加っており、愛国社第三回大会(七九年一一月)で、彼らは、まず第一に条約改正、国権拡張の大闘争をおこす

べきことを主張したが、大会の主流は、対外的な国権の確立のためにも、国内の民権の確立、国会開設が当面の課題であるとして、国権優先論をおさえた。

一八八〇年三月の愛国社第四回大会には、岩手から熊本にいたる二府二二県八万七千余人の代表一一四名が参加し、名を「国会期成同盟」と改め、国会開設を天皇に請願することを決定した。

政府は人民の請願権をみとめず、同盟の請願も一しゅうした。その上、「集会条例」を発布し、政治結社・政治集会の許可・解散は警察の専制にまかせたのみならず、「政事に関する事項を講談論議するため、その趣旨を広告し、または委員もしくは文書を発して公衆を誘導し、及び通信往復するを得ず」と定めた。これにより組織的全国的な政治活動は、合法的には不可能となった。

暴圧に屈せず、国会開設運動は急速に発展した。国会期成同盟の第二回大会は、創立大会から八ヵ月後の一八八〇年一一月に東京でひらかれたが、それには前回の二倍をこえる同盟員の代表が参加した。大会は、これまでの建白や請願は何の効果もなかったことをかえりみ、元来われわれ人民のものであるわが国に国会を開くのに、政府に願うことはない、人民の実力によってたたかいとろうと決議し、次回の大会までに、各地代表は憲法草案をもちよることにした。またこの大会で、民権闘争のぎせい者の救援をも申し合わせた。

### 自由党・改進党の結成

この大会を機会に自由主義諸派の代表は、一一月、たんに国会開設のためのみでなく、自由民権の主義を国政全般に実現するための政党「自由党」を結成することとして、その「盟約」を定めた。それには、皇室のことは一字もなく、日本人民の自由の拡充と権利の伸長、国の進歩と人民の幸福の増大、全国民の平等同権、立憲政体の樹立のみを主張していた。ここにブルジョア民主主義革命のための統一戦線の芽ができた。これがいっそう強固に発展したならば、革命の勝利も夢ではなかったであろう。

嵐のような民権運動の発展に直面して、政府首脳部にも意見の対立が生じた。あるものは不平分子の運動恐るるにたらずといい、他のものは、他日機会をみて天皇から憲法をあたえるべしと論じた。その中でひとり大隈重信は、ただちに憲法を制定公布し、国会をひらけと主張した。また彼は政府が北海道開拓使の官有物を不当な安値で薩摩閥の政商に払い下げようとしていることを、ひそかに自派の新聞にもらして、政府攻撃の世論をおこさせた。旧肥前藩出身の彼は、民衆運動を利用して政府の主流をしめる薩長藩閥にとって代ろうとしたのである。

政府主流の岩倉や伊藤博文らは、大隈一派と自由党準備派の統一戦線ができるのを何よりも恐れた。事実、八一年秋にはその統一戦線への動きがあらわれた。前年末の自由党盟約決定に参加した諸派の中には大隈派もいたし、八一年(明治一四)一〇月はじめには、全国すべての府県の代表が東京に集まり、単一の自由主義政党結成のために協議しはじめた。

政府はこれを分裂させるために、最後の切り札を出した。すなわち一〇月一二日、「来る明治二三年(一八九〇年)を以て国会を開く、そのための憲法は天皇が定める、これに不満でなおも早急を争って国家の安寧をみだすものは国法によって処罰する」という趣旨の詔勅を出した。政府はこれによって、漸進派・改良派を満足させ、急進派・革命派を孤立させて一挙にこれを打倒しようとしたのである。この直後に大隈は政府を追われた(明治一四年の政変)。これは内閣書記官井上毅(こわし)の建策にもとづくものであった。

天皇と政府をして、期限を明示して国会開設を約束させたことは、民権運動の一大成果であった。しかし同時に、この詔勅は政府のねらった通りのききめをもった。改良派と革命派は分裂しはじめた。そのうえ結成される党の指導権をめぐる個人的な対立や地方閥的対立(土佐派と反土佐派)がからんで、統一大政党は不可能になった。急進派は、彼らのみで「自由党」を結成し、一〇月二九日、板垣を総理として正式に発足した。富農・マニュファクチュアー資本家および士族出身の急進的知識人が指導権をもち、一般農民を主要な基盤としていた。その盟約は、前年の自由党盟約の字句を整理したもので、やはり一言も皇室にふれず、また侵略的国権の主張も全然なかった。

九州の自由主義者は、国権論が強いうえに、自由党の指導権が土佐派にあるのを不満とし、一八八二年三月、独自に「九州改進党」をつくった。大阪の自由主義者は、八二年二月「立憲政党」

をつくった。この党の幹部は個人的なつながりから自由党とはていけいしたが、つぎにのべる改進党と基本的には同じ立場であった。

漸進派の主流は、八二年四月、大隈重信を党首として「立憲改進党」を結成した。改進党は「英国流の立憲君主制」なるものを主張して、主権は君主と人民の合体したものにあるという。当時の政府主流と関係のうすい、三菱のような大ブルジョアや地方都市の商工業者を主要な地盤とし、西洋的教養の高い知識人が指導した。富農の一部もこれに参加した。「民権」よりも「自由」に重点があり、「皇室の尊栄と国民の幸福」をはかることを綱領の眼目とした。

これらの諸党に対抗して、政府御用党「帝政党」もつくられ、主権在君を主張した。

**民権運動の革命化**

これより一年間あまり、全国的な自由民権運動は最高潮にたっした。自由民権の政治闘争と重税反対その他の経済的日常的諸要求かくとくの地域民衆闘争との結合は、七九年の杉田定一の指導した福井県七郡農民の地租改正における天下り地価おしつけ反対闘争や、八一年五月植木枝盛が酒造税引き上げに反対する全国酒屋会議を非合法に組織したことなどにあらわれていたが、そのような結合は、自由党結成以来、いっそう深まった。府県会はその闘争の重要な場であった。

福島県では八二年ついに大規模な民衆蜂起がおこった。同県令三島通庸(みしまみちつね)は、「自由党と火付け盗賊は、わが管内には一匹もおかぬ」と豪語して自由党員に不断の弾圧を加える一方、大土

木事業をおこし、そのために県民を賦役に徴発し重税を課した。自由党員は県会議長河野広中を先頭に三島の暴政とたたかい、専制政府てんぷくの思想をひろめ、民衆を動員して賦役と重税の廃止をかちとろうとした。一二月、官憲は河野らを逮捕し、内乱予備罪におとしいれた。その直後に賦役にもっとも苦しむ三郡の農民数千人が蜂起した(福島事件)。蜂起はすぐ鎮圧されたが、青年自由党員は、この事件によりますます急進化した。

大和出身の樽井藤吉は、長崎県の島原で八二年五月「東洋社会党」を組織し、「平等を主義となす」、「社会公衆の最大福利を以て目的とす」などの綱領をかかげ、土地を耕作農民にあたえる土地革命のために農民を組織した。結党直後に政府から解散を命ぜられたが、樽井は「われわれは内務卿の命令に従うものに非ず」とうそぶき、なお運動をつづけ、翌年一月ついに禁錮刑に処せられた。東京では、自由党員奥宮健之らが、八二年九月、人力車夫を「車会党」に組織しようとした。これは実際活動を展開するにいたらなかったが、自由党員の都市無産者を組織しようとする志向が芽ばえてきた。

軍隊にも自由民権思想がはいった。徴兵反対の暴動はなくなったとはいえ、戸籍をいつわるとか、徴兵検査に出頭しないとか、故意に身体を傷けるとか、民衆の徴兵忌避ははげしかった。一八八一年の陸軍卿の意見書によれば、「長崎県長崎ノ如キハ全区中一人トシテ徴集ニ応ズルモノナシ」という。兵隊にとられた後に逃亡するものもすくなくなかった。こういう国民の中

からとられた兵士に、自由民権思想がはいったとしても、ふしぎではない。当時の新聞にも、近衛兵や仙台の連隊における下士官の集会で、民権論が強調された事例をつたえている。

女性もまた運動に参加した。土佐の楠瀬きた、京都の呉服商の娘であった岸田俊子（のち中島湘煙）、俊子の影響をうけた岡山の下級士族の娘景山英子（のち福田姓）らは、その代表的な闘士である。とくに英子は一貫した革命的婦人で、後年には社会主義者になる。

このような形勢をみて、八二年一二月、岩倉右大臣は、府県会の中止を主張したが、その中で彼はいう、「今日の形勢は恐らくフランス革命前夜の状態とあまりちがわないであろう。政府の頼みとするものは、ただ陸海軍を一手ににぎり、人民に寸兵尺鉄ももたせていないことだけであるが、このままの情勢が発展すれば、兵卒軍士といえども、武器をさかさに向けないとの保証はない」と。これは岩倉らの神経質な恐怖や弾圧の口実をつけるための事実の誇張のみではなかった。

**革命思想と主権論争**

民権運動の発展とともに、その思想・理論も発展した。当時各党の間に、新聞紙上で主権論争がさかんにたたかわされ、自由民権の理論書がぞくぞくと出された。自由党は国民代表による憲法制定＝国約憲法と主権在民を主張した。その理論の依拠したのは主としてイギリス人スペンサー（H. Spencer）の『社会平権論』や、フランス革命の思想的原流をなしたルソー（J. J. Rousseau）の『民約論』等であり、イギリスの共和制革命、

アメリカ独立革命、フランス革命が模範とされた。植木枝盛、中江兆民はこの時期の代表的な理論家である。

植木は早くから革命権・抵抗権をとなえ、また戦争反対、平和主義を強調していた。前記の酒屋会議の組織など、実践家としてもすぐれた能力を示した。彼が一八八一年に起草した憲法草案には、主権在民、一院制議会、基本的人権の無条件保障、抵抗権、憲法にそむく政府のてんぷく権を規定してあった。彼の憲法案でも、「皇帝」が行政権を行使するとし、現天皇を初代皇帝としてその世襲をみとめており、共和制をとってはいないが、その「皇帝」の地位も人民によって認められるのであって、「万世一系」日本の支配者として定まっているから皇帝になる、というのではない。

この当時は、現実の政治綱領として共和制を主張したものはなかったが、理論上は共和制が理想の政体であることは、民権派にひろくみとめられていた。天皇制にたいする絶対的な帰依ががつくり出されるのは、自由民権革命の敗北以後のことである。

中江兆民はフランスに留学した学者で、著書・訳書も多いが、とくにルソーの『社会契約論』を訳して注釈をつけた『民約訳解』は、革命的民権運動にきわめて大きな影響をあたえた。兆民は、革命勝利のためには、精密な理論とそれにささえられた不抜の志操を養うべきであり、いたずらに過激論をとなえ、乱暴な行動をするのは運動に害があるとし、その公表した文章で

は、「共和」の本義は人民主権にあり、君主の有無は問わないというとともに、天皇をいっさいの現実政治からきりはなすことを主張した。しかし彼が経営し教授していた「仏学塾」の塾生の間では、廃帝論がさかんであったという。彼は自由党には封建的な立場からの反政府運動の要素がまじっており、あるいは真に志操堅固でない一時の過激論に陶酔するものがあるのをきらい、組織上には同党とは不即不離の関係にあり、もっぱら理論上の活動をした。

民撰議院論争で知られた大井憲太郎は、この時期には理論的著作は出していないが、自由党左派の理論上にも実践上にも有力な指導者で、後の獄中の著作『時事要論』は、ブルジョア民主主義革命の経済的基本任務である土地革命の問題を、はじめて理論的に提起している。

**アジア連帯の思想と世界平和主義**

自国の専制支配に反対する革命的民権家は、対外的には熱烈な民族独立の闘士、その意味では国権主義者であった。しかし彼らはけっして、ショーヴィニズムにまどわされることなく、日本・朝鮮・中国という東亜の被圧迫民族が連帯して欧米列強の侵略に抵抗することを主張し、政府の欧米には屈従し隣邦には高圧的な政策に反対した。たとえば植木枝盛は、彼が政治生活にめざめた初期、一八七五年の江華島事件のさい、政府のあおる征韓論に反対した論説「競欲ヲ論ズ」を『郵便報知新聞』に投書し、東亜諸国民は「一家」のように連帯して欧米の圧迫に対抗すべきであるのに、日本人でありながら朝鮮征伐をとなえるとは、「一家の存亡」も「一身の死生」もわからぬ馬鹿か狂人で

あると論じた。

また一八七六年政府が琉球藩王に、日本への完全従属、清国との交際断絶を強制したとき、民権派の新聞『近事評論』は、琉球人民が日本からの独立を欲するならば独立させるべきであり、弱小国にたいする公正なたいどこそ、欧米の圧迫から日本を独立させる道であると主張した。八一年四月、琉球問題で政府が日清開戦の危機を宣伝するのにたいしても、『近事評論』や中江兆民主筆の『東洋自由新聞』は、日清両国は歴史的にも地理的にも緊密な関係があり、協同して欧米の圧迫に抵抗すべきであり、だんじて戦うべきではないと主張した。『東洋自由新聞』がとくに「東洋」の二字をつけたのは、自由主義を全東洋にひろげようとする意を示したものであるが、日本が東洋を指導するという優越意識とは、まったく無縁のものであった。

民権運動の昂揚期には、政府が対外事変をおこしてショーヴィニズムをあおっても、民衆はそれにひきずられなかった。

一八八二年(明治一五)、政府は朝鮮にすすめて、軍隊改革のために日本人将校をやとわせた。その当時すでに、日本の商業資本は朝鮮に進出し、金や米・大豆などを掠奪や詐欺的な手段で「買い」つけていたが、日本人の不法行為は、治外法権でまもられていたので、朝鮮民衆はこれを深く恨んでいた。そこへ右の軍隊改革のことがおこり、改革によって失職する兵士の不満がたかまり、ついに首都ソウルで、兵士と市民の日本侵略者および朝鮮圧制支配者に反抗する

暴動がおこった(壬午の軍乱)。この鎮圧を機として、日本は朝鮮から「賠償」を取り、また日本公使館護衛の名でソウルに若干の兵をおく権利をとった。

この事件をきっかけに、朝鮮の宗主国を自任する清国の朝鮮にたいする軍事的政治的進出が強化されたので、政府は、軍備拡張の勢をはやめ、また清国を敵とする戦争熱をあおり、ショーヴィニズムの大宣伝をはじめた。しかし民権派は、自由党も改進党もけっしてそれに同調せず、かえって政府をはげしく批判した。たとえば改進党の最高幹部小野梓は、事件の直後に『外交論』を書き、朝鮮から償金を取るべきでなく、西洋の侵略から東洋を守るために、日・朝・清の団結協力をはかるべきである。朝鮮が清国から完全に独立するか、現状維持かは、朝鮮自身の問題で日本の干渉すべきことではない、重要なことは三国の団結と東洋の平和(西洋の侵略反対)をはかることである、と論じた。

有名な理論家だけが右のような自覚にたっしたのではなく、『中外評論』第一六〇号(七六年九月)には、「宇内に一大政府を設くべし」という、列国間の争いを平和に解決し、また被圧迫民族の独立をたすけるための国際機関の設置を提唱する投書があった。これと同様の説が、後に植木枝盛・板垣退助によって発展させられ、『通俗無上政法論』(八三年刊)となる。それはアジアとアフリカの被圧迫民族はもとより、ポーランドやアイルランドなど欧州の被圧迫民族をも完全に解放し、世界の永久平和確保のために、各国各民族が独立の主権を確立し、それら諸

国が平等同権の立場で協議する「万国共議政府」をもうけよというのである。
また後年(一八八七年)の中江兆民の『三酔人経綸問答』は、民権運動の衰退期において、西洋列強に対抗するために、中国を侵略して日本を一大帝国としようとする「豪傑君」と、理想的な民主共和制を説く「紳士君」とが論争し、それを「南海先生」が批評するという形で、日本の実状と世界の形勢にもとづく現実的な民権運動の路線を探求したものであるが、そこでも、領土拡張主義を否定し、中国との文化的・経済的な友好を説き、またカントの永久平和論をはじめてわが国に紹介し、各国各民族の民主主義の徹底を基礎とした世界の永久平和の理想を説いている。
自由党が全体としてこのようになったのではなく、党幹部の中にも、国権拡張のためにアジア征服を夢見る「豪傑君」は多かったが、たとえ少数でも、ここにはじめて国内の民主革命と世界の被圧迫民族とくに日本の隣国である朝鮮・中国との連帯、世界平和の思想とを統一した理論や思想が生まれたことは、日本思想史上のもっとも重要なことである。

尾崎行雄
保安條例第四條
ニ依リ滿三ヶ年
退去ヲ命ス
但明治二十年十二月三十一日
午後三時ヲ限リ退去スヘシ
警視總監

保安条例による尾崎行雄追放令書

自由民権運動が、岩倉をしてフランス革命の前夜を想わせるほどたかまった、まさにそのとき、一方では運動の敗北の諸要因がつくられつつあった。というのは第一に自由党総理板垣退助、副総理後藤象二郎ら最高幹部は、党員大衆の急進化にとまどい、政府との妥協を策しはじめた。

### 自由・改進両党の対立

板垣は純真な理想家で、六八年の内乱の体験から、公議世論による政治で、国民上下の一致団結をはからなければ、国家の発展はありえないと、心から信じてそのために奮闘してきた。しかし彼は土佐藩上士の出身で、つねに治者の立場においてしか政治を考えることができなかった。彼の自由民権も、民意を尊重し民意に従う政治、また上下のへだたりをなくするという立場をこえず、人民主権の革命的理論は彼には本当は理解できなかったであろう。こういう彼の立場からすれば、国会開設の詔勅が出たことで、基本的には満足であり、これからさらに国約憲法の要求を出すのも賛成ではあるが、暴力革命もあえて辞さないような党員の革命化は、彼にはめいわくであった。

後藤は大策士、幕末には土佐藩参政として、将軍の大政奉還という筋書きをつくったのも彼である。維新政府になって、薩長藩閥が勢をしめ、王政復古の功においては、薩長の指導者にひけはとらぬと自負する彼も、しだいに権力から遠ざけられてゆくので、板垣の運動に協力し

たが、民主革命についての理解は板垣よりも少なかった。

政府は後藤に目をつけ、彼をだきこみ、彼と板垣の両人を欧州旅行に出そうとした。後藤はそのさそいにのり、板垣を説いて洋行することにした。一八八二年夏のことである。運動がもっとも重大な局面にあるとき、党の総理と副総理が外遊するとは、戦線離脱にひとしい、また、旅費の出所も怪しい、政府に買収されたうたがいがあると、自由党機関紙の編集部長馬場辰猪らは、板垣の洋行に猛烈に反対した。板垣は、旅費は大和の富豪から出たといいわけしたが、実は彼も後藤にだまされていた。板垣は何も知らなかったが、本当は、外務卿井上馨が、以前から深い関係のある三井に、政府の利権をあっせんし、その代償として板垣・後藤の旅費を出させたのであった。

党の最も優秀な人々の反対をおしきり、一一月、板垣は旅立った。馬場らは憤激して脱党した。『自由新聞』の名目上の主筆であった中江兆民も、年末には自由党との関係をたった。馬場らのあとには大阪の立憲政党から古沢滋がまねかれたが、古沢はこのころすでに井上馨と通謀していた。

第二に、自由・改進両党の対立が激化した。政府はひそかに改進党に働きかけて、板垣の洋行は政府に買収されたのだと攻撃させた。すると自由党は、古沢や星亨が先頭にたって、改進党総裁大隈が大蔵卿時代から三菱と結託していたのをあばきたて、三菱を伝説上の海中の怪物

である「海坊主」にたとえ、また改進党は政府と通謀する偽りの自由主義党であるといい、「海坊主退治」「偽党撲滅」の大カンパニアをはじめた。植木枝盛も熱心にそれに同調した。彼はもっとも尖鋭な革命的理論を展開してきたが、実践的にはつねに板垣の側近として活動していた。

自由・改進両党は、たとえ急進と漸進、革命的と改良的のちがいはあっても、藩閥専制政府反対、国会の早期開設、責任内閣制という当面の行動では、十分に一致協同できるはずであったし、またその一致がなければ、自由民権の前進は不可能であったが、両党は、協同どころか、たがいにもっともはげしく、またみにくく対立抗争した。政府の思うつぼであった。

### デフレーション政策と中小農民の没落

第三に、この当時農村の階層分化が急激に進行し、また都市の大資本と地方のマニュファクチュアー資本家との利害の対立も尖鋭化した。それは政府の財政経済政策の転換によってひきおこされた。明治政府はその成立以来、一八八〇年まで一貫してインフレーション政策をとり、不換紙幣の濫発で国民の富をまきあげてきた。しかし地租改正が終り、政府の経常収入の七割以上をしめる地租が固定した金納となると、インフレによる通貨の下落は政府にも不利になった。また連年のインフレは金利を異常に高くし、秩禄処分の公債を下落させ、その大口所有者である華族、政商、銀行にも不利になり、また産業投資をさまたげた。

そこで政府は、大隈が大蔵卿であった一八八〇年から、政策をじょじょに転換しはじめた。

政府支出の節約のため、本来は中央政府の出すべき監獄費や土木費を府県にうつし、そのため府県税を新たにおこす権限を府県にあたえた。また官営の工場・鉱山を、軍事工場をのぞいて、ぞくぞく三井そのほかの政商に払い下げた。それは政府の財政規模をちぢめて支払いを節約するためであるとともに、政商の産業資本への転化を援助するためであった。

大隈が政府を追われた後をついで蔵相となった松方正義（まさよし）は、前よりは一段と急激に不換紙幣の整理をはかり、デフレーション政策を強行し、間接税および地方税の一挙二倍以上のひきあげその他の大増税をおこなった。八二年の後期からその効果があらわれ、紙幣整理は進み、正貨準備はふえ、一般金利は低下した。したがって公債の値は上り、それは安定した財産になり、華族・政商らはその所有公債を資本として、会社企業をおこすことができた。大商業資本はこうして産業資本に転化しはじめた。

この一方では農民と小商工業者は不況のどん底につきおとされた。米と繭（まゆ）をはじめ農産物価は、八二年から八五年にかけて連年暴落しつづけた。坐繰（ざぐ）り製糸や絹織物・綿織物の工場制手工業も大打撃をうけた。農村工業は全面的に衰亡した。その上に年々重くなる税金はようしゃなくとられた。

小農民の急速な没落はさけられなかった。税金滞納のため土地を公売処分された人数は、一八八三年に三万三八四五人、八四年に七万人をこえ、八五年には一〇万八〇五五人もあった。

公売処分をまぬがれようとすれば、高利の借金をするほかない。耕地を抵当にした全国の負債総額は八四年にはやく二億円、それは同年の政府の経常歳入の二倍半にあたる。年率五割もの高利の借金で税を納め、さし押え・公売はのがれても、借金が払えず、つまりは土地を抵当流れにせざるをえないものが多かった。

小農民の手放した土地は、高利貸や大地主の手に集められた。中農・小農の没落、その一部の小作人化、一部のプロレタリア化、他方に大地主・高利貸の土地集積、寄生地主化という農民の階層分化がはげしくなった。

**群馬・加波山事件と自由党の解党**

経済の体制的変動は、政治的には、自由民権運動に重大深刻な影響をあたえた。農民や小商品生産者の大衆は、どんな手段によってでも、大地主・高利貸および政府とたたかうほかに生きる道がない状態に追いやられた。そして自由党の急進派は、まさに蜂起せんばかりの小農民大衆とむすびついて、ますます急進化した。ことに養蚕・製糸を中心としてインフレ期に好景気をうたっていた関東・東北・中部の農民は、デフレによって潰滅的な打撃をうけた。そのため、八三〜八四年には、関東の各地には、借金党・困民党あるいは小作党・貧民党などと名のるものが続出した。彼らは、集団で、大地主・高利貸と借金支払いの延期や利息の軽減、小作料の減免などを交渉し、また役場・県庁に租税・公課の減廃を要求した。急進派の自由党員はこれらとむすびつき、関東一円あるい

は関東・東北をむすぶ大蜂起を計画しはじめた。

一方、自由党の中央・地方の幹部の基盤である地主・富農・小資本家たちの一部は、没落する農民の土地を集積して寄生地主となって大衆と対立し、一部は、彼ら自身も深刻な不景気で青息吐息になり、政治運動どころではなくなった。彼らは、どうしてじぶんの財産・営業をまもるかに全精力をそそがねばならなくなり、政府・警察の日ごとにきびしくなる弾圧に抵抗して民権運動をつづける力を失なった。これは当然に自由党中央にも反映し、党幹部は、党員大衆の急進化とは正反対に、ますます日和見的になった。

急進派は孤立した。彼らは幕末の急進尊攘派志士と同じような悲歌慷慨にかられ、全国的統一指導部をもつことなく、各地で各個に蜂起するにいたった。

最初に八四年五月、群馬県の自由党員は、小農・小作・貧民を動員し、中山道鉄道開通式に政府大官が高崎に集まるのを襲撃して、これをいけどりにし、革命の旗をあげようとした。情勢を察した政府は、予定の開通式をとりやめたが、蜂起した三千の民衆は、高利貸会社をうちこわし、松井田警察分署を占領し、さらに高崎の兵営に進撃しようとした。しかしもともとそこまでの準備はなく、中途で食糧もなくなり、民衆は四散した。指導者日比遜(ひびそん)らは捕えられ、強盗・放火・殺人・兇徒嘯集(しょうしゅう)などの罪名で、徒刑一三年以下の刑に処せられた。

つづいて同年九月、茨城県下館(しもだて)の富松正安(とみまつまさやす)、福島県の河野広躰(ひろみ)らの加波山(かばさん)事件がおこった。

福島事件の弾圧者三島通庸が新たに栃木県知事を兼任したので、河野らは同県庁の落成式に列席するはずの三島および中央の大臣らを殺し、福島事件の仇を報いようとして準備中、東京で資金集めの強盗をしたことから、官憲の追究をうけ、また富松らの爆弾製造も失敗し、せっぱつまった彼らは、わずか一六人で茨城県の加波山にこもり、「革命の軍」を称したのである。彼らは民衆とのつながりが全然なく、彼らだけで山麓の警察分署を襲撃したが、山上では飲料水にもこまり、三日目に警察にとらえられた。富松ら七名は死刑、河野ら七名が無期徒刑、そのほか七名が有期徒刑に処せられた。民権運動で死刑にせられたのはこれがはじめてである。

このときすでに板垣総理をはじめ自由党幹部は、解党を考えていたが、群馬・加波山と相つぐ党員の蜂起に色を失ない、一〇月の大会で党を解散してしまった。その理由は、政府の弾圧がきびしくなって自由な活動ができないからという。

**秩父事件と飯田事件**

自由党幹部は恥ずべき裏切りの解党をしたが、革命的党員と民衆のたたかいはなおつづいた。解党直後の一一月一日、秩父地方の借金党・困民党の一万人が、自由党員の指導のもとに、借金四〇ヵ年賦、学校休業、公課・村費の半減、徴兵令改正、小作料一時免除、その他の要求をかかげて蜂起した。彼らは秩父の没落農民田代(たしろ)栄助を総理、同地方の自由党員加藤織平を副総理とし、整然たる部隊をつくり、軍律を定め、高利貸、大地主の家をうちこわし、借金証文や地券を焼き、二日の朝、秩父の警察と区裁判所・郡役所

を占領した。

　彼らの計画では、これよりさらに前橋監獄をやぶって群馬事件の同志を解放し、高崎兵営をおそい、東京に攻め上るというのであったが、三日目に政府の鎮圧軍が秩父にせまり、四日目に民衆部隊の主力はかいめつした。民衆の一部は群馬県に入り、ほかの一部は長野県の佐久地方に入り、その地の民衆とともに金貸や高利貸をうちこわしたが、一〇日までにことごとく鎮圧された。田代・加藤らは捕えられ死刑にされた。

　つづいて長野県下伊那郡飯田町にあった「愛国正理社」という自由主義団体を主宰していた桜井平吉、名古屋の「公道協会」の村松愛蔵、八木重治らが、大規模な蜂起を準備中に逮捕された（飯田事件）。彼らの計画では、信州から甲州に出て、三千名の「甲府貧民党」とともに八王子に入り、そこで「全国の同志」と合し、東京の上野で天下に自由革命を宣言するというので、「愛国義党」「自由革命」「天誅」と書いた大隊旗、「租税軽減」「徴兵令改正」「印紙税廃止」「貧民救護」と書いた分隊旗を準備していた。

　彼らの計画は雄大であるが、「全国の同志」はもとより「甲府貧民党」とも、組織的連絡をうちたてていたのではなかった。当時、信州・甲州の農民が一揆をおこしそうな形勢であり、三河・遠江には一揆がおこり、さらに秩父事件の影響で、民衆の動揺がはげしくなっていたので、彼らは、じぶんたちが挙兵すればこれらの民衆も蜂起して、一つの勢力に合するであろうこと

を期待していたのである。

飯田事件のもっとも重要な特徴は、じっさいに八木が看護卒として名古屋連隊入隊中に、兵士に働きかけ、彼のいうところでは、二〇〇名の同志をかくとくしていたことである。八木は軍隊内の組織活動をさいごまでつづけないで、後事を福住大宣（ふくずみだいせん）にたくして、脱営した。もし彼らがもっと後まで逮捕されないで、軍隊内の組織がかたまっていたならば、これは秩父事件よりも一段高い、革命的内乱になったであろう。なお村松は外国語学校でロシア語を学んだインテリで、ロシアのナロードニキ（人民の友派）の革命思想の影響をうけていたらしい。

このほか、八四年秋には、当時名古屋にいた奥宮健之らの蜂起計画、八六年七月には、静岡県の自由党員中野二郎三郎らの挙兵計画から一転した、箱根離宮落成式を機会に、これに参列する諸大臣をみな殺しにする計画があった。いずれも未然に官憲に知られて失敗した。

**蜂起の諸事件の性格と意義**

これらの諸事件のうち、加波山・名古屋・静岡のそれは、民衆との結合をもたない、幕末志士の「天誅」に類するテロリズムである。三事件とも資金かくとくのために強盗をするという、重大なあやまりをおかしている。

群馬・秩父・飯田の三事件は、小農・貧農・初期プロレタリアを主力とし、中農あるいは知識人出身の民権革命家が、これを指導したもので、以前のどんな農民一揆や世直しとも質的にちがう、明確に民主主義革命をめざす政治的蜂起の萌芽であり、群馬事件よりも秩父事件が、

それよりも飯田事件が、一歩ずつ組織的政治的に前進している。これらの場合でも、蜂起地点付近の権力機関を攻撃するまでは、あるていどの具体的計画と準備があるが、それから先は、われら一度び立てば四方の同志・民衆が呼応するであろうと、期待するにとどまった。全国的統一指導部が解体してしまった後の、小農・貧農を基礎とした蜂起は、ついに農民的地方的限界を克服することができなかった。

しかも権力者の方は、高度に中央集権化された支配機構と、近代的に装備された軍隊をもち、その中央と地方の機関は、電信でただちに連絡でき、交通・運輸路線も全面的に政府に管理されている。これにたいする武器らしい武器ももたない民衆の、せっぱつまった地方的分散的な蜂起が、容易に鎮圧され、または準備段階でつぶされてしまうのも、よぎないことであった。

**民権運動の衰退と朝鮮「改革」運動**

自由党が解党すると、改進党にも解党論がおこり、党首の大隈と副党首の河野敏鎌（とがま）ら最高首脳部が脱党して、党としての活動は停止され、ただその形だけが残った。大阪の立憲政党は自由党より先に解散しており、九州改進党もややおくれて解散、八四年末には自由や民権を主張する政党は、一つもないと同然になった。

ちょうどこのころ、一二月四日、朝鮮の首都ソウルで国政改革派の金玉均らが、日本公使の「援助」をうけてクーデターをおこし、日本軍隊にまもられて王宮を占領、清国に頼る王妃閔（びん）

氏一派から政権をうばった。閔氏らは清国軍隊に頼ってただちに反撃し、日本軍を一蹴し、日本公使館をもおそった。公使竹添進一郎はやっとのことで仁川にのがれた(甲申の変)。

政府はただちに外務卿井上馨を、二個大隊の兵をつれてソウルに急行させ、翌八五年一月、朝鮮政府の謝罪、損害賠償、日本公使館と兵営建設のための土地と資金の提供、そのほかをとりきめた条約を、朝鮮政府におしつけた。

この後もソウルの日清両軍は対峙したが、清国軍も自重し、日本政府でも、伊藤博文らが、まだ戦争するだけの国内体制はできていないとして、軍部の開戦論をおさえ、みずから全権となって清国天津に行き、(1)日清両国軍は同時に撤兵する、(2)両国とも朝鮮に軍事教官を出さない、(3)今後朝鮮に出兵するさいは相互に通知すること、をとりきめた(天津条約)。この第三項は、日清両国が朝鮮の主権を無視し、自由に朝鮮に出兵することを、相互にみとめあったことにもなるので、日本の朝鮮侵略の一段の強化である。

このとき、旧自由党員も改進党員も、完全に政府・軍部のあおりたてるショーヴィニズムのとりこにされた。高知では板垣退助、片岡健吉が先頭に立ち、一千人の「義勇兵」を編成した。政府はそれを放任している。板垣は自由党解党前に、後藤象二郎とともに、フランスから軍艦と資金を借り、金玉均一派を「援助」して朝鮮に内乱をおこさせようとしていた。急進的党員の目を外にそらせるためであろう。

改進党では、尾崎行雄などは「開戦論で狂せるものの如く」、大隈ももてあました。また壬午の変のさいには、日・朝・清の団結と平和を力説した小野梓も、国内の民主改革運動を放棄したとたんに、朝鮮の清国からの独立を説き、そのためには清国との一戦もさけないといわんばかりになった。そして大隈が創立し小野が主幹であった東京専門学校(後の早稲田大学)の学生は、甲申の変にあたっては、清国征討のはげしいデモをおこなった。

自由党左派の指導者であった大井憲太郎も、「朝鮮改革」を計画した。板垣・後藤の前記の計画のさい、彼らとフランス公使との連絡・通訳に当った小林樟雄(くすお)が、甲申の変の後、大井に、フランスの援助はあきらめて日本人だけで「朝鮮改革」をやろうと提案したのが、事のおこりである。彼らは八五年春から秋にかけて、朝鮮にのりこんで保守派の大官を暗殺し、独立派(親日派)に政権をとらせて、朝鮮を清国から独立させ、民主的改革をさせる、それをまた日本自体の「改良」の糸口にもしようと計画した。

しかし彼は第一に、朝鮮を清国から独立させて、「フランスに依て保護をうけ、その独立を維持する」というので、けっして朝鮮をすべての外国から完全に独立させようというのではない。第二に彼は、清国を敵視し、朝鮮を利用してロシアと清国を戦わせる謀略をも夢見ているし、第三に、日本人民は「愛国心」が全然なく、「頑癖の極」であり、これでは日本の進歩はできないから、「外患」、日清間の対立をおこして「社会に活動力をあたえる」のだ、ともいう。

人民を愚民視し、専制政府の下で「外患」をおこすことによって国民に「愛国心」をおこさせるというのでは、その「愛国心」はショーヴィニズム以外の何物でもありえず、それでは専制政府の民主化、「改良」ができるはずもない。この計画には景山英子も参加して禁錮刑に処せられた。英子は後年には、これは帝国主義的なあやまりだったと自己批判している。大井らは朝鮮に渡らないうちに一一月、長崎と大阪で逮捕されたので、これを「大阪事件」という。

自由党、改進党、急進派、漸進派、そのいずれを問わず、国内の民主化闘争を放棄し人民からはなれるとともに、東亜連帯論もまた放棄し、ショーヴィニズムないし国権主義にとらわれていった。

**皇室・華族・内閣・教育の新制**

謀略・買収・強権と武力による弾圧、あらゆる手段を用いて民主革命を鎮圧し国民をショーヴィニズムにみちびきながら、政府は一方では、議会開設後も天皇制専制をまもり通せるよう、皇室財産の設定、華族制度の改定、内閣制度の創設、教育制度の改革など、支配体制の強化をいそいだ。

天皇財産は、八二年二月、岩倉具視が、議会開設後に議会が国家予算案を否決したときにも、政府は官吏を養い軍備を強化できる財源にこまらないよう、日本中の富の半分を天皇のものにしなければならないと、政府に提議したことにはじまる。この年末から議会開設の一八九〇年までに、国有地のうち木曾の山林など経済価値のもっとも高い山林および原野、牧場などやく

三六五万町歩を天皇のものとし、日本銀行(一八八二年一〇月設立、唯一の兌換券発行権をもつ中央銀行)、横浜正金銀行(外国為替銀行)、日本郵船会社その他の日本経済の中枢をおさえる会社・銀行の株式のうち、政府所有の八六〇万円を天皇のものとした。

天皇の山林所有は、財産として安定性があるのみでなく、山を支配するものは水を支配する、そして水を支配するものは国を支配するという農業社会の理念により、天皇が水源地をおさえておくという意図があり、天皇の株式所有も同様に財産としての安定性のほかに、日本資本主義の基幹をおさえる会社の、ずばぬけて最大の株主に天皇をするためであった。天皇はこうして日本一の超大地主・超大資本家となった。

新しい華族制度は八四年につくられた。これまでの華族は、旧公卿・大名とその子孫の身分のよび名であったが、新制度では、公・侯・伯・子・男の五等の爵位をもうけ、これを、旧華族にはその家柄に応じて、また王政復古以来の「功臣」にはその功に応じてあたえ、爵位をあたえられたものを華族とした。その身分は世襲され、また爵位にともなう一定額以内の財産を「華族世襲財産」として、差押えをゆるさないという法律上の特別のあつかいをした。新華族制度の目的は、(1)議会開設のさい国民から選挙される衆議院に対抗する貴族院をつくる準備をととのえ、(2)最高級の官僚軍人を貴族とし、その国民にたいする権威をたかめ、かくて、(3)新旧貴族により天皇を人民からへだて、まもる「藩屏」(垣根と塀)をつくるにあった。

八五年一二月、これまでの太政官制は廃止され、新しい政府機構がつくられた。すなわち総理大臣および国務大臣をもって天皇に直属する「内閣」をつくり、大臣が行政各部門を分担した。国家機構の官僚制化を徹底させ、そこに権力を集中したのである。このとき皇室事務をとる宮内省は国政をおこなう内閣から分離した（皇室財産と国有財産の分離に対応する）。また内閣にも宮内省にもぞくしない「内大臣」なるものをおき、国家と天皇の印判を管理し、天皇を「常時」たすける役とした。つまり天皇がはんをおすことには、すべて内大臣が助言するので、これもまた他日万一政府が議会の支配下におかれても、天皇とその官僚の専制をまもりぬくためのものであった。

この翌八六年教育制度を体系的に改め、国家主義・天皇主義を小学校から大学まで系統的につらぬいた。そのためとくに小学校教員養成の師範学校では、軍事教練を正課とし、全生徒の寄宿舎制度をとり、学費および寄宿舎費を無料とした。これにより中産階級以下の子弟でも優秀なものは、師範学校に入り、人民を精神的に支配する機構の一員に「出世」する道がつくられた。また大学令では、大学は「国家に須要なる学術」の研究・教授をする機関とした。官立学校は、あらゆるてんで偏重され、私立学校は、政府の統制をうけて自由な教育を圧迫されたが、何の特典もあたえられなかった。

ついで翌八七年には、文官任用令が定められ、官吏の試験任用制を定め、とくに帝国大学法

科の卒業生は、無試験で高等官に採用するとした。天皇制が、民間の人材を支配者のがわに吸収する巧妙な装置である。

この間に「憲法」制定の準備も進められた。八一年に国会開設の詔勅を出したとき、政府はすでに内閣顧問のドイツ人学者レスレル(H. Roesler)の教えをうけて、天皇主権、政党内閣防止、統帥権の独立そのほか後の大日本帝国憲法に具体化される基本原則は定めていた。さらに八二年三月から一年半にわたり、伊藤博文らが欧州に行き、レスレルと同じ立場のドイツ人グナイスト(R. von Gneist)とスタイン(L. von Stein)について、天皇独裁に立憲的外見をあたえる方法を、こまごまと教えてもらった。たとえば、憲法上は宗教信仰の自由をみとめておいて、事実上は神道を国教とするために、神道は宗教の外であると定め、皇室と国家の大事や国家の祝祭日にはすべて神道の儀式をおこなうがよい、ということまで。そして前記の諸改革が終った八六年夏から、伊藤博文が井上毅らを用いて、憲法草案の起草にとりかかった。

**井上外相の条約改正案に反対のたたかい**

民権運動を鎮圧してからここまでは、政府にとっては天下太平と見えた。しかし、条約改正のことから再び反政府運動が津浪のようにたかまった。岩倉大使らの条約改正交渉が失敗した後、一八七六年寺島宗則が外相のとき、関税自主権の回復をめざして各国と交渉したが、何の成果もなかった。そのうちに外人の阿片密輸入や、コレラ流行時の外国船の検疫規則じゅうりんなどの事件が続出したが、治外

法権のために、日本がわではそれを処罰もできないので、税権よりも法権回復が先決であるとの国民の声がたかまった。そして一八七九年、井上馨が寺島に代って外相となり、東京駐在の列国公使と、法権回復を主眼とした条約改正の交渉をはじめた。数年の交渉のけっか、八七年春には、交渉がまとまり、調印を待つばかりとなった。改定の要点はつぎの通り。

(1)改正条約実施後五年で治外法権を全廃する。(2)その代償として、外人の日本内地における旅行・居住・営業・不動産所有の権利を、日本人と同等にみとめる(内地開放)。(3)日本の裁判所に外人の判事を任命し、外人関係の事件は、外人判事を多数とする法廷で裁判する。(4)治外法権廃止までに、日本の法律を欧米の原理にしたがって制定し、英文で外国に示し、その審査をうけて施行する。

これでは治外法権廃止は名ばかりで、じつは日本の裁判権を外国の支配下におくのみでなく、第四項で立法権までも外国の干渉をうけることになる。こうまでしても井上外相は、内地開放、つまり外国資本を輸入したかった。それは井上の背後にいる三井ら大政商が、外国資本とむすんで巨利をえようとするものである。

この間に政府は、条約改正のためには日本を欧米型の文明国にせねばならないと、東京に鹿鳴館という洋館をたて、伊藤、井上ら政府高官、華族、政商、各国の外交官と商人らが、しばしば西洋流の舞踏会をひらき、上流階級の風俗の洋風化から、「国語改良」「演劇改良」にいた

るまで、文化の各方面に「欧化」政策をとった。それは外人にこびへつらう、欧州文明の外形のきわめて低級な模倣であり、日本文化の植民地化にすぎなかった。この反動で支配者層の中にも国粋主義者がおこり、政府批判の声がたかまった。

このとき前記の条約改正案のことが民間に知られた。はじめ政府部内で八七年五月、内閣法律顧問ボアソナード(G. E. Boissonade)が、この案は現行条約よりもいっそう深刻に日本の主権を侵害する亡国条約であり、外人であるじぶんは、日本の高官にこれほど愛国心のないのをふしぎに思うとまでいい、これを廃棄するよう政府に強く勧告した。そこへ国権・国粋主義の農商務大臣谷干城が欧州から帰国し、井上案に痛烈に反対した。のみならず彼は、秘密専制外交を攻撃し、警察の専制をやめること、そのほか内政の根本的改革を主張して、伊藤首相らと全面的にしょうとつし、ついに辞職のよぎなきにいたった。支配層内部の国権主義者もいっせいに谷に同調した。このころには改正案は民間にも知られ、右の国粋主義者と左の自由民権派が、ともに政府猛攻撃をはじめた。伊藤首相・井上外相もその勢に抗しきれず、七月末ついに条約改正交渉は中止した。

民権運動最後の光輝

亡国条約案粉砕の大勝利にはげまされて、自由民権派はふたたび息を吹き返した。八月一二日、板垣退助は伯爵の特権を利用して、長文の意見書を天皇にさしだした。その要旨は次のとおりである。

真に対等条約をかちとるには、早く「国約憲法」を定め、専制政治をやめねばならない。いまの陸軍は国防のためでなく国民の反政府運動鎮圧の道具であるから、これを二、三万人にまで減少せよ。国防には海軍を先にし、陸軍は常備軍ではなく、国民の愛国心に頼って民兵制をとればよい。重税をやめ人民の負担を軽減することは、急務中の急務である。また政府が官立学校を偏重し、私立学校を統制して人民自由の気象をさまたげるのは、恐るべき深謀である、早く教育の自由を確立すべきである。四民平等に反する華族制度も廃止せよ。板垣意見書は以上のことおよびそのほかの革命的要求をかかげた。それは民権運動再興の綱領の意義をもった。

板垣や谷の意見書は、星亨らの手で秘密出版により全国に流され、旧自由党系の「壮士」(青年の政治活動家)と「書生」(学生、主として地方の私立の塾生)はぞくぞく東京に集まり、また各地で集会をひらいて、国約憲法と対等条約を要求した。

政府は九月、ついに井上外相をやめさせた。その一方で地方長官を召集し、伊藤首相は、国約憲法の要求と外交を人民の公議によっておこなえとの主張は、だんじて許すなと訓示した。べつに全国控訴院検事長、鎮台司令官も召集され、それぞれの大臣から、同様の訓示をうけた。政府はまるで内乱にそなえるような体制をととのえた。

一〇月、高知県人総代片岡健吉らは、植木枝盛らの起草した、「言論の自由」、「地租軽減」、「外交の挽回」の三大事を要求した意見書を政府に提出した。この「言論の自由」とは国約憲

法主張の自由にほかならない。そして「外交の挽回」は、対欧米屈辱をぬぐい去ることのみを主張しているので、朝鮮や清国への強硬政策を一言もいうものではなかった。彼らが国内の民主改革なり革命なりを本気にたたかうときは、侵略的な国権主義はかげをひそめるのであった。右の三ヵ条は全民主勢力の事実上の共同綱領となった。一二月には全国から二千人以上の壮士が東京に集まっていたといわれる。なかには爆弾を用意するものもあった。

中江兆民が実践上の指導者として進出したのはこのときである。またこの闘争には太平洋のかなたアメリカ合衆国に留学あるいは出かせぎしていた青年たちの間にも、本国に呼応して民主革命の運動がおこり、その代表たちは相次いで帰国したが、まもなく逮捕された。その一人に、後に景山英子の夫となる福田友作もいた。

政府は一二月二五日夜、とつじょとして保安条例を発布施行、この夜から翌朝にかけて、高知県そのほか二四府県の出身者数百名を、皇居を去る三里以外に追放した。片岡健吉は退去命令に応ぜず、逮捕投獄された。片岡の同志安芸喜代香(あきよか)らは、保安条例反対の意見書を首相に出そうとして、その場で逮捕投獄された。その意見書にいう「国家のまさに滅亡せんとする、これを傍観座視するに忍びず、むしろ法律の罪人たるも退いて亡国の民たる能わず」と。

これは全国的な自由民権革命闘争の火の最後の輝きであった。この後、自由民権運動はふたたび立ち直ることはできなかった。この翌年、後藤象二郎は、旧自由・改進を問わず自由主義

諸勢力の「大同団結」をとなえて、世論の熱烈な支持をうけたが、それはもはや革命的民主運動でないのみか、改良的でさえもなく、たんに二年後の選挙をめざした各地の在野政治家の事前運動にすぎなかった。そして後藤は政府から口をかけられると、平然として逓信大臣になった(一八八九年三月)。専制政府反対のはずの「大同団結」が、専制政府と野心家の「大同団結」に利用されようとは！　また大隈重信はこれより一年以上も前、八八年二月に井上馨の後任の外相となり、改進党は政府の准与党になってしまっていた。

自由民権の革命はついに成らなかった。しかしその歴史的意義は巨大であった。このたたかいが日本の歴史ではじめて、人民の権利と革命の思想を国民的にひろめ、政党を結成して民権をかちとる道を示した。そして専制政治をして、えせ憲法にもせよ憲法と名のつくものを制定させ、その中で、きわめて制限された範囲においてではあるが、国民の参政権と基本的人権を規定させた。経済上でも民権運動は、法定地価と売買地価の完全な分離をかちとり、地租の封建的な性質を解消させる条件をつくった。そして対外的には、この運動は井上外相の条約「改正」事業を粉砕し、民族主権の完全独立に重大な前進をなしとげ、またはじめて、日本人の間にアジアの被圧迫民族の連帯の思想を芽ばえさせた。民権運動はまた革命運動における平和的コース、武装蜂起、統一戦線などの豊富な経験を残している。これらのてんに、自由民権運動の、現代にもなお輝やく歴史的意義がある。

# 27 天皇制の完成

## ――古代と近代の結合とその矛盾――

大日本帝国憲法発布の式典

保安条例の一撃で、自由民権派の再度の攻勢を撃退した後、一八八八年四月、伊藤首相らは憲法草案の起草をいちおう終った。ついで新たに天皇の最高諮問機関として「枢密院」をもうけ、伊藤みずからその初代議長となり、一二人の「元勲練達の士」すなわち官僚政治家の長老たちが顧問官に任ぜられた。彼らと内閣大臣たちとが、天皇臨席のもとに枢密院会議をひらいて、憲法草案を審議し、多少の修正を加え「大日本帝国憲法」を確定した。一八八九年(明治二二)二月一一日、大日本帝国憲法は発布された。国約憲法はついに成らず、欽定憲法が、天皇から「臣民」に「下賜」されおしつけられたのである。

### 大日本帝国憲法の発布

この憲法は、「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」(第一条)、また「天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ」(下略、第四条)と、天皇が唯一の統治権者であることを定めた。行政府として内閣が、立法府として帝国議会が、司法府として裁判所が、憲法上に定められたが、それらはすべて天皇の統治をたすける分業機関にほかならない。国民は天皇に統治される「臣民」とされ、たんに天皇の統治を「翼賛」(たすける)するだけである。

内閣(政府)は天皇の任命する総理大臣と国務大臣によって構成され、天皇にたいしてのみ責任を負い、天皇の大権は軍隊統帥をのぞいて、すべて政府の「輔弼」(手助け)によっておこなわれるので、つまり政府は、事実上天皇の名による専制府であった。文武官吏も天皇から任命さ

れ、官吏服務紀律により天皇および天皇の政府にたいしてのみ忠誠の義務を負うた。
軍隊の統帥には政府や議会の関与をゆるさず、天皇の統帥権を輔弼する参謀本部など軍令機関は、天皇に直属し、政府から独立している。
帝国議会は、政府の提出する国家予算案と政府または議員の提出する法律案を審議確定するだけの機関で、軍隊の統帥はもとより、大臣および文武官吏の任免、外国との条約締結、宣戦・講和等には何ら関与できない。
予算案の提出権は政府にあり、議会にはその審議権のみしかなく、しかも憲法上の天皇大権に基づく既定の歳出や、法律の結果によりまたは法律上政府の義務にぞくする歳出（たとえば文武官の俸給など）については、議会は政府の同意なしには削減できない。立法権にしても、議会は法律案を審議確定するだけで、議会を通過した法律案は、天皇の裁可（つまり事実上は政府の同意）を得てはじめて法律となる。天皇は裁可を拒否する絶対的な権限をもっている。また天皇は（したがって事実上は政府は）、「法律」という名ではなく、「勅令」の名で議会を通さないで法をつくることができる。議会の召集、停会、閉会、衆議院の解散は天皇のみがおこなう。
帝国議会は、皇族議員、華族議員、天皇が選任する勅選議員および一定額以上の直接国税を納める富豪（多額納税者）の互選議員より成る貴族院と、「臣民」の中から選挙される議員（代議士）より成る衆議院の二院に分れ、両院は、衆議院が予算先議権をもつほかは、完全に対等である。

つまりこの議会は、西洋絶対王政下の身分制議会と本質において同じである。しかも貴族院の構成を定めた貴族院令の改廃は貴族院のみが発議しおこなうのであって、衆議院はこれに一指をふれることもできない。これに反して衆議院議員選挙法は、一般の法律と同様に貴族院をも通過せねばならず、またとくに枢密院の議をへなければならない(後年、衆議院を通過した普通選挙権法案が貴族院で拒否されたことがある)。

臣民は代議士の選挙・被選挙権や文武官になる権利や、「法律の範囲内」での基本的人権をみとめられているが、その「範囲」は法律・勅令等によりきわめてせまく限られていた。

要するに大日本帝国憲法は、天皇とその政府・軍部の専制を廃止するものではなく、それに憲法的形式をあたえたものであった。また天皇の統治権は、祖先の神々からうけついだもので、この憲法により定められたものではないとされており、その意味では天皇の権力は依然として古代専制君主的な、憲法を超えるものであった。「天皇ハ神聖ニシテ侵スベカラズ」という第三条は、君主は国政につき責任を問われないという立憲君主制の原則を示したものではなく、文字通り天皇を超越的な神聖な存在とするものであった。

しかしその統治権が「此ノ憲法ノ条規ニ依リ」おこなわれるとし(第四条)、天皇大権が列挙され、その行使のしかたが規定されたというてんでは、天皇も憲法に拘束される憲法内の存在となった。つまりこの憲法は、一面では天皇を超憲法的な地位に置き、他面では憲法内の存在

として立憲君主制へ一歩接近するという矛盾をもっていた。この接近および「臣民」の参政権と基本的人権がいくらかでもみとめられたてんに、自由民権運動の成果が反映されていた。これを国民のがわからいえば、国民は議会の立法協賛権および予算審議権を武器として、あるていど国民の要求を国政に実現する道が開かれた。

**軍隊・警察・地方制度**

天皇制の最重要の実力装置である軍隊は、憲法発布の年までに、もっとも「近代的」に組織されていた。すなわち一八八八年の軍制改革で、鎮台制は廃止され、近代ドイツの軍団制にならった戦略単位としての師団に改められた。その兵力は一八九〇年には、近衛師団も合わせて七箇師団、北海道屯田兵（とんでんへい）やく一万人、合計で五万三千人の現役兵をもち、現役を終った予備役・後備役が二〇万人をこえていた。海軍は一八八六年に全国を五海軍区にわけ、九〇年には、横須賀・呉・佐世保の三鎮守府がつくられ、二五隻・五万一千トンの軍艦と一〇隻の水雷艇をもった。陸軍大学校、海軍大学校以下の将校養成機関も整備された。この陸海軍の兵士をとりしまり、また一般国民の軍隊にたいする「犯罪」――その最も重要なものは民主主義や反軍国主義思想の宣伝である――をとりしまるための憲兵隊が、一八八一年につくられており、また兵士の天皇にたいする絶対の忠誠と上官にたいして天皇にたいすると同様の服従を命令し、兵士の厳守すべき道徳の根本を定めた「軍人勅諭」も、一八八二年に出されていた。

徴兵令はその制定以来憲法発布の年の一月までに、三回の改正がおこなわれ、不具廃疾者以外の免役規定はすべてなくなり、また戸籍制度が整備されたので、戸籍をいつわり、あるいは逃亡して兵役をのがれることは、ほとんど不可能となった。

天皇制の第二の重要な実力装置である警察制度は、憲法発布の年から翌年にかけて、大改革がおこなわれた。それまでの制度では、各地方の行政・交通の中心地に警察本署があり、その下に地方によっては二、三の分署をもうけ、巡査(この名称は一八七五年にできた。それ以前は邏卒、捕亡、ポリスといった)は、本署または分署に出勤し、たえず管内を巡り査べていた。その制度を改めて、本署・分署の数を少なくし、警察官の派出所や駐在所を多くし、警察力の配置を分散させ、全国どんな山村離島にも、サーベルをつけた警察官が一人は必ずいるという、警察の網をはりめぐらした。

このいわゆる散兵警察制の技術的基礎は、電信電話の発達により、分散した警察の統一的な指揮・連絡が可能になったことである。人民が電報をうつのに十里以上も歩いてゆかねばならない所でも、警察本署と駐在所は、電話で一瞬にして連絡していた。警察制度改正の年に、次にのべる新しい市町村制がおこなわれるが、全国の新町村の総数やく一三、〇〇〇と、派出所・駐在所の総数やく一一、四〇〇は、ほぼ対応する。この後は警察制度の重大な改革はなく、ただその権限を強め、ことに行政警察、政治警察を増強するだけである。

政府はまた憲法発布の年に、市町村制を定め、これまでの自然村落を基礎とした町村を合併して新たな行政単位をつくり、その組織を全国的に統一した。自然村落のもっていた共同体的要素を利用しながら、これを中央政府の行政の最末端機構に改編するというのは、明治初年以来政府の一貫してとってきた政策であるが、それがここに基本的に完了した。

市町村には内務大臣および府県知事の一般的監督権の下に、長、助役、収入役の三役が置かれ、またその市町村かぎりの予算と事業を審議決定する機関として町村会がおかれた。その会議員は住民の選挙によってえらばれる。選挙権は直接国税二円以上(田でいえばやく三反の地租)を納める男子にかぎられ、しかも納税高により市会は三級選挙、町村会は二級選挙の制度がつくられ、各級ごとに同数ずつの会議員を出すとして、ろこつに地主および有産者階級の支配的地位を保障していた。また町村長は無給の名誉職とされたから、金持で、しかも事業経営にいそがしくないもの、つまり寄生地主のようなものでなければ、町村長はつとまらなかった。

この町村制を「地方自治制」と称したが、それは憲法により議会が開設された後、衆議院の勢力が強くなり、官僚専制内閣に打撃をあたえるような事態が生じても、「中央政局異動の余響をして地方行政に波及せしめざるため」に、つまり議会政治から天皇制をまもるためにつくったのだと、この制度創設の責任者である山県有朋(当時内務大臣)が語っている。要するにこれは地主や地方の富豪を天皇制の下部機構に吸収する装置であった。「自治体」とは名のみで、市町

村の主要な事務は、徴兵、徴税、そのための戸籍作製と管理、義務教育学校の設立と維持など、中央政府の命令し委任する事がほとんどすべてであった。したがってその予算も、一部は中央からの強制予算で、市町村で自由に編成できる部分は少ない。

**教育勅語と学問・信仰の自由**

さいごに国民の精神的支配のための原理として憲法発布の翌一八九〇年(明治二三)一〇月、「教育に関する勅語」が発布された。これは軍人勅諭につぐ天皇の国民への直接の訓諭である。教育勅語は、天皇の祖先が宏遠の昔に国をはじめ、国民の道徳を深厚にうちたてたといい、国家と天皇と道徳の根源とを一体化し、天皇への忠と親への孝を道徳の根幹とし、儒教倫理の徳目をならべ、また国憲を重んじ国法に従い、勤勉に働き、戦争のさいには天皇のために勇敢にたたかい、天地とともに天皇が栄えるよう、全力をつくせという。これには「愛国」という道徳はなく、国民の権利や自由や平和は一字も出ない。これより教育統制は、微に入り細をうがつようになる。九六年には学校の式日に「君が代」その他を必ず歌うことまで制度化された。「君が代」は一八八〇年制定の天皇讃歌であって国歌ではなく、当初は宮中と軍隊だけで歌われていた。

教育勅語はいっさいの学校教育の基本原理とされたのみでなく、国民の精神生活の最高のおきてとされたが、道徳ないし精神生活の原理を君主がその祖先以来の伝統として定め、国民に強制することは、近代国家には例のないのみか、キリスト教の支配した西洋の絶対主義にもな

い。これは近代天皇制の古代アジア的専制主義の側面を示すものであった。これによって、明治維新以後ようやく芽ばえていた学問・思想・信仰の自由は、大いにさまたげられた。宗教ではキリスト教、学問では社会科学とくに日本歴史学が、最大の被害をうけた。

幕末にあらわれたカトリック教徒は、維新政権の残虐な迫害に抗して信仰の火を燃やしつづけ、新たに外人宣教師の布教でじょじょにプロテスタントも多くなり、政府も弾圧の無力をさとり、また条約改正の条件をつくるためもあって、一八七三年に切支丹宗門禁止の高札をとり去り、事実上信仰の自由を黙認した。日本人の中からも、幕末にアメリカに密航して神学校を卒業し、一八七四年末に帰国、プロテスタンチズムの学校「同志社」を京都におこした新島襄(じょう)のような偉大な指導者が出て、一八八〇年代にはキリスト教は日本の宗教・思想・文化界に清新の気をふきこむ一勢力となっていた。そして大日本帝国憲法も「安寧秩序ヲ妨ゲズ、及ビ臣民タルノ義務ニ背カザルノ限リニ於テ」との条件付きではあるが、いちおう信教の自由をみとめていた。しかし教育勅語が出てまもなく、御用学者井上哲次郎らは、キリスト教は教育勅語に矛盾すると攻撃しはじめた。それにたいしてキリスト教徒の方では、横井時雄らが矛盾しないと弁解につとめ、論争は一八九〇年から九四年までつづいた。キリスト教が本来教育勅語に矛盾しないのではなく、日本ではそれと矛盾しないような「キリスト教」しかゆるされなかったのである。これはたんに宗教の一派の受難にとどまるものではなく、日本人は天皇教から自

由にされなかった、ということである。
また日本歴史学は、大打撃をうけた。教育勅語の出た二年後に、東京帝国大学教授久米邦武が、「神道は祭天の古俗なり」との論文で大学を追われた。これ以来第二次世界大戦で日本が敗北するまで、日本国家の起源の科学的研究や国家神道の批判やそのほか皇室に不利な歴史的研究を公然と発表することはできなかった。学校教育では、日本国は天皇の祖先の神々がつくり、その神の子孫である天皇が永遠に日本を統治するものと定まっており、天皇中心に日本歴史は進んできたという、系統的な虚偽を説くことを強制せられた。これが日本人の歴史についての科学的な知識と考え方の発達をおしとどめた害ははかり知れない。その余毒は現代もなお広く強く残っている。

**家父長制家族制度**

教育勅語においては、天皇への忠と親への孝が「国体の精華」とされているが、その忠の対象たる国家の天皇制に対応して、孝の対象である家父長制家族制度——家庭の天皇制——が、法律に固定せられた。
この時期においても、国民の間に支配的な家族関係は、封建時代と同様の家父長制であったが、傾向としては、家父長制は江戸時代中期以来、商品生産の発展につれてじょじょに弱まりつつあった。ろくに「財産」とてもない下層の町人・農民の間には、必ずしも長男の家督相続制もなく、娘・息子の結婚の自由もかなりみとめられていた。その傾向は維新以後資本主義の

発達、職業の自由・移動の自由の国家による法認などによって、いっそう促進された。知識人の間には、福沢諭吉をはじめ平等の夫婦中心の家族制度の主張も多くあらわれた。政府も、条約改正のためには西洋近代の家族法をとりいれる必要をみとめ、フランス人顧問ボアソナードの指導のもとに民法典の編纂に努力し、その家族法の部分は、一八九〇年一〇月公布し、九三年(明治二六)から実施することにしていた。

このときの民法では、家督相続制を中核とする家父長制を形式的にはみとめているが、実質的には、夫婦中心で家族を構成し、家族員の独自の財産所有権や結婚・居住の自由などをみとめていた。それは、現状ではなお支配的な家父長制を考慮しながら、家族関係の変化しつつある方向を重視し、その方向にそったものである。しかしこれにたいしては、東京帝国大学教授穂積八束(ほづみやつか)らの「民法出デテ忠孝亡ブ」という猛烈な反対論がおこった。穂積らも平民の間に家父長制に反する習慣のあることはみとめていたが、「平民の習慣は習慣に非ず」、日本の家族法の基礎とすべき習慣は華士族のそれでなければならないという。政府もそれに同調し、けっきょく新民法は施行されず、新たに封建時代の武士階級の家族制度を基礎にした、きびしい家父長制家族制度を定めた民法がつくられ、一八九八年(明治三一)から施行された。これが第二次大戦後の新憲法にもとづく民法ができるまでひきつづきおこなわれ、その間に多少の修正があっただけである。

以上のような天皇制の経済的基礎の一半は、半封建的な土地制度であった。それには、(1)旧幕府諸藩の領有地をうけつぎ、地租改正後もひきつづき国有とせられたぼう大な山林原野、(2)その中から経済的価値の高い部分を選んで設定せられた皇室領地および、(3)民有農地において支配的な土地制度となった寄生地主の土地所有の三形態があった。

**天皇制と半封建的土地制度**

一八九〇年における国有林野は一二〇〇万町歩をこえ、皇室所有の林野は三六五万町歩をこえた。民有(町村有をふくむ)の林野はわずかに七〇〇万町歩ほどである。このぼう大な国有および皇室有の林野は、政府と天皇の財政的基礎として重要であったばかりでなく、農業における半封建的な生産関係を維持するうえに重大な役割を果した。

日本においては、牧畜業は近代になってもほとんど発達しなかったが、その重大な理由の一つは、牧畜に適する原野の大部分が、国有または皇室有とされていたために、民間でこれを自由に利用できなかったことにある(もう一つの重大な理由は、農民に牧畜経営の資本がとぼしかったことである)。また耕地の総面積も、統計が比較的に正確になった一八八七年(明治二〇)のやく四六一万町歩(沖縄県を除く)、国土総面積の一一・九%から、一九二一年(大正一〇)の六一六万町歩(沖縄県をふくむ)、国土総面積の一五・八%へとわずかしか増加しなかった(その後は耕地は減少する)。民有の開墾適地が少なく、資本もなかったためである。

こうして一八九〇年代にはなお生産人口の七割をしめた農民は、狭小な民有農地にひしめきあっていたが、そこでは一八八〇年代のデフレーション期以後、寄生地主制が急速に支配的な土地制度になっていった。一八八七年(明治二〇)にはすでに全国の田の四四%、畑の三四%は小作地になっており、全農家戸数の二二%は純小作、四五%は自作兼小作または小作兼自作であり、完全な自作は三三%しかない。そして現物で収穫の五割以上にもおよぶ小作料の収奪が国家によって強力に保障されていた。

この当時の農家の耕作面積は全国平均ではやく一町になるが、全農家の四割近くは五反以下の耕作面積しかなく、五反以上一町未満の耕作者が三割をこえた。五反前後の経営では、自作地のみの経営でも、家族の生存のための生産がせいいっぱいで、利潤のための生産は望みがたい。まして小作にあっては、農業のみでは生存することさえも困難である。さらに水利・かんがいにおける小農民・零細農民の権利はきわめて少ない。こうした農民が、村の共同体的規制にしばられ、地主に隷属させられ、自主独立の人格として自立することが困難であるのは、いうまでもなかろう。ここに彼らが天皇の神的権威に呪縛される基礎があった。また小農経営はもっぱら家族労働によったから、そこではなお家父長制が存続せざるをえない。また地主階級は、その小作人支配と収奪を保障する天皇制を熱烈に支持し、天皇制は地主を通して全農村民を支配した。さらに地主階級は、「地方自治」制において天皇制支配機構の下部にくみいれられ、

衆議院と貴族院において、彼らの階級代表を天皇制の中央機構にもった。

**天皇制と資本主義**

天皇制のもう一半の経済的基礎は、国家資本および政商特権資本の支配する資本主義である。一八八二年(明治一五)から八五年(明治一八)にかけての深刻な不況をともなった紙幣整理が完了したのち、資本主義産業は急激に発展しはじめた。八四年から九〇年までに、全国の会社資本金は一三四〇万円から一億八九〇〇万円へと、一四倍に飛躍した。この期間に機械紡績工場と紡錘数は、一九工場・五万錘から三〇工場・二七万七千錘に増加した。「ガラ紡」といわれた国産の道具による紡績マニュファクチュアーの没落、紡績業の機械制大工業化への道は決定的となった。

民間企業の王座を占める生糸生産(製糸)では、まだ坐繰り製糸のマニュファクチュアーが主要な生産形態であったが、器械製糸も確実に増大した。

各地の産業がおこるとともに、鉄道ブームがおこり、東京青森間の鉄道を建設し経営する半官半民の日本鉄道会社(一八八一年創立)をはじめ、多数の私設鉄道会社がおこり、官営の東海道線も、東京―神戸間が一八八九年七月に全通した。八六年から九一年までに、鉄道営業マイル数は一六四マイルから一六一一マイルへとやく一〇倍になった。

このようにして民間の資本主義企業もしだいに急速に発展しはじめたとはいえ、しかもなおこの資本主義は、国家資本および国家とむすびついて特権をもった三井、三菱、住友、渋沢、

古河その他の政商の資本に支配されていた。機械の製作は官営の軍事工場がほとんど完全に独占しており、鉄道の幹線は国有国営かまたは日本鉄道会社のように半官半民であり、その「民」も華族や政商であった。海運は、三菱汽船会社と三井系の共同運輸会社が一八八五年に合同した日本郵船会社が遠洋航路を独占していたが、三菱も共同運輸も政府の手厚い保護によって成長したものであり、郵船会社の最大の株主が天皇であることからもわかるように、これは国家資本と結合した典型的な国策会社であった。紡績業の機械化の先頭をきったのも、華族と政商の資本であった。鉱業は、国有の佐渡金山と生野銀山が一八八九年に皇室領とされ(一八九六年三菱に払い下げられる)、別子銅山は住友家が、足尾銅山は古河家が、三池炭鉱は三井家が、というように政府の特殊の保護をうけた政商が、日本の最重要の鉱山を所有し、鉱業界を支配していた。そして准国有国営の日本銀行が唯一の発券銀行となり、同様に准国有国営の横浜正金銀行が唯一の為替銀行となり、金融界を支配していた。

**労働者の惨状**

資本主義産業における労働者は、主として没落農民から出てきたが、その状態はきわめて悲惨であった。その典型的な姿は炭鉱においてみられる。三池炭鉱は、はじめは国有国営で、その時期には二千人の囚人を労働力の基幹とし、それとほぼ同数の没落農民出の労働者を囚人同様に虐使していた。一八八三年(明治一六)、三池の大浦坑内で火を発したとき、当局は坑内に囚人二四名と普通坑夫二二名がいることを承知の上で、消火の

ために全坑口を密閉した。そのために四六名はむし焼きになった。三池炭鉱はこの二年後に三井にただ同然の安値で払い下げられる。三井はこの炭鉱で政府経営時代と同様の残虐きわまる搾取をおこない、それを出発点として、鉱・工業に進出し産業資本家を兼ねるようになる。

三菱も、官営高島炭坑を後藤象二郎がいいかげんなねだんで払い下げを受けたのを、さらに三菱が引きとり(一八八一年)、鉱・工業へ進出する第一歩としたが、高島炭坑における坑夫虐使は、日本資本主義史上の最も悲惨きわまる代表的な例であった。たとえば一八八四年コレラ病が流行したとき、会社は発病後一日たったものはすべて、その死亡が確認されないものでも鉄板上で焼いた。こうして全坑夫の半数一五〇〇名が死にまたは殺された。

鉱業におとらず工業でも、労働者の状態は悲惨であった。製糸や織物のマニュファクチュアでは、一日一五〜一六時間の労働で、賃金は男工一七〜一九銭、女工一二銭ぐらい。当時民間の唯一の機械制大工業である紡績工場でも、一八九〇年の女工平均賃金一日八銭二厘、男工平均一七銭であった(当時米一升が八〜九銭、紡績会社寄宿舎の非人間的な食事でも一日の食費は六銭)。この低賃金で一日一二時間二交代制で深夜も休まず操業した。これを当時の外国の紡績労働者とくらべると、日本女工の最高賃金もイギリス女工の最低賃金の一〇分の一、イタリア女工の最低賃金の五分の一で、紡錘一本につき一年の棉花消費高は、イギリスで三五ポンド、植民地インドでさえ一三四ポンドであるが、日本はじつに二二〇ポンドもあった。

そして政府は、労働者の資本家にたいする反抗は徹底的にとりしまった。機械制工業の労働者は官営軍事工場をのぞいてはまだ一万人も存在していない一八八〇年に制定された刑法に、すでに、農業工業の雇われ人が賃上げや待遇改善の要求で闘争することを処罰する規定をもうけていた。政府はまた一八八三年、「工業上の雇主と被雇者及師弟間取締法制定の可否」を東京商工会に諮問したが、欧米の先進資本主義国で、労働運動のさかんなのを知っていた政府は、日本では、まだ欧米的な労働運動の萌芽さえもないときすでに、日本にも早晩労働運動のおこるのを予想し、こんなに早くから手を打っていたのである。

**天皇制の完成**

大日本帝国憲法を基軸として、絶対主義天皇制は国民の精神的支配の体系から経済的基礎もふくめて、あらゆる細部にいたるまで完成された。それは、電信・電話・鉄道・新聞そしてサーベル・大砲・小銃・軍艦という最新の文明の物的手段を、古代的な神聖不可侵の君主の権威と結合させ、能率的な高度の中央集権機構を以て、為政者が全国民の一人一人を、直接に、その日常の物質的および精神的生活のすみずみまでも、天皇の名において支配する体系であった。

国民大衆には、統治者・元首としての天皇にたいする政治的に自覚された尊敬はほとんどなかった。しかし宗教的ともいうべき「天子様」にたいする畏敬は、憲法発布のころにはいきわたっていた。一八八〇年に東京大学教師のドイツ人ベルツは、東京市民が自発的に天皇の誕生

日に国旗をかかげて祝うことがなく、巡査が市民を強制してまわるのを見て、「東京市民が君主に関心をもつことの少ないのを悲しむ」とその日記に書いていた。このような事態は後々までもつづくが、日本国民は天皇の人格にたいしては無関心であっても、天皇の神格にたいしては、西洋人の想像もできないほど深く畏服していた。明治二〇年ごろ東京鎮台司令官であった三浦梧楼（ごろう）は、後年、「兵隊に天皇陛下ということを教えるにさえ、いろいろの説明がいる時代である。天子様といえばすぐわかる」とのべている。明治初年には前記のように（一三五頁）、「天照皇太神宮様から御つぎ遊ばされたところの天子様というもの」を、政府がいっしょうけんめい国民に教えてやらねばならなかったが、その効果は、ようやくあらわれてきた。

人民の大多数が、農漁民や零細商工業者や職人のように分散して生産し生活し、しかもその生活が不安定きわまる社会では、彼らはつねに依頼すべき権威をもとめる。その権威は神であり、共同体の伝統であり、また領主でもある。ところが維新以後は、領主の権威は、天皇の一身に集中された。しかも天皇は、民衆が信仰している神社の神々の中の神である天照大神の子孫とされており、政府はそのことをあらゆる方法でたえまなく国民に教育し、天子様という神的権威にたいする畏服を、国民の間に急速にしみとおらせることに成功した。そしてこの畏服の方が、なまじっかな人格的尊敬よりもはるかに強烈で深刻な政治的意義をもっていた。

このようにして完成された近代天皇制国家では、人間が人間として尊厳なのではなく、人は

つねに神聖な天皇を仰ぎ見て、天皇との関係における位置によって人間の価値の序列がつくられ意識される。この序列での臣民の最高の栄誉ある地位は、「大臣大将」である。そしてそれにいたる道は、身分にかかわらず開かれている。男子なら誰でも、試験に通り学資のくめんがつけば、中等高等の教育を受けることができ、また学歴がなくても、国家試験を通れば高級の官吏になることもできる。ことに陸海軍の学校は学資がいらないので、家計のために早くから労働せねばならないほど貧乏な家の子でなければ、金持というほどではなくても、進学しやすく、将来の大将を夢見ることもできる。

ここに立身出世主義の価値体系が成立し、かつ、それが社会で支配的になる。このほかに三井・三菱のような大富豪をめざす価値体系や、「すえは博士か大臣か」といわれるように、「博士」＝知的指導者をめざす価値体系もあったが、それらはいずれも「大臣大将」コースに従属するコースにしかならなかった。

こうして国民の中の優秀な人材を、たえず支配層の中に吸い上げ、あるいは彼らに奉仕させる巧妙な装置とイデオロギーがつくられていき、それが天皇制を国民の内面から支える条件となった。さらに最新の文明の手段による抑圧の体系が、国民の服従を外から強制した。

この内外両面からの作用によって、近代天皇制は国民の才能と活力を結集することに成功し、東アジアにおける最初の資本主義産業と近代的軍備をもった国家に成長してゆく。

しかしそれは自己矛盾にみちていた。この天皇制の経済的基礎の一半である国家資本および特権資本に支配された資本主義は、他の一半の経済的基礎である半封建的地主制とは、一時的部分的には相互に利益となりおぎないあう面をもちながらも、本質的には矛盾していた（具体的なことは後章でのべる）。また天皇制は精神的には、天皇を神的権威とする反科学的な神秘主義を基礎としながら、科学的合理主義なしには、近代の世界で自己を維持するに必須な近代的軍備と産業を発展させることはできない。また資本主義の発展は、天皇制の社会制度上の支柱である身分制と家父長制を衰退させる。

そして天皇制にとって致命的な矛盾は、その階級的基礎である地主と資本家にたいする農民と労働者の階級的対立が、地主制および資本主義の発展とともに不可避的に発展するということである。このばあい、特権をもたない一般の資本家は、労働者階級とは決定的に対立しながらも、一方では特権資本家と多かれ少かれ対立するので、事態はきわめて複雑となる。

これらの諸矛盾が、この後の日本歴史を動かす深部の力となるが、さらに日本が入りこんでいる国際関係が、国内の諸矛盾と相互に深刻に作用しあって、事態をいっそう複雑にする。その過程で絶対主義天皇制はじょじょに変化してゆく。